

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人自動車技術総合機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第2期）	
	中期目標期間	令和3～7年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		国土交通大臣		
	法人所管部局	物流・自動車局	担当課、責任者	技術・環境政策課長 小磯 和子
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 清水 巖
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下のとおり。 （1）外部有識者意見聴取（令和8年6月26日実施） 以下の外部有識者4名に意見聴取を実施。（敬称略、五十音順） 井澤 浩昭 井澤公認会計士事務所 公認会計士 新藤えりな 九段坂総合法律事務所 弁護士 中野 公彦 東京大学生産技術研究所 教授 伊東 敏夫 芝浦工業大学 SIT 総合研究所 特任研究員 （2）理事長・監事ヒアリング（令和8年6月26日実施）

4. その他評価に関する重要事項
独立行政法人自動車技術総合機構は、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成27年法律第44号）により、平成28年4月1日に自動車検査法人と交通安全環境研究所が統合し、設立された。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
		B	A	A	A
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) 及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定) の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均に最も近い評価が「A 評価」であること、また、下記事項を踏まえ「A 評価」とする。 【項目別評価の算術平均】 (A 4 点×10 項目×2 + B 3 点×2 項目×2 + A 4 点×4 項目 + B 3 点×1 項目) ÷ (17 項目 + 12 項目) ≒ 3.82 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※なお、算術にあたっては、評価毎の点数を S：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点とし、重要度の高い 12 項目 (項目別評価総括表、項目別評価調書参照) については、加重を 2 倍としている。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおり、評価項目全 17 項目のうち 14 項目について「当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、3 項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、安定的な経営が実現している。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	法人の自己評価について異論なし。
その他特記事項	特になし

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
自動車	自動車の審査業務 型式認証における基準適合性審査等	B○ 重	A○ 重	S○ 重	A○ 重	A○ 重	I.1.(1)①	
	自動車の審査業務 検査における基準適合性審査	B○ 重	B○ 重	A○ 重	B○ 重	A○ 重	I.1.(1)②	
	自動車の登録確認調査業務	B○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	I.1.(2)	
	自動車のリコール技術検証業務	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	I.1.(3)	
	研究内容の重点化・成果目標の明確化 自動車（安全関係）	A○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	I.2.(1)①	
	研究内容の重点化・成果目標の明確化 自動車（環境関係）	A○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	I.2.(1)①	
	研究内容の重点化・成果目標の明確化 鉄道等	B○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	I.2.(1)①	
	外部連携の強化・研究成果の発信、受託 研究等の獲得、知的財産権の活用と管理 適正化	A○ 重	S○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	I.2.(1)② ③④	
	自動車の審査業務の高度化 型式認証における基準適合性審査等	B	B	A	A	A	I.2.(2)①	
	自動車の審査業務の高度化 検査における基準適合性審査	B○ 重	A○ 重	B○ 重	A○ 重	A○ 重	I.2.(2)②	
	自動車のリコール技術検証業務の高度化	B	B	B	B	A	I.2.(3)	
	自動車基準の国際調和への支援	A○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	A○ 重	I.3.(1)	
鉄道システムの海外展開への支援	A○ 重	A○ 重	A○ 重	B○ 重	A○ 重	I.3.(2)		
その他国土交通行政への貢献 盗難車両対策 点検・整備促進への貢献等 関係機関との情報共有の促進	B	A	A	A	A	I.4.(1) (2)(3)		

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
業務運営	一般管理費及び業務経費の効率化目標等、 調達の見直し、業務運営の情報化・電子化 の取組。要員配置の見直し、その他実施体 制の見直し、人事に関する計画	B	B	B	B	B	Ⅱ.1.(1) (2)(3) Ⅱ.2.(1) (2)(3)	
	Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務	財務運営の適正化、自己収入の拡大、保有 資産の見直し	A	A	A	A	A	Ⅲ.(1) (2)(3)	
	Ⅳ．短期借入金の限度額	－	－	－	－		Ⅳ	
Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項								
自動車	自動車の設計から使用段階までの総合的な 対応、施設及び設備に関する計画、人材確 保、育成及び職員の意欲向上、広報の充実 強化を通じた国民理解の醸成、内部統制の 徹底、独立行政法人自動車技術総合機構法 （平成 11 年法律第 218 号）第 16 条第 1 項 に規定する積立金の使途	A○ 重	A○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	Ⅴ.(1) (2)(3) (4)(5) (6)	
	Ⅵ．不要財産又は不要財産となることが 見込まれる財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	－	Ⅵ	
重要財産	Ⅶ．重要な財産を譲渡し、又は担保にす る計画	－	－	－	－	－	Ⅶ	
	Ⅷ．剰余金の使途	－	－	－	－	－	Ⅷ	
一定の事業等のまとめ								
道路運送車両法に基づく執行業務等（保安 基準適合性の審査、登録に係る確認調査、 リコールに係る技術的検証等）（1.（1） ～（3）、2.（2）～（3）、4.）		B	A	A	A	A		
	自動車及び鉄道等の研究業務等（2. （1）、3.）	A	A	A	A	A		

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、7 年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. 1. (1) ①	的確で厳正かつ公正な業務の実施 自動車の審査業務 型式認証における基準適合性審査等		
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条 1 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	自動車認証審査部外の専門家による研修	年間 3 回	－	3 回	6 回	6 回	4 回		4 回	予算額（百万円）	23, 035	27, 922	28, 236	30, 703	28, 404
										決算額（百万円）	21, 034	27, 527	27, 127	29, 113	28, 332
										経常費用（百万円）	15, 448	17, 766	21, 809	25, 230	26, 900
										経常利益（百万円）	4, 871	10, 653	6, 312	3, 116	1, 909
										行政コスト（百万円）	18, 717	20, 990	24, 579	27, 892	29, 542
										従事人員数	1, 032	1, 043	1, 057	1, 073	1, 013

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	自動運行装置に係る基準適合性審査並びに自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査をはじめ、自動車が市場に投入される	自動運行装置に係る基準適合性審査並びに自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査をはじめ、自動車が市場に投入される	自動運行装置に係る基準適合性審査並びに自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査をはじめ、自動車が市場に投入される	＜主な定量的指標＞ 自動車認証審査部外の専門家による研修 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 計画通り着実に実行できているか。	＜主要な業務実績＞ 自動車等の保安基準適合性の審査を的確かつ効率的に実施した。 （ア）業務実績 自動車認証審査を的確かつ効率的に実施し、基準に適合しない自動車が市場に出回ることを防止した。具体的には、近年不正を起こした自動車メーカーに対して抜き打ちでの試験立ち会いを実施するとともに、新たに導入された後方視界看視装置（バックカメラ）の試験について、バックカメラの取り付け位置を厳密に再現できる施設を	＜評定と根拠＞ A 自動車等の保安基準適合性審査等を的確かつ効果的に実施した。 また、職員の技能向上等のために、外部専門家による研修を 4 回実施（達成率 133％）し、審査体制の強化を行った。 また、国土交通省が	評定 A ＜評定に至った理由＞ 車両審査件数：1, 748 型式、共通構造部型式審査件数：164 型式、装置型式審査件数：699 型式、特定改造審査件数：124 型式、サイバーセキュリティ、ソフトウェアアップデートの管理体制審査 2 件の自動車認証審査を的確かつ効果的に実施した。また、自動車認証審査官等の業務の習熟度の向上及び業務に必要な知識・技能を習得するための研修等を年間 30 回実施していることに加え、外部の専門家による研修を 4 回実施（達成率：133％）して、職員の技能向上等による審査体制の強化を行った。

	前に実施する型式認証における基準適合性審査等の的確で効率的な実施に向けた取組を推進すること。 また、今後ますます進展する自動車の高度な技術に関する審査に確実に対応するため、従来の自動車認証審査部内での研修に加え、自動車認証審査部外の専門家による研修（15回）を通じた職員の技能向上等による審査体制の強化を図ること。	前に実施する型式認証における基準適合性審査等の的確で効率的な実施に向けた取組を推進します。 また、今後ますます進展する自動車の高度な技術に関する審査に確実に対応するため、従来の自動車認証審査部内での研修に加え、自動車認証審査部外の専門家による研修（15回）を通じた職員の技能向上等による審査体制の強化を図ります。	前に実施する型式認証における基準適合性審査等の的確で効率的な実施に向けた取組を推進します。 また、「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会とりまとめ」（令和6年12月24日）を踏まえ、自動車メーカーにおける自動車の型式指定申請に係る不正行為を防止するための対策として、量産されている型式指定車の保安基準適合性等の確認に向けた検討を実施します。 加えて、今後ますます進展する自動車の高度な技術に関する審査に確実に対応するため、従来の自動車認証審査部内での研修に加え、自動車認証審査部外の専門家による研修（3回）を通じた職員の技能向上等による審査体制の強化を図ります。	導入するなど、的確かつ効率的な審査の実施に努めた。 また、自動車に組み込まれたプログラムの適切な管理及び確実な改変並びにサイバーセキュリティを確保するための能力を自動車製作者等が有するかどうかの審査に関し、ISO/IEC27001 の認定更新により審査能力の維持に努めるとともに、審査マニュアルを全面的に改訂し効率化を図った。 さらに、一部申請者による型式指定申請時において不正行為を行った事案に対し、国土交通省とともに対象車種が基準に適合しているかどうかについての技術的な確認を行った。 なお、令和7年度審査型式数は以下のとおり。 ➤ 車両審査件数 : 1,748 型式 ➤ 共通構造部型式審査件数 : 164 型式 ➤ 装置型式審査件数 : 699 型式 ➤ 特定改造審査件数 : 124 型式 ➤ 特定改造等能力審査 : 2 件 （イ）技術職員の育成、技術力の向上 認証審査を的確かつ効率的に実施することを目的として、自動車認証審査官等の業務の習熟度の向上及び業務に必要な知識・技能を習得するための研修をのべ30回実施、これに加え、自動車認証審査部外の専門家による研修を4回実施し、職員の技能向上等による審査体制の強化を図った。 具体的な研修内容 ①新人職員を対象に、習熟度の高い自動車認証審査官を教育係として選任した初任研修 ②的確な審査の実施のため騒音、ブレーキ、排出ガス等の試験装置や試験実務に関する研修 ③海外において認証審査実施可能な基礎語学レベルを習得させることを目的とした基礎的な英語研修	検討する量産車監視制度についてパイロット調査により実効性を検証し、制度構築に貢献した。 さらに、米国製乗用車等の新たな認証制度に基づく認証審査を2件実施した。 以上の理由から、所期の目標に対して量的及び質的に顕著な成果を達成しており、A評価と認められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	また、国土交通省が検討中の量産車監視制度についてパイロット調査により実効性を検証し、制度構築に貢献し、加えて米国製乗用車等の新たな認証制度に基づく認証審査を2件実施した。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を量的及び質的に上回る成果が得られたこと、また、定量的に120%以上の成果があったと認められることから「A」評定とした。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・「A」評定について異論はなかった。
--	---	--	---	---	--	---

					さらに、自動車認証審査部外の専門家による研修について、排出ガス・燃費試験機器の原理及び内部構造や、新たな衝突試験用ダミーによる解析手法などの様々な研修を行い、審査体制の強化を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I. 1. (1). ②	的確で厳正かつ公正な業務の実施 自動車の審査業務 検査における基準適合性審査			
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条 1 号、第 6 号	
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
検査コース 閉鎖時間	年間 1,700 時間 以下		852 時間	1613 時間 45 分	832 時間 55 分	760 時間 11 分	602 時間 38 分	予算額（百万円）	23,035	27,922	28,236	30,703	28,404
重大事故の 発生にかか る度数率	年平均 1.15 以下		0.00	0.70	0.65	1.05	0.21	決算額（百万円）	21,034	27,527	27,127	29,113	28,332
街頭検査実 施台数	年間 110,000 台		125,470 台	129,659 台	137,776 台	143,142 台	151,628 台	経常費用（百万円）	15,448	17,766	21,809	25,230	26,900
								経常利益（百万円）	4,871	10,653	6,312	3,116	1,909
								行政コスト（百万円）	18,717	20,990	24,579	27,892	29,542
								従事人員数	1,032	1,043	1,057	1,073	1,013

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	自動車の使用段階に おける基準適合性審査 （いわゆる車検時の審	自動車の使用段階に おける基準適合性審査 （いわゆる車検時の審	自動車の使用段階に おける基準適合性審査 （いわゆる車検時の審	<主な定量的指標> ・検査コース閉鎖時 間	<主要な業務実績> 自動車の使用段階における 基準適合性審査を的確で厳正	<評定と根拠> A 検査コース閉	評定	A

	査。以下「検査業務」という。)を的確で厳正かつ公正に実施すること。 特に、これまでに発生した、検査機器の判定値が誤った設定のまま審査を実施する等の不適切事案については、前中期目標期間中に設置した検査業務適正化推進本部（構成員：理事長及び全理事）の責任の下で、検査業務の見直しや再発防止策を継続的に推進すること。 具体的には、以下の取組みを行います。 （i）不当要求、事故等の防止や、検査業務の適正化を図るため、各事務所の管理職が適切に管理業務を行えるよう、適正に職員を配置し、事務所の管理職業務のあり方を見直します。また、排出ガス検査等の既存の検査の実施方法の見直しを検討するなど、検査の効率化に向けた取組みを推進するとともに、検査票への審査結果記入の廃止、審査事務規程の電子化等、検査関係事務の効率化や、受検者の利便性向上に資する新たなサービスの提供に向けた検討も進めます。これらに伴い、	査。以下「検査業務」という。)を的確で厳正かつ公正に実施します。 特に、これまでに発生した、検査機器の判定値が誤った設定のまま審査を実施する等の不適切事案については、前中期計画期間中に設置した検査業務適正化推進本部（構成員：理事長及び全理事）の責任の下で、検査業務の見直しや再発防止策を継続的に推進します。 具体的には、以下の取組みを行います。 （i）不当要求、事故等の防止や、検査業務の適正化を図るため、各事務所の管理職が適切に管理業務を行えるよう、事務所の管理職業務のあり方を検討します。また、排出ガス検査等の既存の検査の実施方法の見直しを検討するとともに、検査票への審査結果記入の廃止等、検査関係事務の効率化や、受検者の利便性向上に資する新たなサービスの提供に向けた検討を進めます。これらに伴い、	・ 重大事故の発生にかかる度数率 ・ 街頭検査実施台数 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 計画通り着実に実行できているか。	かつ公正に実施し、安全で環境に優しい交通社会の実現に貢献した。 なお、令和7年度の検査業務は以下のとおり。 ➤ 審査件数：7,508,919 台 ・ 新規検査：1,019,492 台 ・ 継続検査：5,391,434 台 ・ 構造変更：72,834 台 ・ 再検査：873,531 台 ・ 街頭検査：151,628 台 ➤ ユーザー車検件数：2,190,182 台（※審査件数の内数） ・ 新規検査：249,712 台 ・ 継続検査：1,594,676 台 ・ 構造変更：5,288 台 ・ 再検査：340,506 台 これまでに発生した不適切事案については、引き続き、検査業務適正化推進本部（本部長：理事長）の責任の下、再発防止に向けて取り組んでいる。 令和7年度においても当該本部会合を開催し、神奈川事案や検査機器の不具合及び設定不備による誤判定事案の再発防止対策の実施状況の確認を行い、また法律事務所とのアドバイザー契約を締結し、神奈川事案を中心とした再発防止に係る内部統制の維持・向上のための機構の取り組みについて確認・助言を受けることにより、着実に各種対策を実施した。 その他、以下の取組みを行った。	鎖時間、重大事故の発生にかかる度数率及び街頭検査実施台数について120%以上を達成しており、A評価と認められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	＜評定に至った理由＞ 自動車の使用段階における基準適合性審査を的確で厳正かつ公正に実施した。また、検査業務の実施にあたり、受検者の安全性・利便性の向上を図るため、各事務所等に専門の案内員を配置するとともに受検者に起因する事故について、関係団体の会報誌へ注意喚起の記事を掲載してもらうなどの取組みにより検査場における重大な事故発生に係る度数率が0.21（目標の1.15以下）と大幅に超過した。また、長期のコース閉鎖を抑止するため、検査機器の定期点検にかかる契約を本部一括で行い、機器メーカーに対して、定期点検の確実な実施及び故障への迅速な対応等の要請を行ったことや予防保全を徹底するとともに重大故障発生時には本部が対応に加わることで故障修理までの時間を最小化し、コース閉鎖時間は602時間（年度目標1,700時間以下）となり、今中期目標期間中最も最小化する結果となった。 さらに、社会的要請が高い街頭検査への重点化を図り、街頭検査を151,628台（達成率137%）に対して実施し、5か年で最も多い検査台数となった。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により各定量的指標を大きく上回り、所期の目標を達成していると認められることから「A」評定とした。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・街頭検査における検査台数が増加していることに対して、不正改造車が増加しているのではないかと危惧する意見があったが、法人より引き続き街頭検査を実施することで不正改造防止を推進する旨を回答。 ・「A」評定について異論はなかった。
--	---	---	---	---	---	--

	審査事務規程の改正が必要な場合には、積極的に改正を行います。 さらに、3次元計測装置の計測手法の見直し等、高度化システムの改良を検討します。 （ii）受検者による審査への不当介入を排除するため、警察当局との連携や顧問弁護士の活用など、不当要求への毅然とした対応を徹底し、検査場における秩序維持を図ります。 また、並行輸入自動車の審査については、平成30年に新たに設置した並行輸入自動車専用審査棟の運用をはじめ、前中期計画期間中に策定した現車審査の厳正な運用を引き続き着実に実施するとともに、現車審査に先立つ事前の書面審査についてもより厳格に行うため、職員の専従化、検査部管内の一元化、電子化による効率化等、最適な書面審査のあり方を検討し、改善を図ります。 さらに、判定値事案を受けての対策について、検査機器の仕様の統一化及び計画的な検査機器の更新を進めるとともに、定期的な職員研修等を実施しま	の計測手法の見直し等、高度化システムの改良を検討します。 （ii）受検者による審査への不当介入を排除するため、警察当局との連携や顧問弁護士の活用など、不当要求への毅然とした対応を徹底し、検査場における秩序維持を図ります。 また、並行輸入自動車の審査については、平成30年に新たに設置した並行輸入自動車専用審査棟の運用をはじめ、前中期計画期間中に策定した現車審査の厳正な運用を引き続き着実に実施するとともに、現車審査に先立つ事前の書面審査についてもより厳格に行うため、令和6年10月から導入したオンライン届出システムの活用を進め、職員の専従化、検査部管内の一元化等、最適な書面審査のあり方を検討します。 さらに、判定値事案を受けての対策について、令和2年度に新たに導入した判定値の設定に人が介在しない仕様の検査機器の拡充を図るなど、検査機器の		（i）各事務所の管理職が適切に管理業務を遂行できるよう、管理職業務（人事・会計業務や定期報告など）の内容を整理・分析し、事務所で共通する管理業務を明確化し、業務引継書の様式を作成した。当該様式に基づく引継書の作成を支援するアプリを全国に展開することで、管理職業務の属人化を防止し、異動時においても管理業務が適切に実施されるよう支援した。 また、ブレーキテストの重量計の異常を検知し職員に通報する機能の追加、審査を補助するため車両の保安基準適用年月日を表示する機能の追加を行うなど高度化施設の改修を行った。 さらに、検査の効率化として、審査結果を記入している検査票の廃止に向け、検査場のデジタル化推進の検討を進めた。 （ii）受検者による不当要求に毅然と対応し厳正・公正な審査が行えるよう、全国の地方検査部・事務所（以下、「地方事務所等」という。）において、通達に規定されている特異事業者への対応の流れを含めた緊急時対応訓練を実施した。 並行輸入自動車の現車審査に先立つ事前の書面審査の厳正な運用について、複数台届出に対応するためのシステム改善を行い、書面審査に係る業務の効率化を行った。		
--	---	--	--	--	--	--

	加えて、監事を補佐する監事監査室において、引き続き内部統制のモニタリングを適切に実施すること。 また、審査事務規程に則った検査業務が行えるよう、必要な機器・設備を整備するとともに、職員への研修や、受検者へ検査業務の理解を求める周知活動等に取り組むこと。 これらの対策を推進することによって、受検者の利便性を確保しつつ検査業務を的確で厳正かつ公正に実施することを目的として、コース稼働率を年平均 99.6%以上とするため、故障を起因とするコース閉鎖時間を年平均 1,700 時間以下とすること。 検査業務の実施にあたっては、受検者の安全性・利便性の向上も	す。 その他、内部監査等により、これらの取組全般を不断に点検するとともに、全国事務所に対する内部監査をより効果的に行えるよう、検討します。 加えて、監事を補佐する監事監査室において、引き続き、内部統制のモニタリングを適切に実施します。 また、審査事務規程に則った検査業務が行えるよう、必要な機器・設備を整備するとともに、職員への研修や、受検者へ検査業務の理解を求める周知活動等に取り組みます。 これらの対策を推進することによって、受検者の利便性を確保しつつ検査業務を的確で厳正かつ公正に実施することを目的として、コース稼働率を年平均 99.6%以上とするため、故障を起因とするコース閉鎖時間を年平均 1,700 時間以下とします。 検査業務の実施にあたっては、受検者の安全性・利便性の向上も	仕様の統一化及び計画的な検査機器の更新を進めるとともに、e-ラーニングを活用した定期的な職員研修等を実施します。 その他、内部監査等により、これらの取組全般を不断に点検するとともに、全国事務所に対する内部監査をより効果的に行えるよう、検討します。 加えて、監事を補佐する監事監査室において、引き続き、内部統制のモニタリングを適切に実施します。 また、審査事務規程に則った検査業務が行えるよう、必要な機器・設備を整備するとともに、職員への研修や、受検者へ検査業務の理解を求める周知活動等に取り組みます。 これらの対策を推進することによって、受検者の利便性を確保しつつ検査業務を的確で厳正かつ公正に実施することを目的として、コース稼働率を 99.6%以上とするため、故障を起因とするコース閉鎖時間を 1,700 時間以下とします。 検査業務の実施にあたっては、受検者の安全性・利便性の向上も	その他、これまでに発生した検査機器の不具合及び設定不備による誤判定事案の再発を防止するため、検査機器の判定値設定に人が介在しない仕様を標準と定め検査機器の導入を進めるべく、老朽度の激しいものを優先的に選定し更新を行った。 また、従来の集合研修に加え、e-ラーニングを活用し、全ての検査職員を対象とした再発防止策の理解促進に努めるとともに、通達「検査機器の適正の確保について」に基づく事務所による再発防止策を地方検査部がチェックし、地方検査部の当該チェック体制を本部がチェックする「階層的チェック」を行うことで対策を推進した。 地方事務所等に対し、基準適合性審査、不当要求防止対策及び事故防止対策が適切に行われているか指導・監督するため、内部監査等を 50 箇所を実施した。内部監査等においては、令和 4 年度に策定された内部監査マニュアル及び調査・指導マニュアルに基づき、効率的かつ統一的に実施した。また、監査等の実施結果を他の地方事務所等へ横展開することにより、好事例の共有を図るとともに、改善を要する事項に関する自己点検を促し、同種事案の予防処置を図った。 検査コースについては稼働率を年平均 99.6%以上とする		
--	--	---	---	---	--	--

	重要であることから、地方検査部及び地方事務所（以下「地方検査部等」という。）の専門案内員を引き続き配置するとともに、安全作業マニュアルの見直し等を実施し、これら対策を推進することによって、中期目標期間中の重大な事故の発生にかかる度数率を年平均 1.15※以下とすること。 ※厚生労働省がまとめる事業所規模が 100 名以上の特掲産業別労働災害率のうち自動車整備業の度数率が、平成 26 年度は 1.15、令和元年度は 1.81 であることを踏まえ、平成 26 年度と同等の値とすることを目指すもの。 社会的要請が高い街頭検査への重点化を図るため、街頭検査の実施にあたっては、例えば、特に社会的要請が高い排出ガス対策や騒音対策について、遠隔測定技術の活用に向けた検討を進めるなど、検査効果の向上に努めること。また、これらの取組にあたっては国と連携して、車両番号自動読取り技術と組み合わせて実施することを検討すること。さら	重要であることから、地方検査部及び地方事務所（以下「地方検査部等」という。）の専門案内員を引き続き配置するとともに、安全作業マニュアルの見直し等を実施し、これら対策を推進することによって、中期計画期間中の重大な事故の発生にかかる度数率を年平均 1.15※以下とします。 ※ 厚生労働省がまとめる事業所規模が 100 名以上の特掲産業別労働災害率のうち自動車整備業の度数率が、平成 26 年度は 1.15、令和元年度は 1.81 であることを踏まえ、平成 26 年度と同等の値とすることを目指すもの。 社会的要請が高い街頭検査への重点化を図るため、街頭検査の実施にあたっては、例えば、特に社会的要請が高い騒音対策について、遠隔測定技術の活用に向けた検討を進めるなど、検査効果の向上に努めます。また、これらの取組にあたっては国と連携して、車両番号自動読取り技術と組み合わせて実施することを検討します。さらに、通		ため、使用年数が長く、故障発生の可能性が高い検査機器について、老朽更新を行った。 また、検査機器の適切な維持管理のための日常的な管理として、通達「自動車検査用機械器具管理規程」に基づく点検を確実に履行し、定期的な管理として、検査機器の定期点検にかかる契約を本部一括で行い、機器メーカーに対して、定期点検の確実な実施及び故障への迅速な対応等の要請を行った。これらの取組により、令和 7 年度における故障を起因とするコース閉鎖時間は年間 602 時間となり、稼働率は 99.9%となった。 受検者の安全性・利便性の維持、向上を図るため、引き続き各事務所等に専門の案内員を配置するとともに、事故防止に係る以下の取組みを重点的に実施した。 ➤ これまで実施してきた事故防止に係る安全作業に特化した研修について、より多くの職員が受講できるように実施回数を増やすなどの拡充を図った。併せて、研修の内容についても第三者からの意見を求めるなどの見直しを行った。 ➤ 定期的に事故防止啓発ポスターを地方事務所等に展開し、検査場内に掲示を行うことで、受検者への注意喚起を行った。		
--	--	--	--	--	--	--

	に、通常の街頭検査に加え、検査場構内や企業における検査も実施するなど実効性の向上に努めること。 これらの取組みを通じ、引き続き、保安基準に適合しない車両を排除するとともに、点検整備の必要性・重要性を自動車ユーザー等に広く周知することを目的として、中期目標期間中に 55 万台以上の街頭検査を実施することを目指すこと。 さらに、国や関係機関と連携し、不正改造車対策のため、深夜における街頭検査を実施するなど抑止効果を高める活動にも取り組むこと。 検査業務時の車両の状態を画像等で取得する機器及び検査業務の結果等について電子的に記録・保存する高度化施設を有効に活用することにより、業務の適正化と不正改造車対策を推進すること。 また、検査機器の判定値についても高度化施設において一元管理し、車両毎に適用される基準が異なる場合や、基準改正があった場合等に迅速かつ一律に対応できるよう、高度化施設の機能向上を	常の街頭検査に加え、検査場構内や企業における検査も実施するなど実効性の向上に努めます。 これらの取組みを通じ、引き続き、保安基準に適合しない車両を排除するとともに、点検整備の必要性・重要性を自動車ユーザー等に広く周知することを目的として、中期計画期間中に 55 万台以上の街頭検査を実施することを目指します。 さらに、国や関係機関と連携し、不正改造車対策のため、深夜における街頭検査を実施するなど抑止効果を高める活動にも取り組めます。 検査業務時の車両の状態を画像等で取得する機器及び検査業務の結果等について電子的に記録・保存する高度化施設を有効に活用することにより、業務の適正化と不正改造車対策を推進します。 また、検査機器の判定値についても高度化施設において一元管理し、車両毎に適用される基準が異なる場合や、基準改正があった場合等に迅速かつ一律に対応できるよう、高度化施設の機能向上を		➤ 受検者に起因する事故について、関係団体の会報誌に事故防止に係る注意喚起ポスターの掲載を依頼し、受検者への更なる注意喚起を実施した。 ➤ 事故の実態を踏まえ、安全作業マニュアルの更なる見直しをするため、「安全作業マニュアル検証WG」を立ち上げ検討を行った。安全作業マニュアルについて、重大な事故に対する分析結果を踏まえるとともに、誰が見ても理解しやすいよう全体の構成から見直し、写真やイラストを盛り込む等、抜本的に改訂を実施した。 これらの取組みにより、重大事故を 1 件にとどめることができ、重大事故発生にかかる度数率は 0.21 となった。 社会的要請が高い街頭検査を、国土交通省及び各都道府県警察等と協力し実施している。令和 5 年度から引き続き、従来から行っている路上での街頭検査に加え、車両番号自動読取り技術を組み合わせて効率的に実施した。加えて、各検査部において四半期単位の目標を設定するとともに本部よりフォローアップを行うことで合計 151, 628 台の車両について検査を実施した。特に、深夜・休日の特別街頭検査について、過去最高の 48 件に対応した。		
--	--	---	--	--	--	--

	図ること。	図ります。	着実に進めます。		さらに、各自動車イベントの開催に合わせ、公道走行できないような改造が施された出展車両に対して不正改造等を増長する表示がされていないか啓発活動を実施した。 不正改造が疑われる車両については、高度化施設で取得した画像を活用し、当該施設の端末で照会できる設備環境を有効に活用し適切に不正改造対策を行った。 検査機器の判定値について、高度化施設において一元管理するため、引き続き、検査機器の更新に併せて高度化施設の機能追加を実施し、令和7年度は17基の検査機器を更新しすべての機器の高度化施設を更新することができた。		
--	-------	-------	----------	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. 1. (2)	的確で厳正かつ公正な業務の実施 自動車の登録確認調査業務		
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 3 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
地方検査部等によるブロック研修	年間 10 回以上	－	11 回	13 回	12 回	15 回	14 回	予算額（百万円）	23, 035	27, 922	28, 236	30, 703	28, 404
								決算額（百万円）	21, 034	27, 527	27, 127	29, 113	28, 332
								経常費用（百万円）	15, 448	17, 766	21, 809	25, 230	26, 900
								経常利益（百万円）	4, 871	10, 653	6, 312	3, 116	1, 909
								行政コスト（百万円）	18, 717	20, 990	24, 579	27, 892	29, 542
								従事人員数	1, 032	1, 043	1, 057	1, 073	1, 013

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	前中期目標期間において国土交通省からの人員移管が完了した、自動車の登録申請事項に係る事実確認をす	前中期計画期間において国土交通省からの人員移管が完了した、自動車の登録申請事項に係る事実確認をす	前中期計画期間において国土交通省からの人員移管が完了した、自動車の登録申請事項に係る事実確認をす	<主な定量的指標> 地方検査部等によるブロック研修。 <その他の指標> 特になし。	<主要な業務実績> 登録確認調査業務を的確かつ効率的に実施するため、引き続き登録確認調査員の業務に必要な知識・技能を習得するための研修を実施した。	<評定と根拠> A 登録確認調査業務を的確かつ効率的に遂行するため、自動車登録業務に精通した自動	評定	A

	るために必要な登録確認調査について、引き続き国土交通省と連携し、遅滞なく、確実な実施に向けた取組を推進するため、登録確認調査業務の質の向上を目的として、地方検査部等によるブロック研修を50回以上実施すること。	るために必要な登録確認調査について、引き続き国土交通省と連携し、遅滞なく、確実な実施に向けた取組を推進するため、登録確認調査業務の質の向上を目的として、地方検査部等によるブロック研修を50回以上実施します。	るために必要な登録確認調査について、引き続き国土交通省と連携し、遅滞なく、確実な実施に向けた取組を推進するため、登録確認調査業務の質の向上を目的として、地方検査部等によるブロック研修を10回以上実施します。	＜評価の視点＞ 計画通り着実に実行できているか。	登録確認調査業務を的確かつ効率的に実施するため、登録確認調査員の業務に必要な知識・技能を習得するための研修を行った。 令和7年度においては、国土交通省と連携し、登録確認調査員の業務に求められる役割・責任、それに必要となる知識・技能について再確認し、自動車登録制度の概要、自動車登録業務の一連の流れ、関連する法令等の基礎的な内容について習熟度の向上を図るため、自動車登録業務に精通した自動車登録官等を講師として迎え、地方検査部等によるブロック研修を合計14回実施した。 また、一部検査部において、ルーティン業務の深堀による登録業務に関する知識やスキルの向上、確認調査員同士の繋がり形成を目的として、他検査部と合同でブロック研修を実施し、相互に登録現場を視察する取組を行い、登録確認調査業務全体の質の向上を図った。 さらに、登録関係業務に関する更なる質の向上を図ることを目的に、本部主催でグループ討議研修を実施した。 その他、国土交通省と連携し、登録確認調査業務に一定以上の経験を有する2年目以降の登録確認調査員の中から希望者を募り、国土交通省が主催する自動車登録官研修に参加させることで、関係法令や登録制度に対する理解を深めるとともに、民法や会社法等に関する知識を習得する機会を設け、登録確認調査業務のさらなる質の向上を図った。	車登録官等を講師として迎え、地方検査部等によるブロック研修を合計14回（達成率140%）実施し登録確認調査員の業務に必要な知識・技能の習熟を図った。 加えて、国土交通省が主催する研修への参加、新たにグループ討議研修を実施するなど、登録確認調査業務全体の質の向上に取り組んだ。 以上の理由により、所期の目標を上回る成果が得られており、A評価と認められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	＜評価に至った理由＞ 登録確認調査業務を的確かつ効率的に遂行するため、地方検査部等によるブロック研修を計画では年間10回以上実施するとされているところ、14回実施（達成率：140%）して目標を上回る達成となった。 また、2年目以降の登録確認調査員を国土交通省が主催する自動車登録官研修に参加させ、自動車登録制度の習熟、民法や会社法等の関係法令に関する知識の習得する機会を設けるなど登録業務に関する知識やスキルの向上を図りつつ、新たにグループ討議研修を実施するなど、登録確認調査業務全体の質の向上に取り組んだ。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」評価とした。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・これらの取組の成果はあったのかご質問があり、各ブロック間で特殊な事例の情報共有化により取扱いに差異がでない対応ができている旨回答した。 ・「A」評価について異論はなかった。
--	---	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. 1. (3)	的確で厳正かつ公正な業務の実施 自動車のリコール技術検証業務		
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 2 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
不具合情報の 分析	年間 5,000 件	－	5,894 件	5,665 件	5,427 件	5,823 件	5,615 件	予算額（百万円）	23,035	27,922	28,236	30,703	28,404
								決算額（百万円）	21,034	27,527	27,127	29,113	28,332
								経常費用（百万円）	15,448	17,766	21,809	25,230	26,900
								経常利益（百万円）	4,871	10,653	6,312	3,116	1,909
								行政コスト（百万円）	18,717	20,990	24,579	27,892	29,542
								従事人員数	1,032	1,043	1,057	1,073	1,013

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	リコールの迅速かつ確実な実施を図るため、国土交通省と連携の下、自動車の不具合の原因が設計又は製作の過程にあるかの技術的な検証を実施すること。この技術的な検証に活用するため、国土交通省からの依頼	リコールの迅速かつ確実な実施を図るため、国土交通省と連携の下、自動車の不具合の原因が設計又は製作の過程にあるかの技術的な検証を実施します。この技術的な検証に活用するため、国土交通省からの依頼に応	リコールの迅速かつ確実な実施を図るため、国土交通省と連携の下、自動車の不具合の原因が設計又は製作の過程にあるかの技術的な検証を実施します。この技術的な検証に活用するため、国土交通省からの依頼に応	＜主な定量的指標＞ 不具合情報等の分析状況（モニタリング指標） ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 計画通り着実に実行できているか。体制強化の進捗度合いはどうか。	＜主要な業務実績＞ リコール技術検証部では、車両の不具合の発生原因が設計又は製作の過程にあるのかについて技術的な検証（以下、「技術検証」という。）を国土交通省からの依頼によって行っている。その技術検証業務の一環として、国土交通省が収集した不具合情報について、それが設計又は製作に係わる不具合であるかを分析している。不具合情報が設計又は製作に起因することが疑われる事案について技術検証を行うとともに、自動車メーカーが自主的に届け出たリコール届出内容の技術的な妥当性についても技術検証を行うことにより、リコール制度が適切に機能するように貢献することを目的としている。	＜評定と根拠＞ B 業務実績のとおり着実な実施状況にあると認められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 機構の業績向上努力により、所期の目標を達成していると認められることから「B」評定とした。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・「B」評定について異論はなかった。	

	に応じて不具合情報を確実に分析することとし、25,000 件以上の分析に努めるとともに、国土交通省からの依頼に応じて排出ガス不正制御に係るサーベイランス業務を実施すること。 また、電子制御装置の普及による自動運転技術の進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術の不具合に迅速に対応するため、自動車機構が保有する情報の横断的・効率的な分析を可能とすることで体制の強化を図ること。	じて不具合情報を確実に分析することとし、25,000 件以上の分析に努めるとともに、国土交通省からの依頼に応じて排出ガス不正制御に係るサーベイランス業務を実施します。 また、電子制御装置の普及による自動運転技術の進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術の不具合に迅速に対応するため、自動車機構が保有する情報の横断的・効率的な分析を可能とすることで体制の強化を図ります。	じて不具合情報を確実に分析することとし、5,000 件以上の分析に努めるとともに、国土交通省からの依頼に応じて排出ガス不正制御に係るサーベイランス業務を実施します。 また、電子制御装置の普及による自動運転技術の進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術の不具合に迅速に対応するため、自動車機構が保有する情報の横断的・効率的な分析に係る取組を引き続き実施することで体制の強化を図ります。	 【リコール技術検証部の役割】 (i) 効果的かつ効率的な技術検証の実施 国土交通省からの依頼により、不具合の原因が設計又は製作の過程にあるのか、また、リコールの届出に係る改善措置の内容が適切であるのかについて技術検証を行った。 令和7年度においては、192 件の技術検証を行い、リコール等の市場措置につながった件数は5 件、新たに技術検証を開始した件数は64 件であった。 (ii) 不具合情報の分析 国土交通省の依頼に基づき、5,615 件について分析を行った。年度計画における数値目標の5,000 件を上回る達成率約112%の成果が得られた。 不具合情報の分析にあたっては、個々の不具合情報の分析において、国土交通省と連携して、必要に応じて国土交通省に報告された過去の類似不具合情報件数を把握し、設計又は製作に係わる不具合が疑われる情報の発見に努めた。 (iii) 排出ガスの不正ソフトに係るサーベイランスの実施 平成27 年に発覚した米国におけるフォルクスワーゲン社による不正ソフトの使用事案を受け、平成29 年4 月、「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」の最終とりまとめにおいて、サーベイランスの実施が提言された。 これを踏まえ、国土交通省から不正ソフト使用の有無の確認に係るサーベイランスを公正中立な第三者機関であるリコール技術検証部において実施することを依頼され、平成29 年度からサーベイランスに着手し、令和7 年度においても国土交通省からの依	
--	--	---	--	---	--

					頼により 1 台の車両の排出ガス測定を行った。測定した排出ガス量については、極端な乖離もなく良好な数値であった。 加えて令和 6 年度に入手した小型で車両への加工が不要な最新型のミニ PEMS（車載式排出ガス測定装置）を活用し、新しい排出ガス・サーベイランスとしてより多く、より多様な車両の試験が行えるよう、有用性の検証を実施した。 （iv）機構が保有する情報の横断的・効率的な分析の実施による体制の強化 ①令和 6 年 10 月から開始された電子的な検査（OBD 検査）情報を抽出し、データ分析を開始した。 ②EV 火災事故の見分に活用するため、環境研究部が保有する EV 火災やバッテリー関連不具合等の事例分析をもとに、火災原因診断ツリーを作成した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項 ①研究内容の重点化・成果目標の明確化 自動車（安全関係）		
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 4 号、第 5 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
								予算額（百万円）	1, 183	1, 213	1, 226	1, 225	1, 239
								決算額（百万円）	1, 667	1, 664	1, 706	2, 193	2, 073
								経常費用（百万円）	1, 663	1, 763	1, 785	1, 920	1, 942
								経常利益（百万円）	△129	7	66	48	△7
								行政コスト（百万円）	1, 684	1, 861	1, 886	2, 018	2, 100
								従事人員数	43	53	53	52	49

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資	＜主な定量的指標＞ 特になし。 ＜その他の指標＞ 別紙 1 で定めた研究計画に対し、所期の目標を達成しているか。また、目標を超過して達成した課題の数。 ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ ①研究内容の重点化・成果目標の明確化 交通安全環境研究所に設置された研究企画会議において、研究業務に関する企画、管理及び総合調整を行い、研究課題選定方針を下記（1）及び（2）の要件を満たす課題のみを選定し、これに研究者のリソースを振り向け重点化することにより、研究目的の指向性向上及び研究内容の質的向上を図ることとした。 選定された研究課題については、交通安全環境研究所長が主催する課題群進捗検討会において、運営費交付金で行う経常研究に限らず、受託研究や共同研究、競争的資金による研究等を含め、交通安全環境研究所で実施する各分野の研究課題を 9 つの研究課題群に集約し、課題群ごとに研究責任者から研究の進捗度合いと今後の実行計画、将来展望、行政施策との関連など	＜評定と根拠＞ A 令和 7 年度計画の「自動車（安全関係）」にある 3 つの研究課題（9 研究）のうち、2 研究について目標を超えた研究成果が得られた。 進路変更の合図や走行モード等を周辺の交通参加者に向けて表示する新型灯火器の評価では、国連灯火器分科	評価 A ＜評定に至った理由＞ 令和 7 年度研究計画の「自動車（安全関係）」にある 3 つの研究課題（9 研究）について、9 研究の研究計画について進捗度に関する目標（14 段階設定）のうち、2 研究について合計 3 段階進捗を超える研究成果（全体で 17 段階進捗）を得られたことから、当初目標に比べ 121%の達成率となった。以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」評定

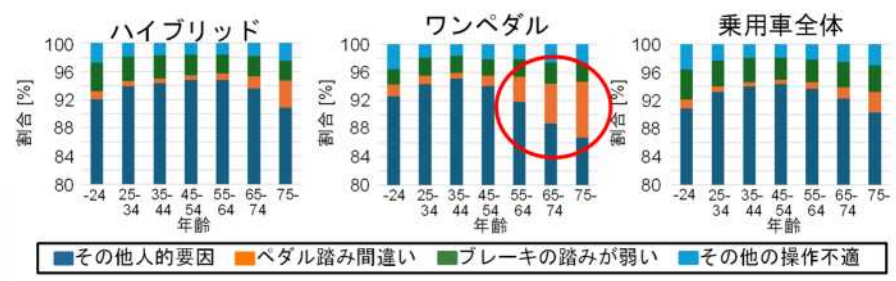
	する研究等を交通安全環境研究所において行うものとする。 また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行うものとする。 これらの研究等を進めるにあたっては、中期目標期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進するものとする。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、評価に当たっては、下記に掲げる評価軸及び①から④までに掲	する研究等を交通安全環境研究所において行います。 また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行います。 これらの研究等を進めるにあたっては、中期計画期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進します。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、自己評価に当たっては、中期目標に定められた評価軸及び指標等	する研究等を交通安全環境研究所において行います。 また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行います。 これらの研究等を進めるにあたっては、中期計画期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進します。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、自己評価に当たっては、中期目標に定められた評価軸及び指標等	国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。 具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究を実施しているか。	を確認した。こうした方法で進捗管理を適切・確実に実施した。 (1) 研究目的が下記のいずれかに該当すること ○自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定に資する研究 ○自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等に資する研究 (2) 研究分野が下記のいずれかに該当すること 【自動車（安全関係）】 i. 自動運転車両の機能要件の検討・安全性評価及び予防安全技術の効果評価 ii. 交通事故実態に即し、予防安全技術を考慮した衝突安全試験方法等の検討 iii. 自動運転に関する電子制御装置の安全性・信頼性評価 【自動車（環境関係）】 iv. 燃料電池自動車、電気自動車等の新技術搭載車の安全・環境性能評価と OBD の活用による使用過程の車両性能情報収集方法の検討 v. 実環境走行でのエネルギー消費効率・有害排出物質等の信頼性・公平性を高めた評価 vi. 走行実態に即した騒音の評価 【鉄道等】 vii. 新技術を用いた交通システムに対応する安全性評価 viii. 列車の安全運行や施設の維持管理の省力化に資する技術の評価 ix. 新技術を含む公共交通の地域に応じた導入促進評価 さらに上記の要件を満たした課題を下記の観点で評価を行い、評価の低い課題については不採択（新規課題）又は中止（継続課題）とした。 【新規課題】 ① 令和7年度 研究計画策定基本方針 の内容にあっていること ② 交通安全環境研究所の役割の整理がなされ、その研究所の使命と整合していること ③ 研究成果による国の目標実現、施策への寄与度が高いこと ④ 社会的必要性や緊急性が高いこと ⑤ 目標（マイルストーン）の設定が適切であること ⑥ コスト、研究者数、研究期間の記載された計画書、予算計	会で議論中である信号灯路面描画について、投影パターンの違いが周辺の交通参加者の認識に及ぼす影響を調査するとともに、現行基準の方向指示器の光度で投影する場合の評価を実施し、信号灯の路面描画を現行基準の方向指示器の最高光度以下で投影する場合には、十分な視認性が得られないことを確認した。 加えて、ランプメーカーの国際団体が自動運転マーカーランプを車両後面に装着することを受け、当該基準案におけるマーカーランプの見え方を評価について国土交通省に報告し、マーカーランプは、当該基準案の条件で点灯した場合、十分な視認性が確保されるときに、眩しさを与える可能性は低いことを確認した。 シミュレーションをフィードバックした衝突実験及びスレッド実験では、自転車追突事故の受傷メカニズムを調査。シミュレーション結果によって示された死亡リスクの高い衝突条件を再現した衝突試験により受傷状況の評価し、自転車乗員の頭部が窓枠（Aピラー）に衝突することや車両側方に投げ出されて頭部が路面に衝突することで死亡・重傷リスクが高くなること及び従来ボンネット等が対象となっていた頭部保護試験にAピラーを追加する必要性を確認できた。また、自動運転車両で想定される進行方向に対して後ろ向きの座席について、シミュレーション及びスレッド試験により傷害を評価。前面衝突を模擬したスレッド試	とした。 ① 進路変更の合図や走行モード等を周辺の交通参加者に向けて表示する新型灯火器の評価では、国連灯火器分科会で議論中である信号灯路面描画について、投影パターンの違いが周辺の交通参加者の認識に及ぼす影響を調査するとともに、現行基準の方向指示器の光度で投影する場合の評価を実施し、信号灯の路面描画を現行基準の方向指示器の最高光度以下で投影する場合には、十分な視認性が得られないことを確認した。 ② ランプメーカーの国際団体が自動運転マーカーランプを車両後面に装着する際の基準案を提案したことを受け、当該基準案におけるマーカーランプの見え方を評価について国土交通省に報告し、マーカーランプは、当該基準案の条件で点灯した場合、十分な視認性が確保されるときに、眩しさを与える可能性は低いことを確認した。 ③ シミュレーションをフィードバックした衝突実験及びスレッド実験では、自転車追突事故の受傷メカニズムを調査。シミュレーション結果によって示された死亡リスクの高い衝突条件を再現した衝突試験により受傷状況の評価し、自転車乗員の頭部が窓枠（Aピラー）に衝突することや車両側方に投げ出されて頭部が路面に衝突することで死亡・重傷リスクが高くなること及び従来ボンネット等が対象となっていた頭部保護試験にAピラーを追加する必要性を確認できた。また、自動運転車両で想定される進行方向に対して後ろ向きの座席について、シミュレーション及びスレッド試験により傷害を評価。前面衝突を模擬したスレッド試
--	--	---	---	--	--	---	--

	げる指標等に基づいて実施するものとする。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施すること。 【重要度：高】 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システム、燃料電池自動車等に代表されるとおり、日進月歩が激しい。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要がある。そのために	に基づいて実施します。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施します。 【重要度：高】 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システム、燃料電池自動車等に代表されるとおり、日進月歩が激しい。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要がある。そのために	に基づいて実施します。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施します。 【重要度：高】 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システム、燃料電池自動車等に代表されるとおり、日進月歩が激しい。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要がある。そのために	画書が適切であること ⑦ 先見性、独創性を備え、研究所の基礎的な研究能力強化に貢献するものであること 【継続課題】 ① 令和7年度 研究計画策定基本方針 の内容にあっていること ② 国との具体的な連携を実施していること ③ これまでの研究成果が目標（マイルストーン）を達成していること ④ 目標（マイルストーン）の設定が適切であること ⑤ 研究所の基礎的な研究能力強化に貢献してきていること ⑥ コスト、研究者数、研究期間の記載された計画書、予算計画書が適切であること ⑦ 受託研究、共同研究等への研究内容の一部を含めた移行について、適切な考察・検討がなされていること 上記の評価でポイントが高い提案課題について、国の行政施策への貢献という目的指向性をより高めるため、各技術分野を担当する国の行政官も参画した「研究課題選定・評価会議」を開催し、運営費交付金で行う研究課題（経常研究）については、新規提案課題の採択可否の決定、継続課題の中間評価、並びに研究計画の見直し等に関する審議を行った上で、次年度の研究課題を決定した。特に行政からは、提案課題が国の交通安全・環境の諸施策と整合しているか、研究成果が国土交通省の技術施策（技術基準の策定等）に有効に活用できるかといった観点で評価を受けた。 新規課題数： 3 課題 継続課題数： 11 課題 また、客観的な観点での研究評価を実施するため、各技術分野を代表する外部の有識者で構成される研究評価委員会を開催し、運営費交付金で行う各経常研究について、事前、中間（研究期間が5年を超える課題の3年目に実施。）、事後の外部評価を実施した。特に研究の手法に関しては、学術的見地での貴重なご意見を頂き、その後の研究に反映させることとした。なお、各課題の評価結果については、交通安全環境研究所 HP で公表し、その透明性を図った。 評価対象となる新規研究テーマ（事前評価）： 3 課題 評価対象となる継続研究テーマ（中間評価）： 対象課題無し	頭部が窓枠（Aピラー）に衝突することや車両側方に投げ出されて頭部が路面に衝突することで死亡・重傷リスクが高くなること及び従来ボンネット等が対象となっていた頭部保護試験にAピラーを追加する必要性を確認できた。また、自動運転車両で想定される進行方向に対して後ろ向きの座席について、シミュレーション及びスレッド試験により傷害を評価。前面衝突を模擬したスレッド試験を提案し、背もたれの変形・破損やシートベルトが肩から外れることで、乗員が背もたれ上方に飛び出して頸部等を受傷する可能性を示し、後ろ向き座席に係るガイドライン等の必要性を国土交通省に報告した。 以上の理由により、所期の目標を上回る成果が得られており、A評価と認められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	験を提案し、背もたれの変形・破損やシートベルトが肩から外れることで、乗員が背もたれ上方に飛び出して頸部等を受傷する可能性を示し、後ろ向き座席に係るガイドライン等の必要性を国土交通省に報告した。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・①の研究について、ランプメーカーより提案があった旨の説明だったが、国際的な議論を踏まえてものとなっているのか質問があり、国連の場における議論を踏まえたものである旨を回答した。 ・「A」評価について異論はなかった。
--	--	--	--	--	--	--

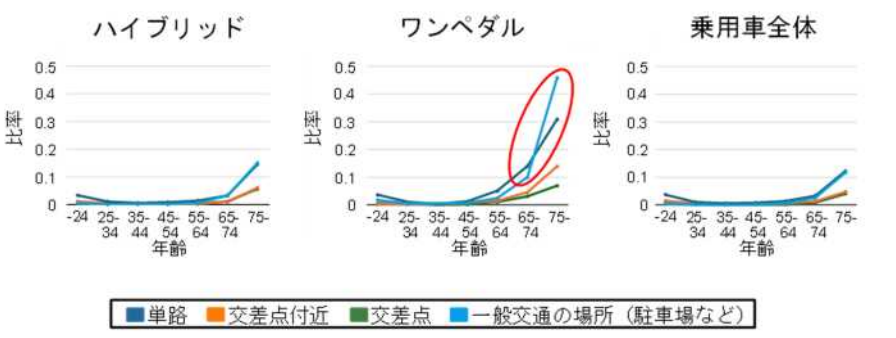
は、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開へ支援を行っていくためにも、基準獲得交渉において科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。	は、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開へ支援を行っていくためにも、基準獲得交渉において科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。			評価対象となる終了研究テーマ（事後評価）： 3 課題																
【評価軸】 ● 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。	【評価軸】 ● 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。			○年度計画の各研究分野における具体的な取組みについては以下のとおり。																
				<table><tr><th colspan="4">令和 7 年度 研究計画（1／3）</th></tr><tr><td></td><td>研究課題</td><td>中期目標及び中期計画において示された重点的に推進すべき研究開発の方針</td><td>令和 7 年度 研究計画</td></tr><tr><td rowspan="2">自動車（安全関係）</td><td>自動運転車両の機能要件の検討・安全性評価及び予防安全技術の効果評価</td><td>自動運転車の安全な普及へとつなげるために、自動運転車両の機能要件及び安全性評価手法に関する研究を行う。また、歩行者や自転車乗員の交通事故防止や高齢者の運転を支援する予防安全技術の浸透や促進等を図るため、その技術的な効果の検証、試験方法の検討に関する研究を進める。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。</td><td>●混在交通を前提とした自動運転車に求められる安全性の議論に資するため、人間ドライバの運転行動を定量化する手法の具体化や評価基準等について検討する。 ●高齢ドライバの運転特性や事故の特徴などを調査し、新型車両システムの導入による事故予防効果、安全性に与える影響の評価方法を検討する。 ●市街地走行における前照灯による眩惑の発生頻度を調査し、眩惑の低減と夜間視認性の向上を図る手法を検討する。 ●車両の進路変更の合図や走行モード等を周辺交通参加者に向けて表示する新型灯火器の有効性や点灯方法等を検討する。</td></tr><tr><td>交通事故実態に即し、予防安全技術を考慮した衝突安全試験方法等の検討</td><td>衝突事故被害軽減を一層図るため、子供や高齢者を重点対象として、現行の車両安全対策として未対応の分野（対自転車事故、重量差のある車両による事故、予防安全技術搭載車両の事故等）について、交通事故実態に即したより有効な車両の衝突安全性評価法に関する研究を行う。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や</td><td>●衝突安全に関する実験とシミュレーションを合わせた研究環境の構築のために、多様な衝突形態の衝突挙動を計算し、シミュレーションの解析精度を検証する。 ●シミュレーションを用いて自動運転の普及で多様化する乗車姿勢の傷害に対する影響や、自転車や歩行者に対する新たな保護性能試験法の検討を行う。また、車載車椅子乗員に対する保護装置（シートベルト、エアバッグなど）について検討する。 ●前述のシミュレーション結果をフィードバックした効率的な衝突実験とスレッド実験を実施し、乗車姿勢、</td></tr></table>	令和 7 年度 研究計画（1／3）					研究課題	中期目標及び中期計画において示された重点的に推進すべき研究開発の方針	令和 7 年度 研究計画	自動車（安全関係）	自動運転車両の機能要件の検討・安全性評価及び予防安全技術の効果評価	自動運転車の安全な普及へとつなげるために、自動運転車両の機能要件及び安全性評価手法に関する研究を行う。また、歩行者や自転車乗員の交通事故防止や高齢者の運転を支援する予防安全技術の浸透や促進等を図るため、その技術的な効果の検証、試験方法の検討に関する研究を進める。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。	●混在交通を前提とした自動運転車に求められる安全性の議論に資するため、人間ドライバの運転行動を定量化する手法の具体化や評価基準等について検討する。 ●高齢ドライバの運転特性や事故の特徴などを調査し、新型車両システムの導入による事故予防効果、安全性に与える影響の評価方法を検討する。 ●市街地走行における前照灯による眩惑の発生頻度を調査し、眩惑の低減と夜間視認性の向上を図る手法を検討する。 ●車両の進路変更の合図や走行モード等を周辺交通参加者に向けて表示する新型灯火器の有効性や点灯方法等を検討する。	交通事故実態に即し、予防安全技術を考慮した衝突安全試験方法等の検討	衝突事故被害軽減を一層図るため、子供や高齢者を重点対象として、現行の車両安全対策として未対応の分野（対自転車事故、重量差のある車両による事故、予防安全技術搭載車両の事故等）について、交通事故実態に即したより有効な車両の衝突安全性評価法に関する研究を行う。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や	●衝突安全に関する実験とシミュレーションを合わせた研究環境の構築のために、多様な衝突形態の衝突挙動を計算し、シミュレーションの解析精度を検証する。 ●シミュレーションを用いて自動運転の普及で多様化する乗車姿勢の傷害に対する影響や、自転車や歩行者に対する新たな保護性能試験法の検討を行う。また、車載車椅子乗員に対する保護装置（シートベルト、エアバッグなど）について検討する。 ●前述のシミュレーション結果をフィードバックした効率的な衝突実験とスレッド実験を実施し、乗車姿勢、	
令和 7 年度 研究計画（1／3）																				
	研究課題	中期目標及び中期計画において示された重点的に推進すべき研究開発の方針	令和 7 年度 研究計画																	
自動車（安全関係）	自動運転車両の機能要件の検討・安全性評価及び予防安全技術の効果評価	自動運転車の安全な普及へとつなげるために、自動運転車両の機能要件及び安全性評価手法に関する研究を行う。また、歩行者や自転車乗員の交通事故防止や高齢者の運転を支援する予防安全技術の浸透や促進等を図るため、その技術的な効果の検証、試験方法の検討に関する研究を進める。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。	●混在交通を前提とした自動運転車に求められる安全性の議論に資するため、人間ドライバの運転行動を定量化する手法の具体化や評価基準等について検討する。 ●高齢ドライバの運転特性や事故の特徴などを調査し、新型車両システムの導入による事故予防効果、安全性に与える影響の評価方法を検討する。 ●市街地走行における前照灯による眩惑の発生頻度を調査し、眩惑の低減と夜間視認性の向上を図る手法を検討する。 ●車両の進路変更の合図や走行モード等を周辺交通参加者に向けて表示する新型灯火器の有効性や点灯方法等を検討する。																	
	交通事故実態に即し、予防安全技術を考慮した衝突安全試験方法等の検討	衝突事故被害軽減を一層図るため、子供や高齢者を重点対象として、現行の車両安全対策として未対応の分野（対自転車事故、重量差のある車両による事故、予防安全技術搭載車両の事故等）について、交通事故実態に即したより有効な車両の衝突安全性評価法に関する研究を行う。これらにより、新たな試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や	●衝突安全に関する実験とシミュレーションを合わせた研究環境の構築のために、多様な衝突形態の衝突挙動を計算し、シミュレーションの解析精度を検証する。 ●シミュレーションを用いて自動運転の普及で多様化する乗車姿勢の傷害に対する影響や、自転車や歩行者に対する新たな保護性能試験法の検討を行う。また、車載車椅子乗員に対する保護装置（シートベルト、エアバッグなど）について検討する。 ●前述のシミュレーション結果をフィードバックした効率的な衝突実験とスレッド実験を実施し、乗車姿勢、																	

		会議を毎年開催し、行政ニーズとアウトカムを的確にとらえた研究テーマを設定します。その上で、外部有識者を招聘する研究評価委員会を毎年開催し、新規研究テーマの必要性、目標設定や研究手法の妥当性等を確認し、実施中の研究テーマの進捗確認と必要な軌道修正等を行い、終了研究テーマの最終成果の到達度や社会的有用性等について評価を行い、将来の発展等についてご指導をいただきます。さらに、交通安全環境研究所長が主催する課題群進捗検討会を課題群ごとに毎年開催し、各研究テーマの進捗確認と関連研究分野の連携可能性等を検討し、最大限の成果が効率的に達成できるように努めます。	会議を毎年開催し、行政ニーズとアウトカムを的確にとらえた研究テーマを設定します。その上で、外部有識者を招聘する研究評価委員会を毎年開催し、新規研究テーマの必要性、目標設定や研究手法の妥当性等を確認し、実施中の研究テーマの進捗確認と必要な軌道修正等を行い、終了研究テーマの最終成果の到達度や社会的有用性等について評価を行い、将来の発展等についてご指導をいただきます。さらに、交通安全環境研究所長が主催する課題群進捗検討会を課題群ごとに毎年開催し、各研究テーマの進捗確認と関連研究分野の連携可能性等を検討し、最大限の成果が効率的に達成できるように努めます。	上記の研究成果を国際基準化の議論に活用するための準備を進めた。 ① 有能で注意深い人間ドライバの具体化に関する調査 自動運転車の安全性に関する上位概念である「自動運転車は少なくとも有能かつ注意深い人間ドライバと同等以上の安全性を有すること」の議論に資するため、有能かつ注意深い人間ドライバの運転行動を具体化することを目的として研究を実施した。 令和6年度に実施したドライビングシミュレータ実験について、実験を実施した交通場面（6場面）の結果に対する考察を進め、当該場面における有能かつ注意深い人間ドライバの運転行動について整理した。 加えて、新たに右折直進の場면을対象とした2つの場面のドライビングシミュレータ実験を実施し、当該場面における有能かつ注意深い人間ドライバの運転行動について整理した。 本研究の成果として、令和6年度に実施したドライビングシミュレータ実験に対する結果と考察を基に、令和7年10月の自動車技術会秋季大会で2件の発表を行った ② 高齢ドライバの特性を踏まえた新型車両安全システムの評価方法に関する研究 高齢ドライバにおける新型車両システム導入が安全性に与える影響の評価方法を提案することを目的とした。 過去のドライビングシミュレータ実験により、電動車両における加減速特性、アクセルペダル操作特性が次の通り明らかになっている。 ✧ 電動車両 ・ 加速、減速に伴う速度の変化が激しい ・ アクセルペダル操作回数が多く、フットブレーキの使用が少ない ✧ エンジン車両 ・ 電動車よりも速度変化が緩やか、アクセルペダル操作回数が少ない ・ 加速時のアクセルペダル開度が大きく、減速時にフットブレーキを使用 以上の特性を踏まえ、電動車両、特にアクセルペダルのみで停止を含む加減速操作が可能なワンペダル車両に特有の事故の	
--	--	---	---	--	--

有無を交通事故データベースにより分析した。



【車種別の交通事故における人的要因の割合】



【車種別の交通事故における道路形状（発生場所）の割合】

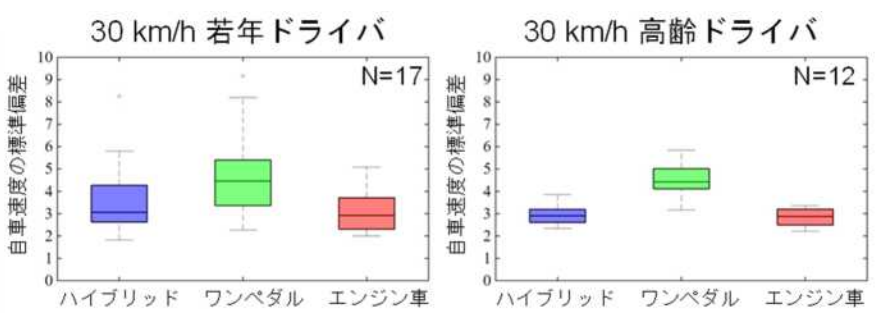
（各車両の保有台数、年齢層、運転頻度で正規化した比率）

ワンペダル車両は高齢者のペダル踏み間違い事故の割合が高く、特に駐車場、単路での事故の正規化比率が高いことを明らかにした。

次に、事故件数の正規化比率が高い場所のうち、単路における運転の様子をドライビングシミュレータ実験により評価した。

☆ アクセルペダル操作時の車両別加減速特性

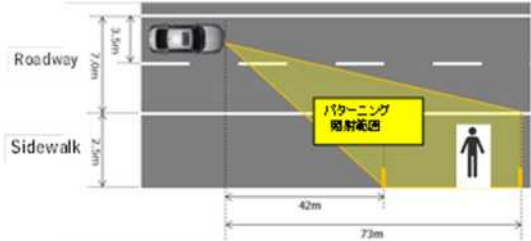
- ・ ハイブリッド 加速強 減速中
- ・ ワンペダル 加速強 減速中
- ・ エンジン車 加速中 減速中

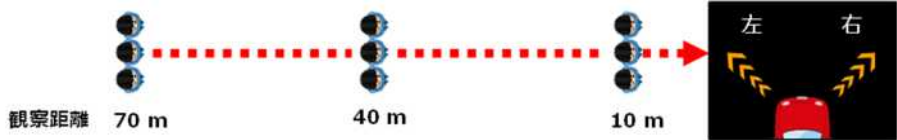
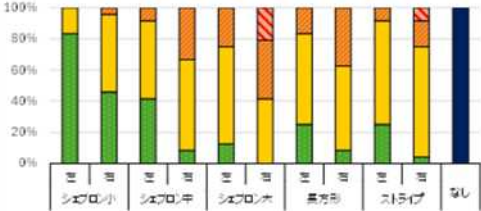


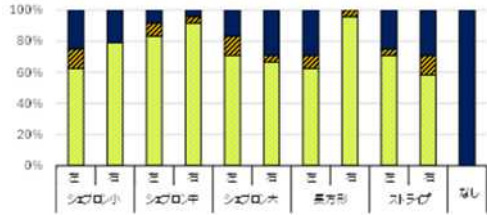
【被験者ごとに求めた自車速度の標準偏差の分布】

☆ 30km/h 定速走行時、ワンペダルは車速のばらつきが最も大きかった

- ・ 安全性低下につながる可能性がある
- ・ 高齢ドライバではアクセルペダル開度のばらつきが大きい傾向

				・ 操作が不安定な場合には慎重な運転行動がとられる可能性も示唆 ◇ 車両側の安全対策 ・ 操作が不安定になる状況下で、アクセルペダルを操作した際の急な加減速を抑制し、車速の変化を緩やかに制御する機能などが求められることが示唆 本研究の成果として、研究成果に基づき、2件の研究所外向けの発表（うち査読付き論文1件）を行った。 ③ 交通弱者に配慮した安全性向上のための自動車用新型灯火に関する研究 夜間における対向車前照灯による不快感や視認性低下の軽減が課題となっている。本研究では、視認性向上とグレア低減の両立を目的とし、新型前照灯の有効性を評価する。 ドライバからの歩行者の視認性を向上させつつ、周囲へのグレア低減を目的として配光を工夫した新型前照灯（パターンング前照灯）について評価実験を実施した。実験は、夜間の片側一車線直線路を想定し、車道右側の歩行者に対して時速 40 km/h で通過する条件で行い、従来のすれ違い前照灯（ロービーム）および走行用前照灯（ハイビーム）と比較した。倫理委員会の承認を得るとともに、事前説明に基づく同意を取得した男女 24 名が実験に参加した。主な結果は以下の通りである。 ・ ドライバから歩行者までの視認距離は、パターンング前照灯がロービームよりも長かった。 ・ 歩行者から車両を認知する距離は、パターンング前照灯がロービームよりも長かった。 ・ 歩行者のグレア感は、パターンング前照灯がハイビームよりも低かった。   パターンング前照灯 実験レイアウト 本研究の成果として、研究成果に基づき口頭発表を2件実施した。 ④ 交通弱者に配慮した安全性向上のための自動車用新型灯火		
--	--	--	--	--	--	--

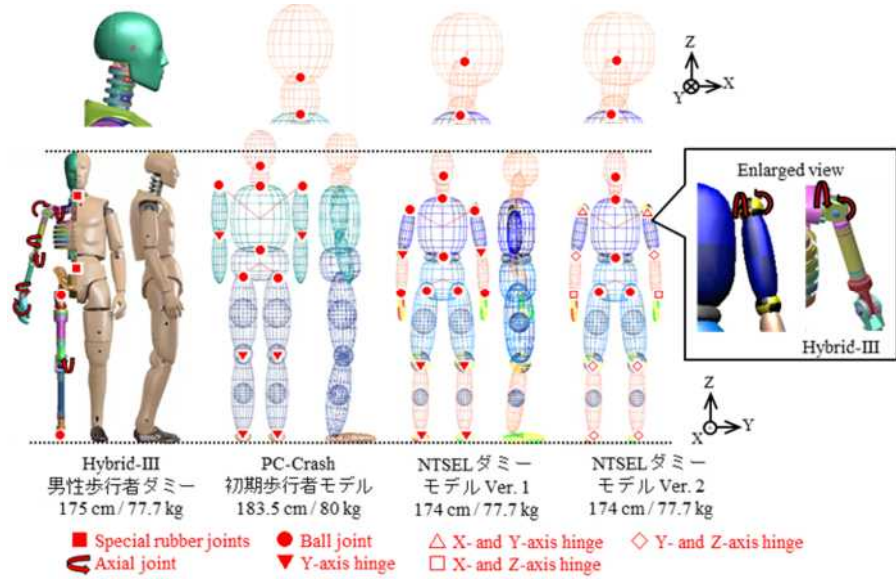
					に関する研究 自動車の信号灯と連動して路面に視覚情報を投影する信号灯路面描画について、適切な表示方法を検討する。 GRE（灯火器分科会）で議論中の方向指示器路面描画の基準案では、指定範囲内に1つ以上のエレメントを直線上に配置し、所定の投影範囲を満たせば、エレメントの数・大きさ・比率・間隔は規定されていない。しかし、路面描画のパターン（形状・投影面積）により得られる効果が変化する可能性があると考えられる。そこで本研究では、実験倫理委員会の承認を得るとともに事前説明により同意を取得した男女24名を対象に、10、40、70 mの距離から5種類の描画パターンを観察する評価実験を実施した。  【実験レイアウト】  【投影パターン】 投影面積が大きいパターンほど見えやすさは高く評価される傾向がみられた。一方で、方向指示の向きの正答率は、投影面積の大きいパターン（シェブロン大・ストライプ）よりも、中程度のパターン（シェブロン中・長方形）の方が高い場合があった。エレメントの形状や配置が影響した可能性がある。  【路面描画の見えやすさ回答（観察距離 40 m）】		
--	--	--	--	--	---	--	--

				 【方向指示の向き回答（観察距離 40 m）】 また、現行法規（方向指示器）の範囲内で、低光度の信号灯路面描画を搭載した車両を確認し、アンケート評価を実施した。その結果、今後の導入に向けた知見を得た。  【方向指示器路面描画 搭載車両】 本研究の成果として、口頭発表を 8 件実施した。 （２）交通事故実態に即し、予防安全技術を考慮した衝突安全試験方法等の検討（３課題） 衝突事故における乗員の保護は、シートベルトやエアバッグなどの拘束装置によって行われる。これらの装置は乗員の初期姿勢により効果に差が生じることが知られており、特にシートベルトでは、ラップベルトが骨盤の腸骨部から外れるとベルトが腹部に侵入し重篤な傷害をもたらすため、これを防止することは乗員保護における大きな課題である。 一方で、自動運転車両の普及が進んだ時点においては、運転者を含む車両乗員の乗車姿勢や座席位置は多様になると予想される。 そこで、乗車姿勢や座席位置と衝突時の受傷状況に及ぼす影響に関する研究を実施する。 また、車両の安全基準の整備が十分でない自転車乗員について、自転車乗員の衝突被害について調査を実施する。 さらに、近年の高齢化によって増加が予測される、車両に車載された車椅子乗員の衝突時の安全性について調査する。 ⑤ シミュレーション技術を利用した乗員及び歩行者の衝突挙動解析に関する研究「シミュレーション環境の構築と精度検証」		
--	--	--	--	---	--	--

交通事故による被害を解析する手法として実際の対象物や模擬対象物を用いた実験が挙げられるが、コストや時間に起因する実験条件の制約が多い。実験のみにならずシミュレーションを用いることで、より効率的に多様な衝突条件の検証が可能となる。また、国際的にもシミュレーション技術を用いた衝突安全評価が検討されている。

そこで、衝突安全評価シミュレーション環境を構築し、要素技術として歩行者、乗員や特殊な小型乗り物などを対象とした衝突シミュレーション技術を確立する。

有限要素法解析や実車実験の衝突条件選定のため、剛体衝突挙動解析ソフト「PC-Crash」で衝突ダミーの挙動を解析可能なマルチボディモデル（NTSEL ダミーモデル）を開発し、関節の構造や可動抵抗を再現することで解析精度を向上した NTSEL ダミーモデル Ver. 2 を開発した。



【衝突ダミー、PC-Crash 初期モデル及び NTSEL ダミーモデルの形状と関節構造】

- 本研究の成果は、次のとおり。
- ・開発した NTSEL ダミーモデルを用いた挙動シミュレーションによって、実車衝突試験やスレッド試験の試験条件を選定することでより効率的な調査を行った。
 - ・ダミーモデルの開発、改良について、STAPP に研究論文を投稿した。また、講演会及び交通安全環境研究所フォーラム 2025 において発表した。

⑥ シミュレーション技術を利用した乗員及び歩行者の衝突挙動解析に関する研究「車両乗員、自転車や歩行者及び車椅子に関するシミュレーション」

シミュレーション技術を利用した歩行者、乗員や特殊な小型乗り物などを対象とした衝突シミュレーション技術確立する。

そのため、(i) 自転車や歩行者の衝突挙動解析、(ii) 自動運転車両などに対応した多様な乗車姿勢における乗員の衝突挙動と (iii) 高齢化によって増加している車椅子乗員の衝突挙動に関するシミュレーションを実施する。

(i) ほかの自転車事故に比べて車両が自転車に追突する事故は死亡率が 10 倍以上高い。その受傷原因を調査するため PC-Crash を用いて車両速度、衝突位置及び自転車速度をパラメータとした衝突挙動シミュレーションを行った。また、挙動シミュレーションによって示された死亡リスクの高い衝突条件を再現した衝突試験により、受傷状況の評価を行った。



【自転車追突事故のシミュレーション】

(ii) スレッド試験を再現可能な有限要素シミュレーションモデルを構築するため、スレッド試験の車両内装を 3 次元測定し、CCSA の公開する車両モデルと組み合わせることでエアバッグやコンソールを備えた 3D 車両モデルを作成した。



【スレッド試験の有限要素シミュレーションモデル】

(iii) 自動車技術会で発表され注目されているシートベルトを備えた車載用耐 G 車椅子について、実際のスレッド試験

					を見学し乗員拘束方法、試験条件や試験方法について調査し、意見交換を行った。  【シートベルトを備えた車載用耐G車椅子】 本研究の成果は、次のとおり。 (i) 自転車の衝突位置により自転車乗員の頭部が車両に衝突せず、自転車乗員が車両側方に投げ出されて回転し、頭部から路面に衝突することで死亡・重傷リスクが高くなる場合があることが明らかとなった。 (ii) 作成した 3D 車両モデルを用いてスレッド試験を再現可能な有限要素シミュレーションモデルを構築した。 (iii) スレッド試験の見学によってシートベルトを備えた車載用耐G車椅子のベースとして使用される市販車椅子がスレッド試験に耐える強度を有することが確認できたため、車載車椅子の固定方法を検証するスレッド試験に使用するために市販の耐G車椅子を購入し、スレッド試験方法を検討した。 ⑦ シミュレーション技術を利用した乗員及び歩行者の衝突挙動解析に関する研究「シミュレーションをフィードバックした衝突実験及びスレッド実験」 (i) 自転車や歩行者の衝突挙動解析、(ii) 自動運転車両などに対応した多様な乗車姿勢における乗員の衝突挙動と (iii) 高齢化によって増加している車椅子乗員の衝突挙動に関するシミュレーション結果をフィードバックし実験を実施する。 (i) 車両が自転車に追突する事故について、挙動シミュレーションによって示された死亡リスクの高い衝突条件を再現した衝突試験により、受傷状況の評価を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--



【自転車追突事故の衝突試験】

また、近年普及している前後に子供を乗せた電動3人乗り自転車は乗員保護について十分な検討がなされていないことから、衝突試験により受傷状況の評価を行った。



【子供乗せ電動自転車の追突実験】

(ii) 助手席乗員の主要な傷害である「胸部たわみ」は、ショルダーベルトによる胸部圧迫によるものであるが、エアバッグによる頭部移動抑制やインパネによる大腿部移動抑制などにより胸部たわみは低減される。一方で、実際の乗員は法規試験での座席位置より後方に乗車する場合もあり、これは自動運転車などでは顕著となると考えられる。そこで、乗員の着座状態（座席前後位置）が傷害に及ぼす影響を調査するため、座席位置が法規試験位置とスライド最後端の場合についてスレッド実験による評価を行った。



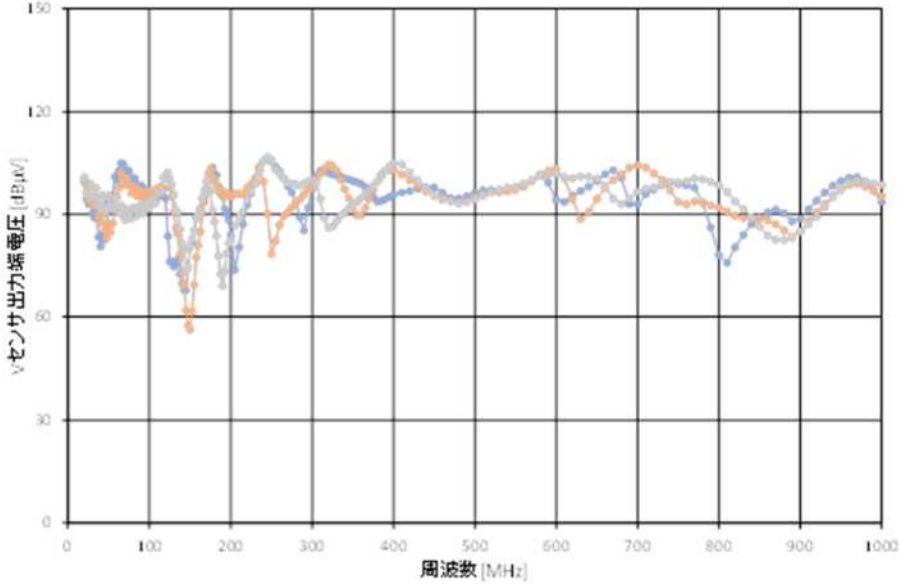
【座席位置比較スレッド試験】

本研究の成果は、次のとおり。

(i) 自転車の衝突位置により自転車乗員の頭部が車両に衝突

				せず、自転車乗員が車両側方に投げ出されて回転し、頭部から路面に衝突することで死亡・重傷リスクが高くなる場合があることが明らかとなった。また、子供乗せ電動自転車は、大人ダミーの頭部が後席子供ダミーの頭部に衝突する場合や、前席子供ダミーのベルトが破断し空中に投げ出される場合があることを示した。 (ii) 座席の前後位置によって衝突時の乗員挙動に大きな差があったにもかかわらず傷害値の差は少なかった。このことから、現行のダミーは胸部センサの配置が十分でなく、詳細な傷害値評価が難しいことを示した。 (3) 自動運転に関する電子制御装置の安全性・信頼性評価(2課題) 電磁両立性に関する各種の国際規格等の改定動向を調査するとともに、部品の電磁波耐性に関する方式の異なる複数の試験法において同一の基準要件を確認できる運用方法を検討する。 ⑧ AI が搭載された車載情報機器の信頼性評価手法に関する研究 本研究は、AI が搭載された車載情報機器の基準化及び信頼性評価方法を検討するために、AI に関する知見を収集・蓄積・分析することで、AI に対する具体的な要件やガイドライン等を導出することを目的とする。 1) 車載情報機器向け AI の技術動向調査 (WP29 の動向) GRSG 傘下の Driver Drowsiness and Distraction Warning Systems (DDADWS) IWG で議論されている Driver Drowsiness and Attention Warning Systems の基準案の要件を整理し、当該システムに利用されている AI の評価指標として不作動・不要作動の導入の必要性を検討。 2) 車載情報機器向け AI の技術動向調査 AI の基準やガイドラインを検討する素材として選定した Driver Monitoring System (以下、DMS) の一般的なシステム構成及び搭載技術を調査し、以下を明らかにした。 ・センサ構成：WEB カメラ (RGB カメラ) を用いた非装着 (非接触) 型システム ・検出対象：顔、目、口の動き (まばたき、閉眼時間、あくびなど) ・使用アルゴリズム：CNN (Convolutional Neural Network) 系の深層学習モデル (Transformer (転移学		
--	--	--	--	--	--	--

				習：ResNet も含む）や YOLO、LSTM などとの組み合わせも検討） ・学習データ：公開データセットを活用 調査結果をもとに、AI を用いた DMS のプロトタイプを開発した。各身体部位（虹彩、瞼、口、手等）の特定には認識系 AI（CNN ベース）を用い、眠気行動及び抗眠行動はルールベースで検出する構成である（今後、この部分も認識系 AI への置き換えを検討する予定）。  ⑨ 自動車における電磁両立性に関する調査 自動運転技術の急速な進展は電子制御技術の高度化により成り立っているといっても過言ではない。その電子制御技術の安全性・信頼性を確保するためには電磁両立性問題を避けて通ることはできない。このため、各国・地域において自動車の電磁両立性に関する基準・規格を強化する動きが顕著であり、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）においても自動車の電磁両立性（EMC）基準である国連規則第 10 号（UN-R10）の改正審議が頻繁に実施されている。そこで、UN-R10 及び同規則から引用されている関連規格の改正動向を長期的にわたり調査するとともに必要に応じてデータを蓄積し、提案するための検討を行うことを目的とした。 UN-R10 の改正対応については、令和 7 年 6 月に UN-R10-07 シリーズ改正が正式発効した。その後も、IWG-EMC では、UN-R10-07 シリーズのサブリメント改正及び UN-R10-08 シリーズ改正が並行して審議されており、動向調査を実施するとともに、必要な対応を行っている。また、UN-R10 関連規格の動向については、自動車技術会 CISPR 分科会に参画し、同規則から引用されている規格の動向情報を収集するとともに、CISPR 分科会における自動車 EMC に関する審議に参加した。また、UN-R10 の部品イミュニティ試験法間の相関性に関する調査では、模擬 ECU の	
--	--	--	--	---	--

				コネクタ端子間に発生する高周波電圧を計測するVセンサ及び自動計測プログラムを使用して、部品イミュニティ試験法として主に使用される ALSE 法、BCI 法と新たに UN-R10-07 シリーズで導入された RVC 法による測定を実施した。今年度は特に、BCI 法における異なる注入位置間における相関性や、負荷抵抗の違いによる相関性について重点的に測定を実施した。  【BCI 法の注入位置を変えた時の測定結果例】		
--	--	--	--	---	--	--

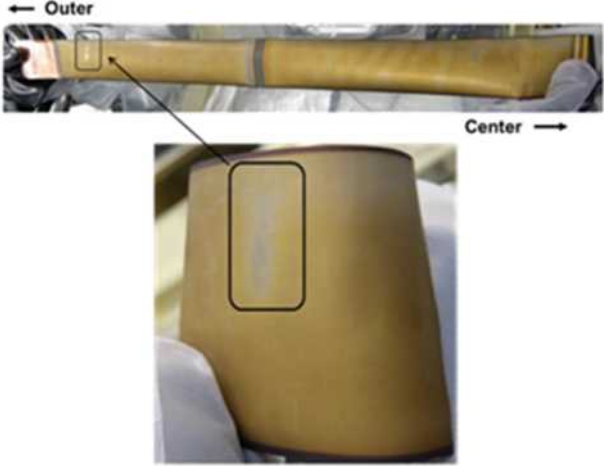
4. その他参考情報
特になし

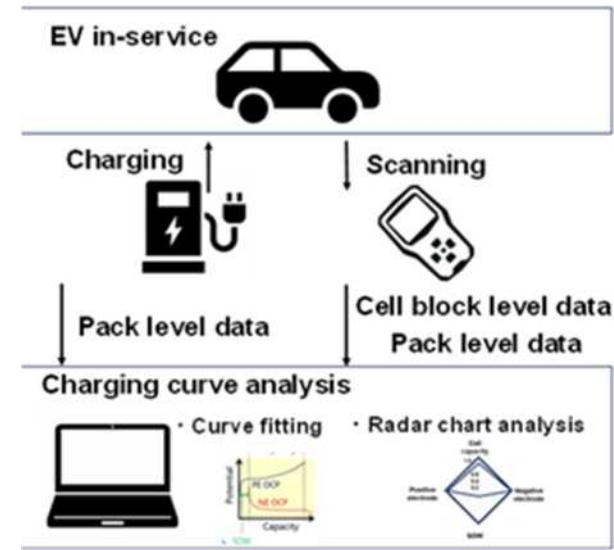
1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項 ①研究内容の重点化・成果目標の明確化 自動車（環境関係）			
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 4 号、第 5 号、第 6 号	
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199	

2. 主要な経年データ															
	⑥ 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
										予算額（百万円）	1, 183	1, 213	1, 226	1, 225	1, 239
										決算額（百万円）	1, 667	1, 664	1, 706	2, 193	2, 073
										経常費用（百万円）	1, 663	1, 763	1, 785	1, 920	1, 942
										経常利益（百万円）	△129	7	66	48	△7
										行政コスト（百万円）	1, 684	1, 861	1, 886	2, 018	2, 100
										従事人員数	43	53	53	52	49

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
	中期目標 (再掲)	中期計画 (再掲)	年度計画 (再掲)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価						
					業務実績		自己評価							
	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 別紙1で定めた研究計画に対し、所期の目標を達成しているか。ま	<主要な業務実績> ○年度計画の各研究分野における具体的な取組みについては以下のとおり。 令和7年度 研究計画(2/3) <table><tr><td></td><td>研究課題</td><td>中期目標及び中期計画において示された重点的に推進すべき研究開発の方針</td><td>令和7年度 研究計画</td></tr></table>				研究課題	中期目標及び中期計画において示された重点的に推進すべき研究開発の方針	令和7年度 研究計画	<評定と根拠> A 令和7年度計画の「自動車(環境関係)」にある3つの研究課題(5研究)のうち、1研究について目標を超えた研究成果が	評定	A
	研究課題	中期目標及び中期計画において示された重点的に推進すべき研究開発の方針	令和7年度 研究計画											

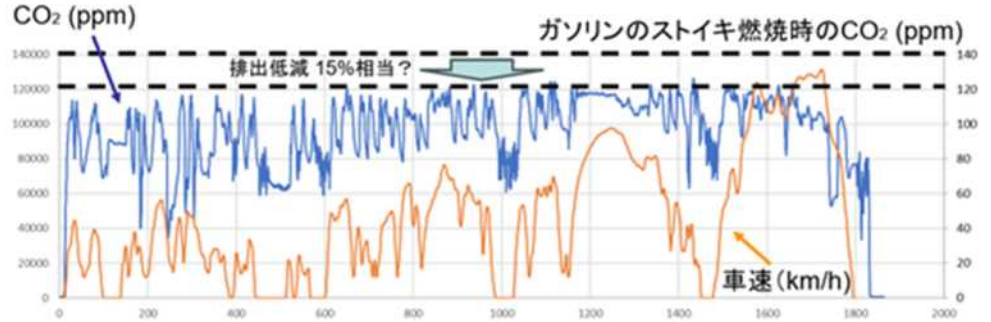
	進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行うものとする。	進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行います。	進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行います。	た、目標を超過して達成した課題の数。	自動車（環境関係）	燃料電池自動車、電気自動車等の新技術搭載車の安全・環境性能評価と OBD の活用による使用過程の車両性能情報収集方法の検討	2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、燃料電池自動車、電気自動車等について、それぞれの車種に特有の影響（バッテリー性能劣化等）も踏まえつつ、安全・環境性能を評価するための手法に関する研究を行う。また、環境性能評価手法の高度化を目指した OBD の活用による使用過程の車両性能情報収集方法の検討を行う。これらにより、試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。	• 車載バッテリーの安全性評価に関して、研究の基礎となる情報、データを収集・解析し、バッテリーの不安全事象再現・評価手法の検討を進める。 • 電気自動車の一充電走行距離の制御に関わると考えられるバッテリー SOH（State of Health）情報に関して、充電曲線解析法を対象として実際に実験を行いその精度調査を行う。 • カーボンニュートラルに向けた更なる電気自動車の普及に備え、使用環境に大きく影響を受けるバッテリー性能等を適切に評価できる試験法の策定のため、実際のバッテリーの特性を反映できる試験システムの構築を行う。	得られた。	＜評価に至った理由＞
	また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行うものとする。	また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行います。	また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行います。	＜評価の視点＞ 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究を実施しているか。		実環境走行でのエネルギー消費効率・有害排出物質等の信頼性・公平性を高めた評価	自動車のエネルギー消費効率・有害排出物質等の評価に関して、台上試験の再現性を従来より高めるとともに実環境走行時の公平な評価手法に関する研究を行い、試験方法等を検討・提案し、技術基準案の策定や我が国主導の国際基準化等に対して貢献を行うものとする。	• 合成燃料やカーボンフリー燃料を用いた内燃機関搭載車について、実環境走行時における環境負荷低減効果の評価手法を検討する。加えて、燃料製造を含めた自動車のライフサイクルでの環境負荷の評価法を検討する。	電気自動車の電池等を含む性能評価の高度化に向けた新たな手法に関する研究では、電気自動車の認証試験の効率化の観点から、シミュレーションと実際の車両搭載バッテリーを組合せて評価する手法を検討し、電気自動車の認証試験を効率化するシステムを構築し、今後の試験・研究を効率よく進める基盤として、充放電装置メーカーと共同研究を開始。	令和 7 年度研究計画の「自動車（安全関係）」にある 3 つの研究課題（5 研究）について、5 研究の研究計画について進捗度に関する目標（5 段階設定）のうち、1 研究について合計 1 段階進捗を超える研究成果（全体で 6 段階進捗）を得られたことから、当初目標に比べ 120% の達成率となった。以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」評価とした。
	これらの研究等を進めるにあたっては、中期目標期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組	これらの研究等を進めるにあたっては、中期計画期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組	これらの研究等を進めるにあたっては、中期計画期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組			走行実態に即した騒音の評価	自動車から発せられる騒音について、特に走行実態に即した評価に関する研究を行い、違法マフラーの検出等、公道における街頭検査等の効率化に貢献を行うものとする。	• 二輪車での違法騒音車の AI による判定モデル構築の経験を踏まえ、四輪車での違法騒音車判定モデルの高精度化のために収集した AI 学習用データを活用し、改良したモデルの検証を行う。	加えて、重量電気自動車について、バッテリー容量の劣化や一充電航続距離などバッテリー特性を反映可能な試験法を作成し、さらに、国際協力として JRC（欧州委員会共同研究センター）と運転ロボットを活用した、日欧双方で、将来の国際基準の厳密化に資するデータを取得し運転ロボットによる認証試験高度化の可能性を確認した。	① 電気自動車の電池等を含む性能評価の高度化に向けた新たな手法に関する研究では、電気自動車の認証試験の効率化の観点から、シミュレーションと実際の車両搭載バッテリーを組合せて評価する手法を検討し、電気自動車の認証試験を効率化するシステムを構築し、今後の試験・研究を効率よく進める基盤として、充放電装置メーカーと共同研究を開始。
	①から④まで	①から④まで	①から④まで						さらに、国際協力として JRC（欧州委員会共同研究センター）と運転ロボットを活用した、日欧双方で、将来の国際基準の厳密化に資するデータを取得し運転ロボットによる認証試験高度化の可能性を確認した。	＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・「A」評価について異論はなかった。
（４）燃料電池自動車、電気自動車等の新技術搭載車の安全・環境性能評価と OBD 活用による使用過程の車両性能情報収集方法の検討（３課題）										

に掲げる取組を推進するものとする。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、評価に当たっては、下記に掲げる評価軸及び①から④までに掲げる指標等に基づいて実施するものとする。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施すること。 【重要度：高】 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システム、燃料電池自動車等に代表されたとおり、日進月歩が激	を推進します。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、自己評価に当たっては、中期目標に定められた評価軸及び指標等に基づいて実施します。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施します。 【重要度：高】 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システム、燃料電池自動車等に代表されたとおり、日進月歩が激し	を推進します。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、自己評価に当たっては、中期目標に定められた評価軸及び指標等に基づいて実施します。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施します。		2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、燃費基準の導入や電動車等の普及促進が図られているのに対し、研究としてはこれら従来の枠組みの先を見て、性能劣化等を含めたバッテリーの安全・環境性能の評価及び、実走行性能における評価やそれに関するビッグデータ的な多くの可能性を有する OBD あるいは OBFCM の活用がポイントと考えて研究を進めている。バッテリーの安全・環境性能の評価については、リチウム析出を中心にバッテリー劣化につながる因子を明らかにしたうえで、その影響度合いを分析した。OBFCM については、実燃費に影響する因子の調査や、利活用方策の検討を行った。 ⑩ 電気自動車の安全性に関する検討・調査 本研究では、セルケースの締め付けがバッテリーの安全性に与える影響について調査を行う。 バッテリーを 10Nm の締め付けトルクでクランプ拘束したセルを 70 サイクル程度充放電し、容量低下と安全性低下について、クランプ拘束しないセルと比較した。レーザ照射による熱暴走試験では、拘束したセルは、拘束しないセルの場合に比べて、4 割少ない投与エネルギーで熱暴走が発生し、安全性が低下していることが示された。追加の試験により、繰り返し充放電 3 回程度でリチウム析出が開始していることが確認された。  【図 分解したセルの負極のリチウム析出の様子】 本研究の成果として、国土交通省に対して、調査したバッテリーの安全性低下について情報提供を行った。 また、令和 8 年 5 月に行われる自動車技術会における発表論文およびスライドを準備した。 ⑪ カーボンニュートラルに向けた使用過程を含む電動車の安全・環境性能評価手法に関する研究	以上の理由により、所期の目標を上回る成果が得られており、A 評価と認められる。 <課題と対応> 特になし。	
---	---	--	--	--	---	--

しい。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要がある。そのためには、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開へ支援を行っていくためにも、基準獲	い。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要がある。そのためには、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開へ支援を行っていくためにも、基準獲		本研究では、充電曲線解析におけるサンプリング手法の違いによるSOH 推定結果への影響を明らかにする。 使用過程の電気自動車を対象として、充電曲線解析を行う際のデータサンプリングの影響の評価を行った。サンプリング手法としては、スキャンツールを使用したデータサンプリングと急速充電器を用いたサンプリングの二種類を比較した。サンプリング手法の違いによって4 %程度の差が発生することを明らかにした。  【図 車両と対象とした充電曲線解析における二つのデータサンプリング方法の説明】 本研究の成果として、国土交通省に対して、調査した SOH の推定精度への影響について情報提供を行った。 また、令和7年11月の自動車技術会の秋季大会で発表するとともに令和8年3月に査読付き論文として出版された。 ⑫ 電気自動車の電池等を含む性能評価の高度化に向けた新たな手法に関する研究 本研究では、重量車の電費等の評価においては、車両シミュレーション（HILS）が適用され、実車を用いず効率的に試験が行われている。今後のEV 普及を鑑みて、車両認証試験の効率化の観点から、乗用EV においても HILS の適用の可能性を検討する。この際、評価精度向上のために、HILS と実電池（車両搭載電池：パック）とを組み合わせ、協調制御させる新たな評価手法を検討する。 乗用EV 搭載電池に、車両シミュレーション及び充放電装置が直接アクセスできる評価環境（Battery-HILS）を構築した。 ① ハードウェア側（充放電装置とEV との接続） 乗用EV に充放電装置から直接充放電時の電流を供給するために、EV の車載バッテリーパックに配線を接続した。充放電装置の単独操作に		
--	---	--	--	--	--

得交渉において科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。 【評価軸】 ● 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。 ● 行政ニーズを的確にとらえた研究テーマの設定後においても、研究内容の進捗を定期的に内部で確認するのみならず、外部有識者等の参加する会議においても確認し、必要に応じて助言・方	得交渉において科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。 【評価軸】 ● 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。 ● 行政ニーズを的確にとらえた研究テーマの設定後においても、研究内容の進捗を定期的に内部で確認するのみならず、外部有識者の参加する会議においても確認し、必要に応じて助言・方向性の		て、任意の充放電電力を供給することで、車両側にて回生/力行の電力状況が再現できた。車両側の情報であるバッテリー SOC の挙動が変化することが確認された。 ② ソフトウェア側（HILS の構築） 供試 EV を HILS にて再現するため、必要となる車両モデル等を構築した。シミュレーションを実施し、供試 EV のシャシダイ試験（JC08）時の電力挙動を再現することが確認できた。 【装置構築】 ①充放電装置(高容量タイプ) …EV改造、充放電装置との接続 1. 車両改造 バッテリーと接続 2. 確認/試運転 車両側に入電 【HILS構築】 ②HILS …供試車両モデルの作成 ★供試車両 (HMEV) の車両モデルが完成 〔バッテリーバックへ指令する充放電パターンを演算〕 ★車載バッテリーと充放電できることを確認 【共同研究】 ✓ 菊水電子工業（2025/10月：締結） ・HILS及びV2H充放電装置を用いた車両充放電試験に関する研究 【図 バッテリ HILS の構築準備】 上記のとおり、バッテリー HILS 構築に向けた作業を行った。①と②をリアルタイムに協調制御する必要があるため、本研究を効率よく進める上で、充放電装置メーカーと共同研究を締結した。さらに、EV の車両の評価に活用した運転ロボットについては、欧州委員会の研究組織である JRC（欧州委員会共同研究センター）に貸与し、更に試験を効率的に実施するための意見交換を継続している。 （５）実環境走行でのエネルギー消費効率・有害排出物質等の信頼性・公平性を高めた評価（１課題） 令和６年度までに、台上試験及び実環境走行試験の再現性を高めることが可能な「運転ロボット」を構築しており、併せて試験の効率化、高精度化も獲得している。その装置を用いた成果の一部にて国際基準化等への貢献を行っている。今年度は、従来の車両単体のみの評価にとどまらず、燃料の製造を含めた自動車のライフサイクルでの環境負荷低減効果の評価手法を検討し、試算を行った。それらの知見を国際基準調和にむけた議論の場に提案し、基準化等にむけた貢献を行った。		
---	---	--	---	--	--

	向性の修正を行う等、研究開発の成果の最大化に資する取組が促進されているか。 ①研究内容の重点化・成果目標の明確化 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための自動車及び鉄道等の研究等に特化し、その成果の最大化のため、重点的に推進すべき研究開発の方針は別紙１に掲げるとおりとする。 なお、自動車・鉄道技術の急速な進展を踏まえ、必要に応じて、別紙１は変更する場合がある。	修正を行う等、研究開発の成果の最大化に資する取組が促進されているか。 ①研究内容の重点化・成果目標の明確化 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための自動車及び鉄道等の研究等に特化し、その成果の最大化のため、別紙１に掲げた方針に沿って重点的に研究開発を推進します。 別紙１に基づく研究内容の重点化・成果目標の明確化を行うため、具体的には、行政担当者が参加する研究課題選定・評価会議を毎年開催し、行政ニーズとアウトカムを的確にとらえた研究テ		⑬ カーボンフリー燃料の活用による内燃機関搭載車の環境負荷低減に関する研究 合成燃料を利用する場合、また水素やアンモニアなどのカーボンフリー燃料を利用する場合、テールパイプでのエミッションを元に環境負荷を検討するのではなく、燃料の製造工程でのエネルギー削減なども含めて評価する必要がある。そのため、本研究では内燃機関搭載車の環境負荷低減の可能性を製造から使用まで含めて検討することを目的とする。 水素等の噴射系を追加した車両にて、まずアイドリング状態で水素供給量を増加させながらガソリンの噴射量を低減させる試験を行った。その結果、ガソリンの噴射期間基準で４割程度まで減らすことができた。なお、これ以上噴射期間を短くした場合にはガソリンインジェクタの動作が不安定になったため試験を終了した。車両評価の基準サイクルであるWLTCモード走行にて排出ガスを評価するため、同じ車両において全速度域及び負荷域でガソリン噴射量のマップを作成しなおした。基本的な流れとしてガソリンの噴射量を全体的に低減し、水素供給量を増加させた。そのうえで加速や負荷などが大きな部分についてはガソリン噴射量を増加させるなど調整を行った。シャシダイ上での調整後、下図のとおりWLTC４フェーズの走行が可能であることを確認した。CO2 排出濃度が低下していることが分かった。またGHG であるN2Oについても評価した。その他、合成燃料の入手や製造工程について調査し、LCA での評価手法について検討した。これらの検討を元に国連WP29のGRPE傘下のA-LCA IWGにて議論を主導するとともに評価手法の具体的な提案や文書原案をとりまとめた。また、エネルギー領域以外の手法等の情報はA-LCA IWGから得ることとした。なお今回は追加した各部品の排出係数が不明のため、重量による分配を検討した。IEAの世界平均データをもとに中型乗用車の製造から使用（10年間、30km/日想定）までを含めた試算をIEAのツールにて実施し、合成燃料利用と水素混焼の場合を比較した。この試算では改造分を考慮しても５％程度優位性が見られた。 また、東北大学との共同研究にてアンモニア利用時の燃料噴射系の検討を進めており、様々な知見および学会発表等の成果が得られた。特に成果発表を行った微粒化シンポジウムにて優秀講演賞、日本エネルギー学会研究奨励賞を受賞した。		
--	---	--	--	--	--	--

	ーマを設定します。その上で、外部有識者を招聘する研究評価委員会を毎年開催し、新規研究テーマの必要性、目標設定や研究手法の妥当性等を確認し、実施中の研究テーマの進捗確認と必要な軌道修正等を行い、終了研究テーマの最終成果の到達度や社会的有用性等について評価を行い、将来の発展等についてご指導をいただきます。さらに、交通安全環境研究所長が主催する課題群進捗検討会を課題群ごとに毎年開催し、各研究テーマの進捗確認と関連研究分野の連携可能性等を検討し、最大限の成果が効率的に達成できるように努めます。	定します。その上で、外部有識者を招聘する研究評価委員会を毎年開催し、新規研究テーマの必要性、目標設定や研究手法の妥当性等を確認し、実施中の研究テーマの進捗確認と必要な軌道修正等を行い、終了研究テーマの最終成果の到達度や社会的有用性等について評価を行い、将来の発展等についてご指導をいただきます。さらに、交通安全環境研究所長が主催する課題群進捗検討会を課題群ごとに毎年開催し、各研究テーマの進捗確認と関連研究分野の連携可能性等を検討し、最大限の成果が効率的に達成できるように努めます。	 試験準備: ・モード走行ができるよう改造 ・FT-IR式分析計の準備 ⇒高水分濃度での計測対応、残留水素検知器 運転条件: ・水素はエンジン回転に合わせて一定量をポートに供給(水素消費量:約40g) ・コールドスタート ※暖機後は外気影響は小さいと考えるため  本研究の成果として、ガソリン水素混焼試験、合成燃料利用や水素アンモニアの利用におけるカーボンニュートラル成立の要件、実車影響、アンモニア利用時の燃料噴射系に関する検討をそれぞれまとめ、学会発表等8件につなげた。 (6) 走行実態に即した騒音の評価 (1 課題) 騒音の街頭検査の効率化のため、走行騒音から、街頭検査の試験法である近接排気騒音試験が規制値を超過するか、判定することが可能なモデルの作成を行う。ここでは、カメラ画像から車種を AI (Artificial Intelligence) により判定し、マイクロホンアレイにて測定した騒音から、AI により違法/適法の判定を行う。そのため、AI 作成のための学習データの蓄積、プロトタイプ製作、公道での検証試験を実施する。 ⑭ 街頭検査にあわせた不正改造車の騒音データ取得及び高精度化の検討 交通安全環境研究所ではこれまでに、走行騒音から、街頭検査の試験法である近接排気騒音試験が規制値を超過するか、AI を活用した判定モデルの作成を行った。実用化を目指すにあたり、まずはシステムに必要な要件を明確化する。その後、明確化した要件に沿ってシステム製作を行う。また引き続き、AI 作成のための学習データの蓄積を行い、AI の高度化を図る。 研究ベースで作成したシステムを用いて、複数の公道において、街頭検査に合わせた実証実験を行い、実用化に向けたシステムの要件を		
--	--	--	--	--	--

					取りまとめた。また合わせてテストコースでもデータの蓄積を行い（二輪、四輪ともに5台以上）、学習データの蓄積を行い、AI の精度向上を図った。システム化にあたっては、システムの仕様を想定している検査員とも意見交換を行い、プロトタイプシステムを製作した。また、製作したプロトタイプシステムを用いて、公道を対象に動作検証試験を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
昨年度に引き続き、機構の業績向上努力により、受託研究の受諾可否を研究企画会議にて事前に検討する仕組みを構築して、国及び民間からの受託研究を積極的に獲得しても完遂できる体制を整えた結果、受託件数の増加（令和6年度：79件→令和7年度：86件）し、受託契約額は昨年度並み（令和6年度：約12.1億円→令和7年度：約11.7億円）に維持した。

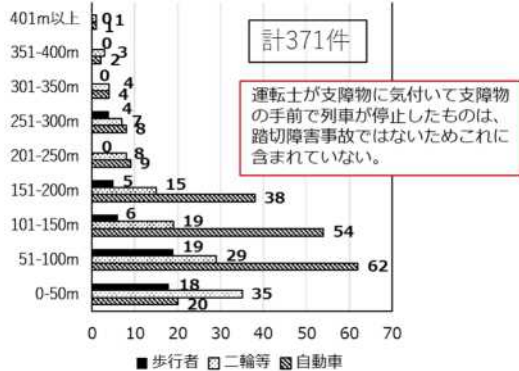
1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I. 2. (1) ①	新技術や社会的要請に対応した行政への支援 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項 ①研究内容の重点化・成果目標の明確化 鉄道等			
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 4 号、第 5 号、第 6 号	
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199	

2. 主要な経年データ													
⑦ 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
								予算額（百万円）	1, 183	1, 213	1, 226	1, 225	1, 239
								決算額（百万円）	1, 667	1, 664	1, 706	2, 193	2, 073
								経常費用（百万円）	1, 663	1, 763	1, 785	1, 920	1, 942
								経常利益（百万円）	△129	7	66	48	△7
								行政コスト（百万円）	1, 684	1, 861	1, 886	2, 018	2, 100
								従事人員数	43	53	53	52	49

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標 （再掲）	中期計画 （再掲）	年度計画 （再掲）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
					業務実績		自己評価			
	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基	自動車及び鉄道等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、近年の自動車技術等の急速な進展に遅れをとることなく、引き続き、国が実施する関連行政施策の立案や技術基	＜主な定量的指標＞ 特になし。 ＜その他の指標＞ 別紙１で定めた研究計画に対し、所期の目標を達成しているか。また、目標を超過して達成した課題の数。 ＜評価の視点＞ 国が実施する関連	＜主要な業務実績＞ ○年度計画の各研究分野における具体的な取組みについては以下のとおり。			＜評定と根拠＞ A 令和７年度計画の「鉄道等」にある３つの研究課題（６研究）のうち、２研究について目標を超えた研究成果が得られた。 索道におけるロープ駆動系の点検整備の省力化に関する研究では、索輪の表面温度に着目し、脱索の予兆検知の検証のた	評定	A
					令和７年度 研究計画（３／３）				＜評定に至った理由＞ 令和７年度研究計画の「鉄道等」にある３つの研究課題（６研究）について、研究の研究計画の進捗度に関する目標（１０段階設定）のうち、２研究について合計２段階進捗を超える研究成果（全体で１２段階進捗）を得られたことから、当初目標に比べ１２０％の達成率となった。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる	
					鉄道等	新技術を用いた交通システムに対応する安全性評価	新たな技術を用いた交通システムの安全性に関し、信頼性も考慮した的確な評価を行うため、国内外の動向を踏まえた評価手法の研究を行い、交通システムの海外展開を含む導入	・新たな技術を用いた交通システムに対応し、国内外で活用できる安全性評価手法の構築を図るため、鉄道の自動運転に利用可能な汎用技術を行い、交通システムの海外展開を含む導入について検討を行		

	準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行うものとする。 また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行うものとする。 これらの研究等を進めるにあたっては、中期目標期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進するものとする。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、評価に当たっては、下記に掲げる評価軸及び①	準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行います。 また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行います。 これらの研究等を進めるにあたっては、中期計画期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進します。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、自己評価に当たっては、中期目標に定められた評	準の策定等に資する研究等を交通安全環境研究所において行います。 また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行います。 これらの研究等を進めるにあたっては、中期計画期間における研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上のため、的確な研究マネジメント体制を整備するとともに、以下の①から④までに掲げる取組を推進します。 また、研究業務に係る評価については、研究業務全体を一定の事業等のまとまりと捉え、自己評価に当たっては、中期目標に定められた評	行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。 具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究を実施しているか。			促進に貢献を行うものとする。	う。	め、ロープの回転試験を行い、ロープと索輪が強く接触すると、接触部や索輪本体に温度変化が生じることを確認し、ロープ中心のずれや接触荷重の大小が索輪本体の表面温度の変化として現れることを確認した。加えて、実路線において温度監視を実施し、遠方からでも接触荷重の違いによる索輪の温度変化を把握する手法の実用性を確認した。	ことから「A」評定とした。 ① 索道におけるロープ駆動系の点検整備の省力化に関する研究では、索輪の表面温度に着目し、脱索の予兆検知の検証のため、ロープの回転試験を行い、ロープと索輪が強く接触すると、接触部や索輪本体に温度変化が生じることを確認し、ロープ中心のずれや接触荷重の大小が索輪本体の表面温度の変化として現れることを確認した。加えて、索輪本体及び接触部の温度上昇により索輪の異常状態を検知する方法を取りまとめ、さらに、実路線において温度監視を実施し、遠方からでも接触荷重の違いによる索輪の温度変化を把握する手法の実用性を確認した。
					列車の安全運行や施設の維持管理の省力化に資する技術の評価	各種センサ技術や状態監視技術に着目し、列車の安全運行や施設の維持管理の省力化等に資する技術の評価を行い、低コストでの輸送の安全確保を前提とする地方鉄道・索道等の維持に貢献を行うものとする。		• 軌道の要注意箇所を効率的に把握できるようにするため、車両動揺から軌道の通り変位を含む要注意箇所を特定するためのセンサやソフトウェアからなるシステムについて検討を行うとともに、車両と軌道との間隔の変化をセンシングし軌道の水準変位を含む要注意箇所を特定するためのデータ処理方法について検討を行う。 • 索道におけるロープ駆動系の点検整備の省力化に活用するため、ロープ駆動系のモニタリング方法について検討を行う。 • 地方公共交通に低コストで導入可能な技術の評価を行うため、交通システムの運行や列車制御の省力化が可能となる汎用技術を活用した装置の検討を行う。	め、ロープの回転試験を行い、ロープと索輪が強く接触すると、接触部や索輪本体に温度変化が生じることを確認し、ロープ中心のずれや接触荷重の大小が索輪本体の表面温度の変化として現れることを確認した。加えて、索輪本体及び接触部の温度上昇により索輪の異常状態を検知する方法を取りまとめ、さらに、実路線において温度監視を実施し、遠方からでも接触荷重の違いによる索輪の温度変化を把握する手法の実用性を確認した。	ことから「A」評定とした。 ② 陸上公共交通の省力化に資する技術の評価に関する研究において、警報機と遮断機のない第4種踏切の安全性向上策として、GPS、Wi-Fi、マイコン等の汎用技術を活用した安全通行支援システムの基本構成を確立し、第4種踏切の安全性向上策として、汎用技術を活用した安全通行支援システムを構築し、長期フィールド試験により有効性を確認した。加えて、複数の鉄道事業者の協力を得て、様々な環境下で第4種踏切安全通行支援システムの動作試験を実施し、さらに関東運輸局主催の会議において、鉄道事業者へ情報展開するとともに、国土交通省へ研究概要を報告した。
					新技術を含む公共交通の地域に応じた導入促進評価	超高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に対応し、共生社会での新たなモビリティサービスを指向した技術及び既存の交通との連携や利便性等の観点を踏まえた公共交通導入評価手法に関する研究を行い、地域の特性に適した公共交通の整備に貢献を行うものとする。		• 地域における交通システムの配置や運行の計画を含む適切な導入手法の構築を図るため、新たなモビリティの導入にかかる費用便益の評価手法について検討を行う。 • 地域特性に応じた公共交通の導入手法の構築を図るため、利便性・経済性の観点を踏まえた交通計画	また、陸上公共交通の省力化に資する技術の評価に関する研究では、警報機と遮断機のない第4種踏切の安全性向上策として、GPS、Wi-Fi、マイコン等の汎用技術を活用した安全通行支援システムの基本構成を確立し、第4種踏切の安全性向上策として、汎用技術を活用した安全通行支援システムを構築し、長期フィールド試験により有効性を確認した。加えて、複数の鉄道事業者の協力を得て、様々な環境下で第4種踏切安全通行支援システムの動作試験を実施し、さらに関東運輸局主催の会議において、鉄道事業者へ情報展開すると	<その他事項> (外部有識者からの意見) ・第4種踏切の研究を今後どのように展開していくのか社会実装の観点

	から④までに掲げる指標等に基づいて実施するものとする。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施すること。 【重要度：高】 自動車及び鉄道等の陸上交通に係る技術は、自動運転システム、燃料電池自動車等に代表されるとおり、日進月歩が激しい。これらの最新の技術に対応した自動車及び鉄道等の陸上交通に係る安全・環境政策を行うためには、これらの技術に対応した安全・環境基準を策定するとともに、自動車の型式認証、自動車の検査、リコール等においても、最新技術に対応させていく必要があ	価軸及び指標等に基づいて実施します。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施します。	価軸及び指標等に基づいて実施します。 更に、今後急速な進展が見込まれる自動車技術の電子化に対応するため、自動車検査の更なる高度化、既存の検査の効率化等に資する調査等を実施します。					評価ツールについて検討を行う。		ともに、国土交通省へ研究成果を報告した。 以上の理由により、所期の目標を上回る成果が得られており、A 評価と認められる。	から質問があり、自動車技術総合機構から今後メーカー等が製作できるよう検討している旨を説明。 ・「A」評価について異論はなかった。
										＜課題と対応＞ 特になし。	

る。そのためには、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開へ支援を行っていくためにも、基準獲得交渉において科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。	る。そのためには、最新の技術に関する知見・データを有しつつ、公正・中立的な立場で実際に研究、調査等を行い、科学的な根拠を持って国への貢献ができる基盤が必要である。さらには、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開へ支援を行っていくためにも、基準獲得交渉において科学的根拠や最新技術に関する知見は必要不可欠である。			転休止、または旅客列車で 30 分以上、貨物列車で 1 時間以上の遅延が発生した事態）における踏切道に関する輸送障害において、停止に至る状況を整理した。表より、指令の指示等により列車を未然に停止させたものが最も多いことがわかった。このように、鉄道は指令や特殊信号等のシステム全体で走行路上の安全を確保しているシステムと言える。																																			
● 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。	● 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究であるか。具体的には、自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に資するとされた調査及び研究であるか。			 <table><tr><th>列車停止に至る状況</th><th>件数</th><th>比率(%)</th></tr><tr><td>1.指令の指示等で停止</td><td>1,197</td><td>44.2</td></tr><tr><td>2.特殊信号等で停止</td><td>981</td><td>36.2</td></tr><tr><td>3.列車運転士が異音等を感知して停止（通過時等）</td><td>57</td><td>2.1</td></tr><tr><td>4.列車運転士が遮断桿等の異常を感知(通過時等)</td><td>94</td><td>3.5</td></tr><tr><td>5.列車運転士が支障物手前で停止</td><td>105</td><td>3.9</td></tr><tr><td>6.支障物を行き過ぎて停止</td><td>136</td><td>5.0</td></tr><tr><td>7.停車中の列車運転士が支障物に気付いて停止</td><td>13</td><td>0.5</td></tr><tr><td>8.支障物が自主退避</td><td>86</td><td>3.2</td></tr><tr><td>9.詳細不明</td><td>38</td><td>1.4</td></tr><tr><td>計</td><td>2,707</td><td>100</td></tr></table>	列車停止に至る状況	件数	比率(%)	1.指令の指示等で停止	1,197	44.2	2.特殊信号等で停止	981	36.2	3.列車運転士が異音等を感知して停止（通過時等）	57	2.1	4.列車運転士が遮断桿等の異常を感知(通過時等)	94	3.5	5.列車運転士が支障物手前で停止	105	3.9	6.支障物を行き過ぎて停止	136	5.0	7.停車中の列車運転士が支障物に気付いて停止	13	0.5	8.支障物が自主退避	86	3.2	9.詳細不明	38	1.4	計	2,707	100		
列車停止に至る状況	件数	比率(%)																																					
1.指令の指示等で停止	1,197	44.2																																					
2.特殊信号等で停止	981	36.2																																					
3.列車運転士が異音等を感知して停止（通過時等）	57	2.1																																					
4.列車運転士が遮断桿等の異常を感知(通過時等)	94	3.5																																					
5.列車運転士が支障物手前で停止	105	3.9																																					
6.支障物を行き過ぎて停止	136	5.0																																					
7.停車中の列車運転士が支障物に気付いて停止	13	0.5																																					
8.支障物が自主退避	86	3.2																																					
9.詳細不明	38	1.4																																					
計	2,707	100																																					
● 行政ニーズ	● 行政ニーズ			【表 踏切道に関する輸送障害件数】																																			
				また、衛星測位技術の信頼性を損なう要因を分類し、その対策を整理した。このうち、衛星測位単独で実施する方策として、GNSS 同士の比較について検討し、位置の異なる 3 つのアンテナから受信する位置の相互関係を監視することで衛星の健全性を確認する方法について、試験を行った。																																			

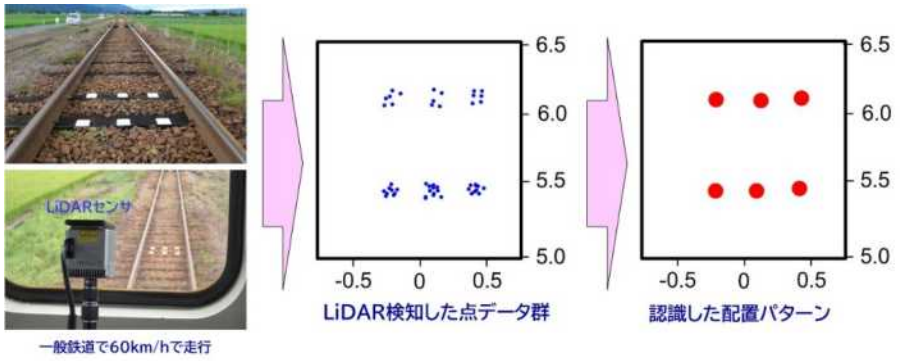
ズを的確にとらえた研究テーマの設定後においても、研究内容の進捗を定期的に内部で確認するのみならず、外部有識者等の参加する会議においても確認し、必要に応じて助言・方向性の修正を行う等、研究開発の成果の最大化に資する取組が促進されているか。 ①研究内容の重点化・成果目標の明確化 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための自動車及び鉄道等の研究等に特化し、その成果の最大化のため、重点的に推進すべき研究開発の方針は別紙1に掲げるとおりとする。 なお、自動車・鉄道技術の急速な進展を踏まえ、必要に応じて、別紙1は変更する場合が	を的確にとらえた研究テーマの設定後においても、研究内容の進捗を定期的に内部で確認するのみならず、外部有識者の参加する会議においても確認し、必要に応じて助言・方向性の修正を行う等、研究開発の成果の最大化に資する取組が促進されているか。 ①研究内容の重点化・成果目標の明確化 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための自動車及び鉄道等の研究等に特化し、その成果の最大化のため、別紙1に掲げた方針に沿って重点的に研究開発を推進します。別紙1に基づく研究内容の重点化・成果目標の明確化を行うため、具体的には、行政担当者が参加する研究	①研究内容の重点化・成果目標の明確化 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための自動車及び鉄道等の研究等に特化し、その成果の最大化のため、別紙1に掲げた方針に沿って重点的に研究開発を推進します。別紙1に基づく研究内容の重点化・成果目標の明確化を行うため、具体的には、行政担当者が参加する研究		【図 衛星測位技術を信頼できない要因とその対策】 本成果をとりまとめ、査読付き論文1件、国内シンポジウムに3件、及び交通安全環境研究所フォーラム2025に2件ポスター発表した。 (8) 列車の安全運行や施設の維持管理の省力化に資する技術の評価（3課題） 少子高齢化が進み、運転士や保守作業員等の鉄道係員の確保・養成が困難になってきている中で、列車運行の安全性を確保するためには、より一層の業務の効率化・省力化に資する取組が必要である。特に、人的・資金的制約により安全性の向上のために必要な技術開発を行うことが難しい地方鉄道・索道等における安全性の確保は引き続き重要な課題である。このため、センシングやモニタリング等の最新技術に着目し、低コストで安全運行、省力化、効率化等を実現する手法の研究に取り組むものとする。 ⑩ 車両動揺及びレール変位監視による軌道状態の新たな評価法に関する研究 本研究では、軌道の通り変位や水準変位を含む要注意箇所を特定するため、車両動揺から通り変位等を推定するシステムについて検討を行うとともに、車両と軌道との間隔の変化から水準変位等を推定するためのデータ処理方法について検討を行うことを目的とした。 車両動揺から軌道の通り変位を含む要注意箇所を特定するためのソフトウェアを製作し、センサによって収集された車両動揺から要注意箇所を抽出可能となることを確認した。また、車両床下に設置した三次元計測可能なセンサ等により車両と軌道との間隔の変化をセンシングし、軌道の水準変位や平面性変位を算出するためのデータ処理方法を検討した結果、要注意箇所		
---	--	--	--	--	--	--

ある。	課題選定・評価 会議を毎年開催し、行政ニーズとアウトカムを的確にとらえた研究テーマを設定します。その上で、外部有識者を招聘する研究評価委員会を毎年開催し、新規研究テーマの必要性、目標設定や研究手法の妥当性等を確認し、実施中の研究テーマの進捗確認と必要な軌道修正等を行い、終了研究テーマの最終成果の到達度や社会的有用性等について評価を行い、将来の発展等についてご指導をいただきます。さらに、交通安全環境研究所長が主催する課題群進捗検討会を課題群ごとに毎年開催し、各研究テーマの進捗確認と関連研究分野の連携可能性等を検討し、最大限の成果が効率的に達成できるように努めます。	課題選定・評価 会議を毎年開催し、行政ニーズとアウトカムを的確にとらえた研究テーマを設定します。その上で、外部有識者を招聘する研究評価委員会を毎年開催し、新規研究テーマの必要性、目標設定や研究手法の妥当性等を確認し、実施中の研究テーマの進捗確認と必要な軌道修正等を行い、終了研究テーマの最終成果の到達度や社会的有用性等について評価を行い、将来の発展等についてご指導をいただきます。さらに、交通安全環境研究所長が主催する課題群進捗検討会を課題群ごとに毎年開催し、各研究テーマの進捗確認と関連研究分野の連携可能性等を検討し、最大限の成果が効率的に達成できるように努めます。		を特定するうえで必要な計測が可能となることを確認した。これらの方法によって、軌道の状態を効率的かつ高頻度に把握することが可能となり、地方鉄道における保守の省力化に寄与するものと考えられる。 【図 車両と軌道との 間隔のセンシング】 【図 水準変位の算出結果】 本研究の成果として、特許を1件出願したほか、国内学会1件、国内雑誌1件及び交通安全環境研究所フォーラム2025にて1件発表した。また、査読付き論文1編を国内シンポジウムで発表した。さらに、各地方運輸局管内の鉄軌道事業者が一堂に会する場で、車両動揺に基づく軌道状態の評価法に関する研究の内容やこれまでの研究成果について情報展開した。 ⑰ 索道におけるロープ駆動系の点検整備の省力化に関する研究 本研究では、索道におけるロープ駆動に関連する点検整備箇所として、支柱等に設置された索輪がある。索輪の中心にロープが適切な荷重で接触することで正しくガイドされ、正常な運行が可能であるが、ロープ中心がずれる、接触荷重が過大または過小になると、脱索という重大インシデントが発生する。そこで、索輪の新たな検査方法として表面温度をモニタリングし、脱索の予兆検知を目的とした。 索輪の脱索の予兆検知については、ロープ曲げ疲労試験装置において、接触荷重とロープ接触位置を調整し、ロープの回転試験を行い、ロープが索輪に強く接触すると接触部や索輪本体に温度変化が生じることを確認した。ロープ曲げ疲労試験装置での試験結果を基に、索輪本体及び接触部の温度上昇より索輪の異常状態を検知する方法を取りまとめた。また、索道事業者において索輪の温度監視を実施したところ、遠方からでも接触荷重の違いによる索輪の温度変化を確認できた。		
------------	---	---	--	---	--	--

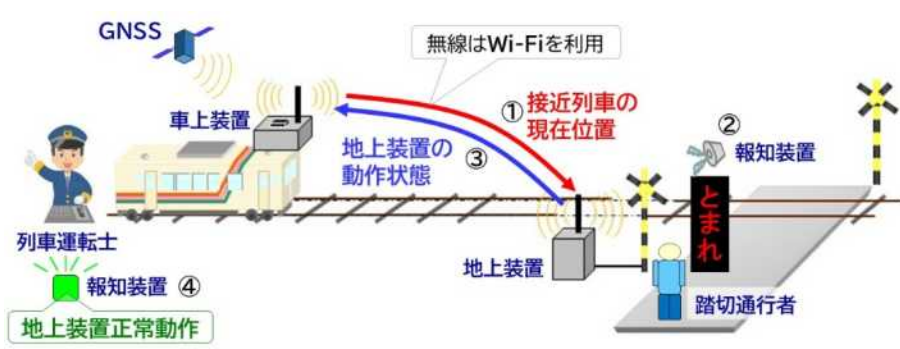
					【索輪の表面温度によるモニタリングのイメージ】 本成果をとりまとめ、国内学会において1件及び交通安全環境研究所フォーラム 2025 において1件発表した。また、索輪の温度監視の結果から、荷重がかかっていない索輪があることを交通安全環境研究所から索道事業者へ情報提供を行った。 ⑱ 陸上公共交通の省力化に資する技術の評価に関する研究 本研究では、地方の公共交通を維持していくために、陸上公共交通の運行や列車制御の省力化に資する技術及び汎用技術の利用による低コストでの安全性向上策について検討することを目的とした。 運行や運転に係る業務のうち、「少人数で実施できるようにする（省力化）」、「機械化、システマチック（効率化）」、「自動化、無人化」のニーズがあると予想される業務として、乗務員等の健康管理や状態把握のために行われる「点呼」が考えられたことから、鉄道分野における点呼の現状等について鉄道運転関係団体に対してヒアリングを実施した。その結果、「伝達事項を乗務員に復唱させることで、対面で点呼した方が乗務員の状態を把握しやすい」等の意見が聞かれ、現状では、鉄道における点呼の遠隔化や自動化による省力化のニーズは皆無に等しいことを確認した。 レーザ光を用いて物体の距離を検知する LiDAR センサを用いた列車位置検知手法について、一般鉄道での有用性を検証する実車走行試験を実施した（図1）。その結果、一般鉄道において本手法の実用性を確認した。 現在、多くの鉄道では列車同士が衝突しないように列車を制御するための信号機や軌道回路等の機器が地上側に設置されている。近年、機器の数の削減や地上に設置している機器の車上への設置の傾向にあり、地方の公共交通の維持に資する可能性があることから、関連技術の動向等を把握するため、鉄道事業者やメーカーが開発を進めている新たな列車制御システムの技術検討を行う委員会等への参画を通じて情報収集を行った。こ	
--	--	--	--	--	--	--

れまでに得た情報から、列車制御における省力化可能な観点として、「定時性の確保」、「安全輸送の確保」等が整理された。

警報機も遮断機も設置されていない第4種踏切に対しては第1種化または廃止が求められているが、第1種化は設置コストだけでなく維持管理のコストや労力が地方の鉄道事業者にとって大きな負担となり、廃止は沿線住民等との調整に時間を要する。そこで、最終的には第1種化または廃止に至ることを前提に第4種踏切の当面の安全性向上策として、踏切通行者に対して列車接近の情報を提供するシステム(第4種踏切安全通行支援システム)を構築した(図2)。複数の鉄道事業者の協力を得て本システムの動作確認試験を実施し、踏切通行者に対して列車接近の情報を提供する機能をはじめ、列車運転士に対しても地上装置の動作情報を提供する機能が想定通りに動作することを確認した。さらに、京都丹後鉄道(WILLER TRAINS 株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社)の協力を得て本システムの機能を長期間にわたって確認する長期試験に着手した(図3)。



【図1 LiDAR センサを用いた列車位置検知手法の一般鉄道への適用可能性の検証】



【図2 第4種踏切安全通行支援システムの概略】



【図3 第4種踏切安全通行支援システムの長期フィールド試験の様子】

本研究に関連して、査読付き論文1件、国内雑誌執筆1件、国際会議1件、国内学会3件、交通安全環境研究所フォーラム2025にて1件発表した。また、特許出願2件のほか、出願済みの特許1件が登録された。さらに、第4種踏切安全通行支援システムについて、国土交通省へ成果を報告したほか、地方運輸局主催の会議において鉄道事業者へ情報提供を行った。

(9) 新技術を含む公共交通の地域に応じた導入促進評価（2課題）

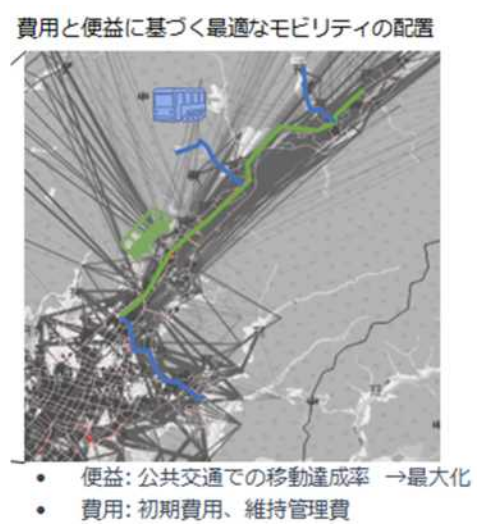
急速に社会の高齢化が進展する中、公共交通網が十分整備できない地方都市では、高齢者が自家用車を運転せざるを得ない状況となっており、事故の懸念も高まってきている。そうした中で、公共交通事業者も高齢化の影響で労働力不足となっており、公共交通の路線維持に欠かせない運転士の確保が困難となりつつある。その一方で、MaaS(Mobility as a Service)などのモビリティ確保の技術が広がりはじめ、それに対応した新しいモビリティシステムの開発も進められている。様々なシステムを組み合わせたモビリティシステムの評価には、それを導入する地域の特性(人口構成や都市構造等)を考慮する必要がある、適切な評価方法を確立することで地域に応じた公共交通の普及に貢献する。

⑭ 費用便益を考慮した新たなモビリティ配置計画立案手法の検討

本研究では、潜在移動需要に基づき、費用便益を考慮した最適なモビリティ配置計画の立案手法の検討を行うことを目的とした。

潜在移動需要の出発地から目的地への経路検索を行い、需要が集中する道路の可視化を行い、需要が集中する道路において公共交通を運行する候補ルートを生成し、費用と便益に基づき

各ルートに適したモビリティを配置する手法を検討した。



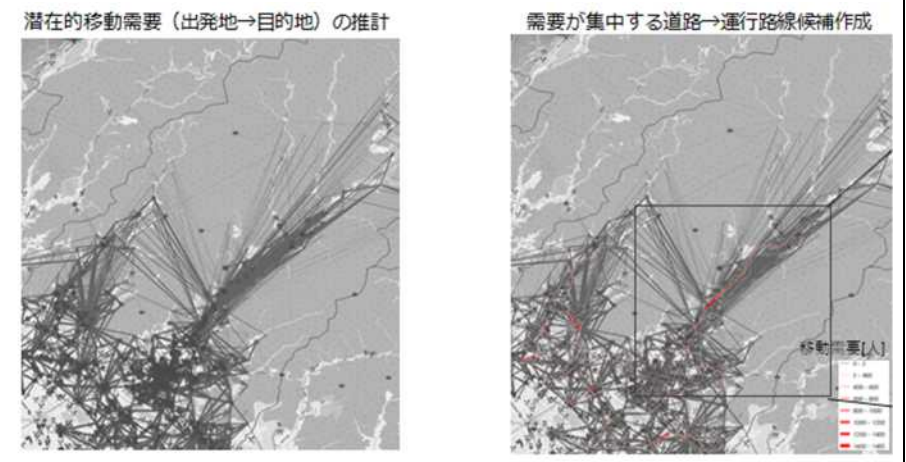
【図 費用便益を考慮した最適なモビリティ配置計画の立案手法の概要】

本研究の成果をもとに地方自治体及び大学との共同研究を締結し、実証実験に向けた議論を行っている。

⑳ 地域の移動需要集中箇所の可視化手法の検討

本研究では、容易に入手可能なオープンデータを活用し、「地域交通計画検討支援ツール」の構築および評価手法の開発を行うことを目的とした。

容易に入手可能なオープンデータとして、人口分布、施設位置情報、NHK 生活時間調査等を活用し、「地域交通計画検討支援ツール」の構築および評価手法の開発を行った。また、開発したツールを用い、「いつ」「どこから」「どこへ」「誰が」「何のために」移動したいのかを、アクティビティ（行為者率）に基づいて潜在移動需要の推計を行った。



【図 地域の移動需要集中箇所の可視化手法の概要】

					本研究の成果をもとに地方自治体及び大学との共同研究を締結し、実証実験に向けた議論を行っている。また、国内学会において1件の発表を行ったほか、交通安全環境研究所フォーラム 2025 では1件の発表を行った。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. 2. (1) ②③④	新技術や社会的要請に対応した行政への支援 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項 ②外部連携の強化・研究成果の発信 ③受託研究等の獲得 ④知的財産権の活用と管理適正化		
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 4 号、第 5 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
共同研究の実施	年間 18 件	－	29 件	26 件	30 件	22 件	20 件	予算額（百万円）	1, 183	1, 213	1, 226	1, 225	1, 239
基準の策定等に資する調査、研究等を実施	年間 25 件	－	29 件	34 件	35 件	33 件	31 件	決算額（百万円）	1, 667	1, 664	1, 706	2, 193	2, 073
国内外の学会等で研究成果を発表	一人平均 3 件	－	一人平均 3. 93 件	一人平均 3. 68 件	一人平均 4. 87 件	一人平均 3. 74 件	一人平均 4. 51 件	経常費用（百万円）	1, 633	1, 763	1, 785	1, 920	1, 942
査読付き論文の発表	一人平均 0. 5 件	－	一人平均 0. 7 件	一人平均 0. 96 件	一人平均 0. 84 件	一人平均 0. 74 件	一人平均 0. 90 件	経常利益（百万円）	△129	7	66	48	△7
受託研究等の実施	年間 60 件	－	104 件	90 件	89 件	79 件	86 件	行政コスト（百万円）	1, 684	1, 861	1, 886	2, 018	2, 100
特許等の産業財産権の出願	年間 5 件	－	8 件	6 件	6 件	5 件	5 件	従事人員数	43	53	53	52	49

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	②外部連携の強化・研究成果の発信 国内のみならず諸外国も含めた、公的研究機	②外部連携の強化・研究成果の発信 国内のみならず諸外国も含めた、公的研究機	②外部連携の強化・研究成果の発信 国内のみならず諸外国も含めた、公的研究機	＜主な定量的指標＞ ・ 共同研究の実施 ・ 基準の策定等に資する調査、研究等を実施 ・ 国内外の学会等で	交通安全環境研究所は、国が行う自動車等の陸上交通に係る施策立案、基準策定のための試験研究を行い、公正・中立なデータに基づき技術的な支援を行っている。交通安全環境研究所の研究者は、技術基準の策定等につながる自動車や鉄道等の技術の評価法を研究する能力を備えており、そのための試験技術や計測法に関する知見を備え、さらに専用の試験設備を保有している。	＜評定と根拠＞ A 国内外の大学、研究機関と協力しつつ、保有する試験設備	評定	A	

	③受託研究等の獲得 自動車機構の設立目的に合致する行政及び民間からの受託研究、受託試験等の実施に努めること。 これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を 300 件程度実施すること。 ④知的財産権の活用と管理適正化 研究者の意欲向上を図るため、知的財産権の活用を図るとともに、その管理を適正に行うこと。 これらの目標達成のため、具体的には、特許等の産業財産権の出願を 24 件程度行うこと。	③受託研究等の獲得 自動車機構の設立目的に合致する行政及び民間からの受託研究、受託試験等の実施に努めます。 これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を 300 件程度実施します。 ④知的財産権の活用と管理適正化 研究者の意欲向上を図るため、知的財産権の活用を図るとともに、その管理を適正に行います。 これらの目標達成のため、具体的には、特許等の産業財産権の出願を 24 件程度行います。	③受託研究等の実施 自動車機構の設立目的に合致する行政及び民間からの受託研究、受託試験等の実施に努めます。 これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を 60 件程度実施します。 ④知的財産権の活用と管理適正化 研究者の意欲向上を図るため、知的財産権の活用を図るとともに、その管理を適正に行います。 これらの目標達成のため、具体的には、特許等の産業財産権の出願を 5 件程度行います。		幅にリチウム析出が加速するという重要なデータを取得した。またバッテリー技術を含む電動車に関する最新技術動向について調査を行った。 ○出会頭事故に対する協調型支援の DS 効果検証に関する実験 第 7 期先進安全自動車（ASV）推進計画の将来技術実用化分科会に設置された協調型技術検討 WG において、車車間通信を活用して出会頭事故を削減することを目的とした減速停止支援システムの検討が行われた。交通安全環境研究所は効果検証のためのドライビングシミュレータ実験を実施し、実験結果を WG に報告した。 ○令和 7 年度 先進安全技術の国際基準策定等に関する調査 ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）の国連規則を基に、世界統一規則（GTR）を策定するための ACPE GTR インフォーマル会議が設立された。交通安全環境研究所の職員は同会議の共同議長として令和 7 年度に 2 回のインフォーマル会議を開催し、会議を主導した。 車両の前後方向と横方向の制御を連続して行う運転支援装置の作動中に、他車両が急接近する場面の実車実験を行い、評価車両（2 台）の危険回避性能を調査した。 ○令和 7 年度 自動車の安全性向上および傷害低減に関する調査 事故事例を対象としてヒト有限要素モデルを用いシミュレーションによる事故の再現を試行し、脳に作用するひずみの状況を把握した。 毛細血管を構成する内皮細胞に対し正圧を負荷した際の崩壊状況を確認することを目的とし、毛細血管の内皮細胞に対し約 300kPa までの正圧を負荷した実験を実施し、細胞が正圧負荷により損傷していることが示された。 ○自動運転マーカーランプの基準策定のための見え方に関する調査研究 自動運転マーカーランプを車両後面に装着する際の基準案について、ランプメーカーの国際団体である GTB より提案がなされた。交通安全環境研究所は、当該提案における光度範囲での見え方を評価し、その妥当性を検証したうえで、国土交通省に報告した。また、日本国内で「その他灯火」として認められているブルーグリーンの灯色について位置付けを整理し、マーカーランプと区別する考え方を提案した。あわせて、日本政府が希望している点灯方法として、マーカーランプの光度を変化させる場合におけ	められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	---	---	---	--	---	------------------------------------	--

					る合理的な点灯方法を検討し、国際議論に備えた。 ○自動車等の型式指定制度における監視の強化等に関する調査業務 再発防止策として新設された量産車監視制度の構築に向け、その実効性を検証するとともに、試験手順、実施コストおよび試験結果の分析・評価手順について、試行試験やヒアリングを通じて調査・整理した。 また、後ろ向き座席に関してスレッド実験及びシミュレーションによって乗員挙動と受傷リスクを評価し、シミュレーション技術の信頼性や技術課題を示した。 ○令和7年度 有能で注意深い人間ドライバの具体化に関する調査 自動運転車の安全性に関する全般的な要件である「有能かつ注意深い人間ドライバと同等以上の安全性を有すること」における「有能かつ注意深い人間ドライバ」の具体化に資するため、ドライビングシミュレータによる被験者実験を実施した。令和7年度は右折直進を対象とした2種類の運転場面の実験を実施し、運転行動の分析を行った。 ○重量電気自動車における一充電走行距離試験法に関する調査 従来試験法（TRIAS）においては、車速条件は任意に設定できるため、その条件を用いた一充電航続距離の測定結果の公平性は欠けている。そこで、重量車 EV の航続距離を公平に比較可能な車速条件の設定方法について検討しており、昨年度より検討を進めている JE05 走行時に相当する走行エネルギーが消費できる「定速条件」のさらなる検討に加え、従来 HILS 試験法から求まる電費に、EVE-IWG にて定めたバッテリー容量（UBE）試験から求める一充電航続距離の新たな手法を検討した。取得データを整理し、国土交通省、日本自動車工業会、自動車審査部と協議を行い、現行の JH25 試験法に加える（改定）方向で合意した。 ○自動車騒音に係る国際基準等の見直しのための調査 マフラー性能等確認制度の見直し検討のため、マフラー内部構造の違いによる音質の差が人の反応へ与える影響を調査すべく、22名に対して評価試験結果を実施した。その結果、人の反応と相関があるのは、自動車騒音の評価指標として使用されている特性音圧レベルのほか、2つの音質評価指標であることを明らかにした。		
--	--	--	--	--	---	--	--

				○次世代自動車 LCA 手法の国際調和に向けた調査 自動車のライフサイクルアセスメントの現状と動向を分析し、公平で国際的に調和された手法を策定するため国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の議論を中心に調査を行った。自動車ライフサイクルアセスメント（A-LCA）は WP29 の排気ガスとエネルギーに関する技術部会において具体的な手法が議論されている。ISO などを含めた既存の手法をベースに草案を作成し、令和 7 年 10 月の排気ガスとエネルギーに関する技術部会会議に提出した。 ○脱炭素に向けた産学官連携による次世代大型車開発促進事業 大学やメーカー等と共同で、重量車のカーボンニュートラル実現に向けて、走行中ワイヤレス給電や電動回生ブレーキ等の電動車技術、合成燃料や水素を用いる内燃機関技術などについて技術開発調査を実施した。走行中ワイヤレス給電では、送電システムの模擬装置にて漏洩磁界の測定を行い、実車相当の測定結果が得られることが分かった。また、合成燃料を用いた場合に排出ガス性能が保安基準を満たすものであるかの検討として、日欧のバイオ含有燃料や合成プロセスにより生成された燃料をもちいた車両試験を行った。 ○ADS に関連する情報処理・データ管理技術に関する基準化動向調査 自動車向け AI の学習品質確保に関する課題や脅威シナリオを整理するとともに、路上物体を認識する AI モデルを用いたデモ実験を実施し、脅威シナリオの顕在性を検証した。さらに、自動車向け機械学習モデルの安全性を担保するための評価クライテリア案を作成した。併せて WP29 会議に出席し、AI 関連の国際動向を調査した。 ○ディーゼル重量車の排出ガス測定法に関する調査 重量車用ディーゼルエンジンを用いたエンジンベンチ上での WHDC モード法による排出ガス試験を実施し、使用過程における排出ガス後処理装置の劣化が未規制物質（N2O や NH3 等）や粒子状物質の排出特性に与える影響について調査するとともに、未規制物質の排出量を評価する際の課題等について検討した。 ○乗用車等の排出ガス試験法に関する調査 Euro 7 でアンモニアや N2O などの未規制物質が対象となったことから、これらに対応した新型 PEMS を用いて国連規則第 168 号（UN-R168）に則った路上走行試験を実施し、計測原理の違いに	
--	--	--	--	---	--

				よる結果のばらつきについて考察した。また、バイオエタノール混合ガソリンの影響を調査するため、混合比を変えた燃料（E20、E30）を用いてシャシダイ試験を行った。 ○令和7年度 尿素 SCR システム搭載車における排出ガス実態調査 ディーゼル重量車のシャシダイ上での排出ガス試験及び実使用時の路上排出ガス試験により、尿素 SCR システムの劣化影響について調査し、重量車用ディーゼルエンジンを用いた定常運転時の排出ガス試験及び尿素 SCR システム模擬試験を実施し、尿素由来の粒子状物質について成分の同定や生成メカニズムの検討等を行った。 ○ICT を活用した次世代運行管理手法に関する調査 本研究では、居眠り運転による事業用自動車事故の特徴および運行管理関連法規を文献調査により整理した。さらに、眠気の発生メカニズムとその評価方法を検討し、その知見に基づいてドライバ覚醒度評価アプリを開発した。被験者実験を通じてアプリの有用性を検証し、覚醒度検出能力の高い試験法と評価指標を確認した。 ○電気ハイブリッド自動車の最高出力の測定方法に関する調査 エンジンとモーターを有するハイブリッド車を対象に、シャシダイナモを用いてエンジンやモーター単独でない車両としてのシステム出力の測定を行った。2台測定したうちの1台は、測定を実施した150km/hまでの車速では、機構的に最高出力を発揮できない仕様となっており、シャシダイナモを用いた最高出力測定が現実的に不可能なケースが多く存在することが示唆された。 【基準の策定等に資する検討会及びWG】（12件） ○車両安全対策検討会 車両安全対策検討会では、車両安全対策による交通事故死者数および重傷者数の削減状況を把握する事後評価を実施するため、交通事故車両からEDRデータ等を取得し、予防安全装置の作動状況や被害軽減効果などを分析している。交通安全環境研究所は検討会委員として技術的観点から提言を行い、将来の自動車安全基準の策定に貢献した。 ○鉄道技術標準化調査検討会 国土交通省が主催する「鉄道技術標準化検討会」に委員として参画し、令和7年6月、「鉄道技術標準化ビジネスプラン」のと		
--	--	--	--	--	--	--

					りまとめに貢献。本プランにおいて、取り組むべき活動として規格認証体制の拡充が示された事を踏まえ、ロードマップを作成及び、具体的な活動として、体制強化のための審査員の増員並びに、昨年発行された安全性・信頼性に関する IEC の 3 つの規格について、認証実施に向けた体制整備を進めた。 ○鉄道における自動運転の導入・普及に関する連絡会 我が国の鉄道における自動運転の取組みを促進することを目的とし、有識者、鉄軌道事業者、関係団体等の関係者で構成される連絡会において、各鉄軌道事業者における自動運転の導入状況等について関係者で共有し検討を行った。 ○動力車操縦者運転免許制度のあり方に関する調査検討会 近年の ICT などの技術の進展に伴う動力車操縦者運転免許制度の実務運用上の課題に対し、動力車操縦者の資質の維持向上と鉄・軌道輸送の安全が確保されることを前提に、動力車操縦者運転免許制度の見直しに向けた調査検討を行った。 ○技術基準検討会 鉄道に関する技術上の基準に関し、土木、車両、及び運転保安設備それぞれの保全に係る技術基準を中心に検討を行った。 ○地域鉄道等における自動運転の導入を目指した列車制御システムに関する調査検討会 地域鉄道等の省力化・省人化のため、自動運転の導入を目指した列車制御システムを標準化することを目的に、地域鉄道等向けの列車制御システムに最低限必要となる機能の検討を行った。 ○地方鉄道向け無線式列車制御システム技術評価検討会 国土交通省の「鉄道技術開発・普及促進制度」による「地方鉄道向け無線式列車制御システムの開発」の進捗状況や現車試験の試験結果等について検討を行った。 ○路面電車の速度向上に係る検討会 過年度までの検討結果に基づいて速度向上に係る例外取扱許可を申請し、許可を得た広島電鉄において、営業運転時間中における速度向上試験を実施するとともに、令和 8 年度中に開始する営業運転での速度向上に向けての安全対策等の検討を行った。 ○鉄道分野の火災対策根拠に関する調査検討会 鉄道車両の火災対策に関し、欧州規格（EN45545）と日本の基		
--	--	--	--	--	---	--	--

				準との比較検討し座席のモックアップの燃焼実験を行った。また、実物大の鉄道車両のモックアップを用いた燃焼実験の方法について検討を行い、試験実施の準備を進めた。 ○鉄道分野の火災対策における想定避難時間に関する調査検討会 鉄道車両での火災の発生と避難について想定シナリオを作成し、それに基づいた避難実験結果について分析を行い、避難に要する時間や移動する人数についてモデル計算式を導き、国内における様々な形式な車両からの想定避難時間について取りまとめた。 ○索道事故調査検討会準備会 索道の重大事故の原因及び重大事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を円滑に行う索道事故調査検討会の立ち上げに備えて定期的に開かれる会合で、最近の索道の技術開発の状況や索道の事故の情報が共有された。 ○青函共用走行区間技術検討 WG 青函共用走行区間技術検討に関し、青函共用走行区間における時間帯区分方式による高速走行区間の拡大に対して、現在の取り組み状況について情報共有が行われた。 これらの研究成果の普及、活用促進を図り、広く科学技術に関する活動に貢献するため、国内外での学会発表、論文誌への投稿、専門誌への寄稿、関係団体での講演等において以下のとおり取り組んだ。 国内外の学会等での発表件数： 140 件（4.51 件／人） うち査読付き論文： 28 件（0.90 件／人） ③受託研究等の獲得 自動車・鉄道分野における安全・環境問題を担当する公正・中立な法人として、要員不足の問題を抱えつつも、国が行政上緊急に必要とする業務は確実に実施して答えを出すのが使命と認識している。行政を支援するため、国土交通省、環境省等から委託業務を受託し、安全・環境行政に係る政策方針の決定や安全・環境基準の策定等の施策推進に直接的に貢献することとしている。 民間受託については、これまでに培われた交通安全環境研究所の技術知見や所有する施設・設備を活用し、各種行政施策への活用のみならず、国民への貢献、技術の波及効果といった観点から、当機構の設立目的に合致するものについては積極的に獲得するものとしている。		
--	--	--	--	--	--	--

					限られたリソースを適切に活用するため、受託研究の受諾可否を研究企画会議にて事前に検討する仕組みを構築し、これにより課題実施の妥当性、予算・人員の最適化を計っている。また、業務の効率化を図るため、受託業務を、研究者の専門性に基づく判断力を必要とする非定型業務と定型的試験調査業務（実験準備、機器操作、データ整理等）とに分け、後者は、可能な限り外部の人材リソース（派遣等）を活用するなどして、研究者が受託業務を効率的に進捗管理できるよう受託案件毎に、チーム長を責任者とする研究チーム制を採用している。 行政、民間等外部からの研究、試験の受託に努め、合計 86 件の受託研究、試験を実施した。以下に、具体的な件名について示す。 【国等からの受託研究】(22 件) ➤ 重量電気自動車における一充電走行距離試験法に関する調査 ➤ 自動車騒音に係る国際基準等の見直しのための調査 ➤ 次世代自動車 LCA 手法の国際調和に向けた調査 ➤ 脱炭素に向けた産学官連携による次世代大型車開発促進事業 ➤ 令和 7 年度 ADS に関連する情報処理・データ管理技術に関する基準化動向調査 ➤ ディーゼル重量車の排出ガス測定法に関する調査 ➤ 乗用車等の排出ガス試験法に関する調査 ➤ 令和 7 年度 尿素 SCR システム搭載車における排出ガス実態調査委託業務 ➤ 令和 7 年度 マフラー騒音シミュレーションソフトウェアを用いたマフラー評価業務 ➤ ICT を活用した次世代運行管理手法に関する調査 ➤ 電気ハイブリッド自動車の最高出力の測定方法に関する調査 ➤ 自動車安全性等の相互性確保のための技術調査 ➤ 先進安全自動車（ASV）の開発・実用化・普及の促進に関する調査 ➤ 令和 7 年度 衝突時の乗員保護に係る検討・調査 ➤ 令和 7 年度 電気自動車の安全性に関する検討・調査 ➤ 出会頭事故に対する協調型支援の DS 効果検証に関する実験 ➤ 令和 7 年度 先進安全技術の国際基準策定等に関する調査 ➤ 令和 7 年度 自動車の安全性向上および傷害低減に関する調査 ➤ 令和 7 年度 有能で注意深い人間ドライバの具体化に関する調査 ➤ 自動車等の型式指定制度における監視の強化等に関する調査業務 ➤ 索道搬器における風と動揺の状態監視に関する研究開発		
--	--	--	--	--	--	--	--

					➤ 自動車等のリコール・不具合情報に関する統計・分析調査業務 【民間からの受託研究】（64 件） ➤ SBIR 事業における「安全性評価の枠組みづくり」 ➤ EDR データ等の事故データの取得、利活用に向けた調査 ➤ 自動運転マーカーランプの基準策定のための見え方に関する調査研究 ➤ グリーンイノベーション基金事業/スマートモビリティ社会の構築/商用利用される電気自動車・燃料電池自動車の本格普及時における社会全体最適を目指したシミュレーションシステム構築に関する研究開発/電気自動車・燃料電池車の導入に向けたエネルギーマネジメントと車両運行管理を最適化するシミュレーションシステムの構築 ➤ 国内向け自動運転システムの設計安全性評価（2 件） ➤ 路面電車向けドアシステムの設計安全性評価 ➤ 電気式気動車の主回路システムの設計安全性評価 ➤ 外国新交通向け信号システムの路線延伸に伴う安全性評価 ➤ 自動運転システム安全性評価の業務支援 ➤ LRT 車両走行安全性試験評価等業務 ➤ ATP 車上海御装置の設計安全性評価 ➤ 踏切障害物検知装置に関する設計安全性評価 ➤ 交通システムとしての信頼性・安全性に関する技術支援業務 ➤ 輪重・横圧地上測定校正ジグ製作に係る技術指導 ➤ 索道に使用するワイヤロープの試験 ➤ 単線自動循環式特殊索道用握索装置試験（6 件） ➤ 単線自動循環式普通索道用握索装置試験（3 件） ➤ 単線固定循環式特殊索道用握索装置試験（2 件） ➤ 地域交通計画立案ツールを改良した未利用資源運搬等に関する基礎的研究 ➤ プラットホームドア規格適合性認証審査 評価（3 件） ➤ 電子連動装置 規格適合性認証 ➤ 列車衝突防止システム 規格適合性認証審査・評価（2 件） ➤ 電子連動装置報告書 英文翻訳 ➤ LRT 用車上システム 規格適合性評価（2 件） ➤ LRT 信号システム 規格適合性評価 ➤ AGT 用車上装置ソフトウェア 規格適合性評価 ➤ 信号システム 規格適合性評価（2 件） ➤ 列車検知装置 サーベイランス ➤ 電子連動装置 サーベイランス（2 件） ➤ 新交通システム 規格適合性評価		
--	--	--	--	--	---	--	--

					➤ 車上装置用ソフトウェア 規格適合性認証審査 ➤ 車上装置 サーベイランス ➤ 変電所監視制御システム 規格適合性評価 ➤ 信号保安システム 規格適合性認証審査 ➤ 電子連動装置 特別調査 ➤ 自動ブレーキ評価制度（1件） ➤ ペダル踏み間違い急発進抑制装置の性能認定制度（12件） ➤ 自動車性能評価等の技術向上のための調査・検討 ④知的財産権の活用と管理適正化 交通安全環境研究所の研究業務の過程で生み出された新技術・新手法・専用プログラムなどについては積極的に知的財産権を獲得する方針を取っている。ただし、交通安全環境研究所の知財戦略は、将来の特許料収入を確保することが主たる目的ではなく、国が技術基準を定める際に関連する事項（試験技術や計測方法など）が第三者の保有する特許に抵触する場合には、法に基づく強制規格として国が採用できなくなることから、そうした事態を避ける観点から交通安全環境研究所が開発した技術等の知的財産については、公的用途として使えるようにするための、いわば防衛的な目的での獲得を主としている。 知的財産の創出から取得・管理までの基本的な考え方を明確化するため、知的財産ポリシーを制定し、職務発明等に関する運用の明確化を図り、当該事務の適正化を実施している。知的財産権に繋がる職務発明に関しては、交通安全環境研究所内に設置されている研究企画会議にて当機構の目的に沿った職務発明であることを確認した上で、知的財産化を行うこととした。 令和7年度においては5件の産業財産権（特許権）の出願を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
昨年度に引き続き、機構の業績向上努力により、受託研究の受諾可否を研究企画会議にて事前に検討する仕組みを構築して、国及び民間からの受託研究を積極的に獲得しても完遂できる体制を整えた結果、受託件数の増加（令和6年度：79件→令和7年度：86件）し、受託契約額は昨年度並み（令和6年度：約12.1億円→令和7年度：約11.7億円）に維持した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
業務に関連する政策・施策	I. 2. (2) ① 新技術や社会的要請に対応した行政への支援 自動車の審査業務の高度化 型式認証における基準適合性審査等			
	5	安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号、第 6 号
	17	自動車の安全性を高める		
当該項目の重要度、困難度			関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
										予算額（百万円）	23,035	27,922	28,236	30,703	28,404
										決算額（百万円）	21,034	27,527	27,127	29,113	28,332
										経常費用（百万円）	15,448	17,766	21,809	25,230	26,900
										経常利益（百万円）	4,871	10,653	6,312	3,116	1,909
										行政コスト（百万円）	18,717	20,990	24,579	27,892	29,542
										従事人員数	1,032	1,043	1,057	1,073	1,013

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	進展する自動車技術や型式認証に係る新たな国際相互承認制度に対応するとともに、我が国技術の国際標準の獲得を目指す国土交通省を支援するため、専門家会議への参加や諸外国の関係機関との連携等により、国際	進展する自動車技術や型式認証に係る新たな国際相互承認制度に対応するとともに、我が国技術の国際標準の獲得を目指す国土交通省を支援するため、専門家会議等への参加や諸外国の関係機関との連携等により、国	進展する自動車技術や型式認証に係る新たな国際相互承認制度に対応するとともに、我が国技術の国際標準の獲得を目指す国土交通省を支援するため、専門家会議への参加や諸外国の関係機関との連携等により、国際	<主な定量的指標> 特になし。	<主要な業務実績> （i）専門家会議等への参画 新技術に対応した新たな基準や試験方法について、国連の自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）本会議のほか傘下の専門家会議及び分科会に参加し、基準や試験方法の提案並びに意見交換を行った。 このうち、駐車状態における灯火器の動作にかかる専門家会議を昨年引き続き共同議長を務め、サイバーセキュリティに関する専門家会議において、新たに認証経験のある職員が共同議長を務めることで、認証に関する課	<評定と根拠> A 国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）本会議や傘下の専門家会議に参加し、新技術に対応した新たな基準や試験方法の提案や意見交換を実施し、国際基準策定に貢献した。このうち、駐車状態における灯火器の動作に関する専門家会議において令和 6 年度に引き続き共同議長を務め、また、サイバーセキュリティに関する専門家会議において認証経験のある職員が新たに共同議長を務めることで、認証に関する課題な	評定 A
				<その他の指標> 特になし。			<評定に至った理由> 新技術に対応した新たな基準や試験方法について、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP. 29）傘下の専門家会議及び分科会の国際会議に出席し、これらの会議において、実際に審査を行う自動車認証審査機関の立場から基準や試験方法を提案するとともに、灯火の審査に精通している機構職員が令和 5 年度に共同議長に選出されたが、当該年度の功績が認められたことから引き続き令和 7 年度においても共同議長を務め、今後、議論をリードすることにより、我が国の技術的な提案による国際基準の

	相互承認制度の進展等に貢献しつつ、新たな審査内容への対応に向けた知識及び技能の習得を図ること。	際相互承認制度の進展等に貢献しつつ、新たな審査内容への対応に向けた知識及び技能の習得を図ります。	相互承認制度の進展等に貢献しつつ、新たな審査内容への対応に向けた知識及び技能の習得を図ります。	題などを国際基準に反映すべく、議論をリードした。 （ii）諸外国の関係機関との連携 アジアでの国際相互承認制度の進展等に貢献するため、4か国に対し、試験・審査方法に関する講義や実地研修を行った。 ・タイ政府に対して、人材育成のための研修講師として参加し、灯火器取付装置試験に関する講義を行った。 ・韓国の研究機関（KATRI）による自動車国際基準の共同フォーラムにおいて、サイバーセキュリティ審査についての講義を行った。 ・インドネシア政府に対し、相互承認に関する専門家会議において、制動装置試験に関する講義を行った。 ・オーストラリア運輸省に、型式認証の試験における運用実態に関する講義を行った。 また、ASEAN 諸国を日本へ招待し、国際基準に基づく試験方法について講義を行った。 新たな審査内容への対応に向けた知識及び技能の習得を図るため、ドイツの認証機関と試験法や法規解釈に関する意見交換を実施した。	ど国際基準策定の議論の中心的役割を果たした。 加えて、アジアでの国際相互承認制度の進展等に貢献するため、4か国に対し、試験・審査方法に関する講義や実地研修を実施し、さらに、ASEAN 諸国を日本へ招待し、国際基準に基づく警音器試験、車外騒音試験について講義を実施することで、東南アジア諸国の自動車型式認証制度の向上を支援した。 また、新たな審査内容への対応に向けた知識・技能の習得に向け、ドイツの認証機関と試験法や法規解釈に関する意見交換を実施した。 以上の理由により、所期の目標を上回る成果が得られており、A 評価と認められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	獲得が高い確度で期待される。 さらに、アジアでの国際相互承認制度の進展等に貢献するため、4か国に対し、試験・審査方法に関する講義や実地研修を実施し、さらに、ASEAN 諸国を日本へ招待し、国際基準に基づく警音器試験、車外騒音試験について講義を実施することで、東南アジア諸国の自動車型式認証制度の向上を支援した。 また、新たな審査内容への対応に向けた知識・技能の習得に向け、ドイツの認証機関と試験法や法規解釈に関する意見交換を実施した。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られており、「A」評価とした。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・「A」評価について異論はなかった。
--	---	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. 2. (2) ②	新技術や社会的要請に対応した行政への支援 自動車の審査業務の高度化 検査における基準適合性審査		
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ															
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
										予算額（百万円）	23,035	27,922	28,236	30,703	28,404
										決算額（百万円）	21,034	27,527	27,127	29,113	28,332
										経常費用（百万円）	15,448	17,766	21,809	25,230	26,900
										経常利益（百万円）	4,871	10,653	6,312	3,116	1,909
										行政コスト（百万円）	18,717	20,990	24,579	27,892	29,542
										従事人員数	1,032	1,043	1,057	1,073	1,013

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ること。 特に、自動車技術の電子化及び高度化の急速な進展に対応するため、改正法に基づき、自動車の電子的な検	進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ります。 特に、自動車技術の電子化及び高度化の急速な進展に対応するため、改正法に基づき、OBD 検査に必要な技術	進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ります。 特に、自動車技術の電子化及び高度化の急速な進展に対応するため、「道路運送車両法の一部を改正する法	<主な定量的指標> 特になし。 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 計画通り着実に実行できているか。	<主要な業務実績> 審査事務規程の改正を 4 回実施し、このうち、ペダル踏み間違い時加速抑制装置など新たな自動車技術に対応するための保安基準等の改正に合わせた審査事務規程の改正を 3 回行った。 全国の 4 万超の自動車整備事業者が 24 時間 365 日アクセスするシステムを円滑に運用し、自動車の安全な利用を促進するため、OBD 検査システムに集積された故障情報の分析を進めている。 さらに、輸入車に対する OBD 検査については、国産車と仕様差異のある特定 DTC 情報読み出しに係る通信機器への対応など、主	<評定と根拠> A 運用開始後も自動車機構のみならず、全国の 4 万超の自動車整備事業者が 24 時間 365 日アクセスするシステムを円滑に運用することができた。また、自動車の安全な利用を促進するため、OBD 検査システムに集積された故障情報の分析を進めている。 加えて、国産車と仕様の異なる輸入車に対する OBD 検査について、通信機器の対応など輸入	評定 A <評定に至った理由> 令和 6 年 10 月の国産車に対する運用開始後も自動車機構のみならず、全国の 4 万超の自動車整備事業者が 24 時間 365 日アクセスするシステムを円滑に運用することができた。また、自動車の安全な利用を促進するため、OBD 検査システムに集積された故障情報の分析を進めている。 加えて、国産車と仕様の異なる輸入車に対する OBD 検査について、通信機器の対応など輸入車独自の課題に対応し、令和 7 年 10 月より合否判定を開始、問題なく運用している。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力に

	査（以下「OBD 検査」という。）に必要な技術情報を自動車機構が一元的に管理することとされ、国土交通省が設置する「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」最終とりまとめ（平成 31 年 3 月）において、OBD 検査の対象及び開始時期が決定されたことを踏まえ、令和 3 年 9 月までに初期のシステム構築を行い、同年 10 月より検査対象車両に関する技術情報の管理を開始すること。また、職員への研修や自動車整備事業者等に対する検査手法の周知・技術的支援、当該事業者等を含めたプレ運用を実施したうえで、令和 6 年 10 月より OBD 検査による合否判定を開始すること。 また、自動車機構が道路運送	情報を自動車機構が一元的に管理することとされ、国土交通省が設置する「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」最終とりまとめ（平成 31 年 3 月）において、OBD 検査の対象及び開始時期が決定されました。これらを踏まえ、令和 3 年 9 月までに初期のシステム構築を行い、同年 10 月より検査対象車両に関する技術情報の管理を開始します。また、職員への研修や自動車整備事業者等に対する検査手法の周知・技術的支援、当該事業者等を含めたプレ運用を実施したうえで、令和 6 年 10 月より OBD 検査による合否判定を開始します。 また、自動車機構が道路運送	律」（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）に基づき、電子的な検査（以下「OBD 検査」という。）に必要な技術情報を自動車機構が一元的に管理することとされ、国土交通省が設置する「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」最終とりまとめ（平成 31 年 3 月）において、OBD 検査の対象及び開始時期が決定されました。これらを踏まえ、検査対象車両に関する技術情報の管理を適切に実施します。 また、令和 6 年 10 月より合否	に輸入車で確認されている課題へ対応等を実施し、令和 7 年 10 月より合否判定を開始した。 また、OBD 検査時における誤操作防止のためのユーザーインターフェースの改善等、OBD 検査を適切に行うために必要なシステム改修を行ったほか、OBD 検査未了状態での電子保安基準適合証の登録を防止するため、日本自動車整備振興会連合会が運用する電子保安基準適合証システムとの連携について検討を進めた。 加えて、システムに集積された検査結果をもとに OBD 検査の運用状況を分析・公表するとともに、自動車メーカーとの技術情報の登録に係る調整等により、審査用技術情報の適正な管理・提供の確保を図った。 そのほか国際自動車検査委員会（CITA）のワークショップ等において、我が国の OBD 検査制度やその運用状況について発表を行うとともに、自動車基準認証国際化研究センター（JASIC）と連携し、外国の車検機関との OBD 検査に係る意見交換等を行った。	車独自の課題に対応し、令和 7 年 10 月より合否判定を開始、問題なく運用している。 ＜課題と対応＞ 特になし。	より、所期の目標を上回る成果が得られており、「A」評定とした。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・「A」評定について異論はなかった。
--	--	---	---	--	--	---

	車両法に基づいて管理する技術情報について、自動車整備事業者におけるOBD検査に係る情報の適切な入力・提出を確保するために自動車整備事業者におけるOBD検査の運用状況を調査するとともに、当該調査結果も踏まえた当該技術情報の不正利用の防止対策を検討するなど、技術情報の適正な管理・提供を確保すること。 さらに、我が国のOBD検査制度について、車両から読み出す情報の拡充など、国土交通省が行う検査の高度化の検討を支援するとともに、国際自動車検査委員会（CITA）その他の国際会議等において普及活動を行うとともに、アジア・オセアニア等我が国の自動車メーカーが生産・販売した車両が普及している地	車両法に基づいて管理する技術情報について、自動車整備事業者におけるOBD検査に係る情報の適切な入力・提出を確保するために自動車整備事業者におけるOBD検査の運用状況を調査するとともに、当該調査結果も踏まえた当該技術情報の不正利用の防止対策を検討するなど、技術情報の適正な管理・提供を確保します。 さらに、我が国のOBD検査制度について、車両から読み出す情報の拡充など、国土交通省が行う検査の高度化の検討を支援するとともに、国際自動車検査委員会（CITA）その他の国際会議等において普及活動を行うとともに、アジア・オセアニア等我が国の自動車メーカーが生産・販売した車両が普及している地	判定を開始しているOBD検査について、自動車機構におけるOBD検査を適切に行うため、システムの改修を行うなど引き続き着実な運用に努めます。 加えて、自動車整備事業者における運用状況を調査するとともに、技術情報の適正な管理・提供を確保します。 さらに、我が国のOBD検査制度について、車両から読み出す情報の拡充など、国土交通省が行う検査の高度化の検討を支援するとともに、国際自動車検査委員会（CITA）その他の国際会議等において普及活動を行うとともに、自動車基準認証国際化研究センター（JASIC）との連携を通じ、OBD検査等に係る技術				
--	--	---	--	--	--	--	--

	域の検査機関等に対するOBD検査等に係る技術的協力の可能性を検討するなど、検査の海外展開推進の支援に努めること。 【重要度：高】 改正法を受けて新たに実施するOBD検査に必要な技術情報の管理に係る事務をはじめ、自動車技術の電子化及び急速な進展に対応するための検査の高度化は、自動車機構の目的に照らして最も重要な取り組みである。	域の検査機関等に対するOBD検査等に係る技術的協力の可能性を検討するなど、検査の海外展開推進の支援に努めます。 【重要度：高】 改正法を受けて新たに実施するOBD検査に必要な技術情報の管理に係る事務をはじめ、自動車技術の電子化及び急速な進展に対応するための検査の高度化は、自動車機構の目的に照らして最も重要な取り組みである。	的協力の可能性を検討するなど、検査の海外展開推進の支援に努めます。				
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I. 2. (3)	新技術や社会的要請に対応した行政への支援 自動車のリコール技術検証業務の高度化			
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 2 号、第 6 号	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
車両不具合の 有無等の詳細 検討	年間 50 件程度	－	69 件	65 件	57 件	52 件	66 件	予算額（百万円）	23, 035	27, 922	28, 236	30, 703	28, 404
検証実験の実 施	年間 10 件程度	－	11 件	10 件	11 件	12 件	12 件	決算額（百万円）	21, 034	27, 527	27, 127	29, 113	28, 332
								経常費用（百万円）	15, 448	17, 766	21, 809	25, 230	26, 900
								経常利益（百万円）	4, 871	10, 653	6, 312	3, 116	1, 909
								行政コスト（百万円）	18, 717	20, 990	24, 579	27, 892	29, 542
								従事人員数	1, 032	1, 043	1, 057	1, 073	1, 013

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	自動運転システム技術の日進月歩での進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後も自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合に対応するた	自動運転システム技術の日進月歩での進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後も自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合に対応するた	自動運転システム技術の日進月歩での進展、燃費や排出ガス性能の向上等、今後も自動車技術の著しい発展が見込まれることから、これらの高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合に対応するた	<主な定量的指標> ・車両不具合の有無等の詳細検討 ・検証実験の実施 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 計画通り着実に実行できているか。	<主要な業務実績> 自動車技術の著しい発展による新技術や不具合に対応するため、より専門性を有する職員の確保、育成や外部機関との連携による体制の強化を図ることを目的とした。 （i）高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合への対応 ・ドイツ連邦自動車庁（KBA）とリコールや不具合情報、新技術等に関する意見交換会議を実施。 ・最新型のミニ PEMS（車載式排出ガス測定装置）を活用して、排ガス不正制御に関する検証を実施。 （ii）自動車の事故・火災事例を踏まえた車両不具合の	<評定と根拠> A 車両の不具合の有無等の詳細検討及び技術検証に活用するための検証実験件数について120%以上を達成しており、A評価と認められる。	評定	A
							<評定に至った理由> 車両の不具合の有無等の詳細検討及び技術検証に活用するための検証実験件数について 120%以上を達成しており、A評価と認められる。 <その他事項> （外部有識者からの意見） ・設定されている目標件数の根拠を示してほしい旨質問があり、人的な対応可能見込数と過去の実績より設定している旨を説明した。 ・「A」評定について異論はなかった。	

め、より高い専門性を有する職員の確保・育成や、外部機関との連携等、業務体制の強化を図ること。 これらの目標達成のために具体的には、担当職員による会議において先進安全自動車を含む自動車の事故・火災事例を踏まえた車両不具合の有無等の詳細検討を 250 件程度実施することにより、車両不具合の有無等の分析を進めるとともに職員の育成を行い、併せて技術検証において、自動車メーカーの報告内容を確認するとともに、将来の技術検証に活用するための知見を蓄積することを目的とし、検証実験を 50 件程度行うことに努め、また、海外事務所等も利用しつつ、諸外国のリコール関連情報の活用を進める	め、より高い専門性を有する職員の確保・育成や、外部機関との連携等、業務体制の強化を図ります。 これらの目標達成のために具体的には、担当職員による会議において先進安全自動車を含む自動車の事故・火災事例を踏まえた車両不具合の有無等の詳細検討を 250 件程度実施することにより、車両不具合の有無等の分析を進めるとともに職員の育成を行い、併せて技術検証において、自動車メーカーの報告内容を確認するとともに、将来の技術検証に活用するための知見を蓄積することを目的とし、検証実験を 50 件程度行うことに努め、また、海外事務所等も利用しつつ、諸外国のリコール関連情報の活用を進めま	め、より高い専門性を有する職員の確保・育成や、外部機関との連携等、業務体制の強化を図ります。 これらの目標達成のために具体的には、担当職員による会議において先進安全自動車を含む自動車の事故・火災事例を踏まえた車両不具合の有無等の詳細検討を 50 件程度実施することにより、車両不具合の有無等の分析を進めるとともに職員の育成を行い、併せて技術検証において、自動車メーカーの報告内容を確認するとともに、将来の技術検証に活用するための知見を蓄積することを目的とし、検証実験を 10 件程度行うことに努め、また、海外事務所等も利用しつつ、諸外国のリコール関連情報の活用を進めます。		見分 先進安全自動車を含む自動車の事故・火災事例を踏まえた車両の不具合の有無等の詳細検討において、専門の知識を持った検証官による検討を 66 件実施することにより、職員の育成を行った。 年度計画における数値目標の 50 件を上回る達成率 132%の成果が得られた。 (iii) 自動車メーカーからの報告内容の確認や将来の技術検証に活用するための検証実験 技術検証に活用するための検証実験を 12 件（達成率 120%）行い、知見は国土交通省へ情報提供した。技術検証の過程でメーカーが改善対策を講じていたケースも確認された。 ○ 電気制御ブレーキにおけるフェード現象の検証 - 電子制御ブレーキシステム搭載トラックについて、フェード現象（ブレーキ過熱による制動力低下）発生までの状況を確認。 - ブレーキ操作の感覚は大きく変化しないが、実際の制動力は低下することを確認。  ○ EVバイク火災事故における発火要因の特定 - EVバイク火災事故の原因を分析 - 低温劣化したバッテリーでは金属リチウムが析出 - この状態では熱暴走（急激な発熱・発火）が発生しやすいことを特定。  劣化した電池 熱暴走時の電池	<課題と対応> 特になし。	
---	---	--	--	--	-----------------------------------	--

	こと。	す。					
--	-----	----	--	--	--	--	--

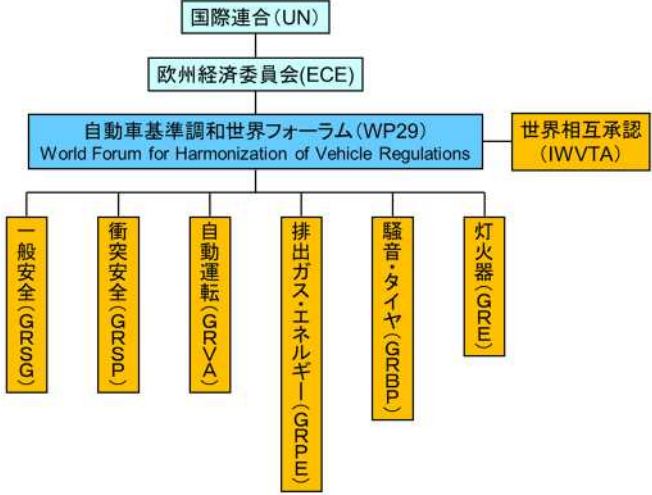
4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I. 3. (1).	自動車基準国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援 自動車基準の国際調和への支援			
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 4 号、第 5 号、第 6 号	
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
WP29 専門家会 議等における 発表	年間 6 回程度	－	9 回	10 回	13 回	12 回	11 回	予算額（百万円）	1, 183	1, 213	1, 226	1, 225	1, 239
								決算額（百万円）	1, 667	1, 664	1, 706	2, 193	2, 073
								経常費用（百万円）	1, 633	1, 763	1, 785	1, 920	1, 942
								経常利益（百万円）	△129	7	66	48	△7
								行政コスト（百万円）	1, 684	1, 861	1, 886	2, 018	2, 100
								従事人員数	43	53	53	52	49

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	これまでの研究成果や技術評価・認証審査の知見を活用して、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援のため、試験方法等について積極的な提案を着実に進めること。 【重要度：高】 『インフラシステム海外展開戦略	これまでの研究成果や技術評価・認証審査の知見を活用して、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援のため、試験方法等について積極的な提案を着実に進めます。 【重要度：高】 『インフラシステム海外展開戦略	これまでの研究成果や技術評価・認証審査の知見を活用して、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援のため、試験方法等について積極的な提案を着実に進めます。	＜主な定量的指標＞ WP29 専門家会議等における発表 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 研究成果や技術評価・認証審査の知見を活用して、我が国技術に係る国際基準・試験方法のより	＜主要な業務実績＞ 自動車が基幹産業である日本は、日本の優れた技術を国際標準化することにより国際競争で優位となることから、インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）の「第 2 章 具体的施策の柱」における「5. 質の高いインフラと、現地との協創モデルの推進」の（2）現地の社会課題に対するソリューション基盤の構築（C）我が国のソリューション提案力の強化の国際標準化・ルール形成の自動車において、「自動車の自動運転について、今後の我が国の成長産業となるよう、国連自動車基準調和世界フォーラムにお	＜評定と根拠＞ A WP29 の専門家会議等において、基準案に不可欠な要件に関する提案について 11 件（達成率 183％）の発表を行った。 また、WP. 29 の専門家会合及び作業部会等における交通安全環境研究所の存在感の向上を目指し、6つの専門家会議に	評定 A 自動車基準の国際調和に関する年度計画において、専門家会議等で基準案に不可欠な要件に関する提案を職員が 6 回程度発表するという目標に対して、11 件（達成率 183％）の発表を行い、目標を上回る達成率であった。 また、WP. 29 の専門家会合及び作業部会等における機構の存在感の向上を目指し、会議に参画する立場から、6つの専門家会議に 12 回（のべ 39 人）、作業部会等に 291 回（のべ 472 人）参加するとともに、国連 WP29 傘下の 8 つ会議体で議長職等を務め、

	2025』(令和2年12月改訂)においては、国際標準化・ルール形成の推進が掲げられており、自動車基準の国際調和並びに我が国鉄道産業の活性化及び国際競争力の確保を図る必要がある。 我が国技術の国際標準の獲得を目指した国土交通省の自動車基準調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)等における活動を支援するため、職員を我が国代表の一員として同フォーラム傘下の専門家会議等に技術専門家として積極的に参加させ、交通安全環境研究所の研究成果を基に基準策定に貢献することにより、我が国が主導して国際基準調和を進めることが出来るよう努めること。 これらの目標達成のために具体的には、専門家会議等において基準案に不可欠な要件に関する提案について、職員が30回程度発表を行うとともに、国内における国際基準調和に向けた検討にも積	2025』(令和2年12月)においては、国際標準化・ルール形成の推進が掲げられており、自動車基準の国際調和並びに我が国鉄道産業の活性化及び国際競争力の確保を図る必要がある。 我が国技術の国際標準の獲得を目指した国土交通省の自動車基準調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)等における活動を支援するため、職員を我が国代表の一員として同フォーラム傘下の専門家会議等に技術専門家として積極的に参加させ、交通安全環境研究所の研究成果を基に基準策定に貢献することにより、我が国が主導して国際基準調和を進めることが出来るよう努めます。 これらの目標達成のために具体的には、専門家会議等において基準案に不可欠な要件に関する提案について、職員が30回程度発表を行うとともに、国内における国際基準調和に向けた検討にも積		積極的な提案や、体制整備を着実に進めているか。	ける車両に関する国際的な技術基準の策定等の制度設計を推進する。」こととしている。 そのため、国土交通省は、世界で初めて自動運転レベル3の認証取得といった高度な技術を有する日本の企業が、より活動しやすい環境を整備するため、自動車にかかる国際基準調和を積極的に推進している。 そのため、交通安全環境研究所は、自動車の安全・環境問題に関する国際基準を策定する国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)の諸活動に恒常的に参画し、研究部門における基準策定支援研究の成果及び認証審査部門における審査方法の知見を活用し、新たな国際基準の提案や、基準策定に必要なデータの提供等を積極的に行うことによって、国土交通省の自動車基準調和活動の技術的支援を行っている。 特に、最近の自動車の技術基準の国際調和については、自動運転、セキュリティ対策、排出ガス不正ソフト対策等、新たな技術課題に対応した新たな基準や国連規則の制定等が進んでおり、このような高度かつ複雑化した新たな技術課題について国際基準調和に関する課題に取り組む必要があるため、平成30年4月に国際調和推進統括を設置した。 さらに、自動運転に向けた技術が急速に進化していることから、平成30年6月のWP29において、ブレーキ・走行装置専門家会議(GRRF)を改編し、自動運転専門家会議(GRVA)が新たに設置されるとともに、自動運転に必要な基準を整備するためにGRVA傘下に6つの作業部会が設置されることとなった。現在は5つの専門家会議に参加している。 令和3年度から、自動車技術総合機構は第2期中期期間となったが、自動車基準の国際調和への支援は継続して行うこととしており、新型コロナウイルスの感染防止のため、令和3年度は国際会議への参加はすべてWEB会議での参加となったが、令和4年度の途中からは、新型コロナウイルスの影響を踏まえてWP29及び専門家会議は対面を基本とした形	12回(のべ39人)、作業部会等に291回(のべ472人)参加するとともに、国連WP29傘下の8つの会議体で共同議長等として議論を主導した。 加えて、自動車の安全・環境性能の向上、関連産業の国際競争力確保を目的に、官民連携で「自動運転技術」と「カーボンニュートラル技術」の国際基準化を主導する組織として、「自動運転センター」、「カーボンニュートラルセンター」を設置され、自動車イノベーション技術基準化研究所長、自動運転センター長及びカーボンニュートラルセンター長として貢献した。 さらに、内閣府特命担当大臣及び経団連副会長が議長を務める「国際基準に係る官民ハイレベルフォーラム」に委員として参画し、令和8年3月、「国際標準・ルールに係る今後の我が国の取組に係る提言」のとりまとめに貢献した。 さらに、内閣府特命担当大臣及び経団連副会長が議長を務める「国際基準に係る官民ハイレベルフォーラム」に委員として参画し、令和8年3月、「国際標準・ルールに係る今後の我が国の取組に係る提言」のとりまとめに貢献した。 以上の理由により、所期の目標を上回る成果が得られており、A評価と認められる。 <課題と対応> 特になし。	議論を主導するなど、国際基準調和への支援等を行った。 また、自動車の安全・環境性能の向上、関連産業の国際競争力確保を目的に、「自動運転技術」と「カーボンニュートラル技術」の国際基準化を主導する組織として、「自動運転センター」、「カーボンニュートラルセンター」を国土交通省をはじめとした官民が連携して設置され、自動車イノベーション技術基準化研究所長、自動運転センター長及びカーボンニュートラルセンター長として貢献した。 さらに、内閣府特命担当大臣及び経団連副会長が議長を務める「国際基準に係る官民ハイレベルフォーラム」に委員として参画し、令和8年3月、「国際標準・ルールに係る今後の我が国の取組に係る提言」のとりまとめに貢献した。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」評価とした。 <その他事項> (外部有識者からの意見) - 交通安全環境研究所の国際基準化に対する取組を世間の認知度が低く、もっと対外的にアピールしてほしい旨意見があり、今後、国においてもアピールしていく旨を説明。 「A」評価について異論はなかった。
--	--	---	--	--------------------------------	--	--	--

極的に参画すること。	極的に参画します。	的に参画します。	で開催されるようになった。一方で、国際会議の設定のし易さから、作業部会は引き続きWEB 会議でも開催され、これらの場で交通安全環境研究所の研究成果に基づく基準案の提案等を行い、新たな国連規則案の承認等に貢献した。国際会議開催の概要を以下に記す。 国際調和推進統括の下で、環境研究部及自動車安全研究部で行った先進的な技術要件のための研究成果に基づき、自動車認証審査部におけるこれまでの審査方法の知見を活かして、国が行う基準案策定を技術的に支援した。 具体的には、UN/ECE/WP29 傘下の7つの専門家会議及びその傘下の作業部会に、必要に応じて研究部門と自動車認証審査部から共に出席する体制とした。基準案原案策定のための作業部会には、若手職員を担当させることによって育成に務めた。WP29 の組織図を下記に示す。  令和7年度におけるWP29の会議体への出席は、WP29の傘下の6つの専門家会議（GR）に年間で12回のべ39人が参加した。その他49の作業部会等に年291回参加し、参加者はのべ472人であった。また、WP29の傘下の作業部会等のうち、8つの会議（全体の約10%に相当）で副議長、共同議長及び事務局を務め、会議を主導した。 交通安全環境研究所は、WP29の専門家会議及び作業部会等に参加するなかで、交通安全環境研究所の役割を踏まえてより一層貢献し		
-------------------	------------------	-----------------	---	--	--

				ていくことを目指して、必要な場合は作業部会等の議長職(議長、副議長、事務局)も行いつつ、日本の主張を基準に反映させるように提案を行い、議論を主導していくこととしている。令和7年度に交通安全環境研究所から参加した WP29 の傘下の国際会議を下表に示す。 【令和7年度に職員が参加した会議名(全45件)】 ➤ GRSP(衝突安全専門家会議) ➤ GRVA(自動運転)WG ➤ GRPE(排出ガス・エネルギー専門家会議) ➤ GRBP(騒音・タイヤ専門家会議) ➤ GRE(灯火器専門家会議) ➤ GRSG(一般安全)WG ➤ WP29 AI IWG ➤ TF ADAS(Task Force on Advanced Driver Assistance Systems) ➤ ADS AUTOs(Automated Driving System) Workshop ➤ GRVA ADS(Automated Driving System) Workshop ➤ CS/OTA(Cyber Security and OTA software updates) IWG, Workshop on UN R155/156 ➤ ACPE(Acceleration Control for Pedal Error) GTR IWG ➤ TF FADS(Fitness for Automated Driving System) ➤ EOP(Equitable Occupant Protection) IWG ➤ EVS(Electric Vehicle Safety) IWG ➤ STCBC(Safer Transport of Children in Buses and Coaches) ➤ GRSP TF on AVRS(Automated Vehicles-Regulatory Screening) ➤ CLV(Children Left in Vehicles) TWG ➤ EDR(Emergency Door Opening) IWG ➤ TF-H2(Task Force on hydrogen regu		
--	--	--	--	--	--	--

					lations) ➤ TF-VS (Task Force on Vehicle Sound) ➤ RD-ASEP (Real Driving Additional Sound Emission Provision) IWG ➤ TF TA (Tyre Abrasion) ➤ TF Data Analysis ➤ EMC (Electromagnetic Compatibility) IWG ➤ SLR (Simplification of the Lighting and Signalling Regulations) IWG ➤ GRE TF on AVSR (Autonomous Vehicle Signalling Requirements) ➤ TF-LUPC (Task Force-Lamps Under Parked Conditions) ➤ TF on Glare Prevention ➤ PMP (Particle Measurement Programme) IWG ➤ EPPR (Environmental and Propulsion Performance Requirements of L-category vehicles) IWG ➤ VVE (Electric Vehicles and the Environment) IWG ➤ A-LCA (Automotive-Life Cycle Assessment) TWG ➤ WLTP ad-hoc meeting ➤ Draft UNR implementing GTR 21 ➤ Fast and Smart Charging Cluster ➤ UNR implementing GTR 22 LD BD ➤ GRPE Workshop ➤ IWG on EV/HFCV retrofit systems ➤ OBM (On-Board Monitoring system) UNR Discussion ➤ OICA Working Document UNR to implement GTR 24 Brake Particle emissions ➤ Preparation of UN Regulations implementing Euro7 ➤ GRSP/GRPE exchange on battery swapping activity at WP.29 ➤ IWG on EV/HFCV Retrofit Systems		
--	--	--	--	--	--	--	--

				➤ TF UN-R46 本取組の成果は、以下の通り。 (1) 衝突安全専門家会議 (GRSP) 第 77 回 GRSP において、国連規則第 170 号 (UN-R170) Phase2 の改正提案が STCBC (Saf er Transport of Children in Buses and Co aches) IWG (Informal Working Group) から提案され合意した。これにより IWG の活動が終了となった。IWG には交通安全環境研究所の職員が参加し、日本でも実施可能な試験内容とするように働きかけて、その内容が織り込まれた。 子供の車両置き去り防止装置に関する新基準を策定する CLIV (Children Left In Vehic le) IWG では、子どもを輸送するバスの装置に関する UN 基準を先行して策定する方針となった。その基準策定を議論する会議に交通安全環境研究所職員が参加し、日本の実情に合った内容とするように主張し、また外部に子供が残置されている状況を周知する手段に関して、他の GR にガイダンスを求めることと、その内容が具体的なものとするよう働きかけた。 電気自動車の安全性に関する EVS (Electri c Vehicle Safety) インフォーマル会議では、GTR20 の改訂の議論が完了した。交通安全環境研究所の職員が事務局として会議運営を担当し、アジェンダやスケジュールの管理を行っている。また第 30 回 EVS 作業部会は議長不在での開催となったが、副議長と協力し、GTR20 の改訂の最終合意を実現した。また、合意された GTR20 amendment1 には、交通安全環境研究所が研究を続けてきた、レーザ照射を用いた熱連鎖試験の開始方法が含まれることとなった。 (2) 自動運転専門家会議 (GRVA) 自動運転車の新たな規則 (国連規則および世界統一規則 (GTR)) 策定のための ADS インフォーマル会議より提出された国連新規則及		
--	--	--	--	---	--	--

				び GTR のドラフト文書が、2026 年 1 月に開催された第 24 回 GRVA で合意され、2026 年 6 月の第 199 回 WP29 で採決予定となった。交通安全環境研究所の職員は、ADS インフォーマル会議の他、ADS インフォーマル会議のもとでテーマ別に行われた会議やワークショップにも積極的に参加し、中立公正な視点で日本の意見・提案をドラフト文書に反映する作業に貢献した。 運転自動化レベル 2 の運転支援機能（Driver Control Assistance System、以下、DCAS）の規則である国連規則第 171 号（UN-R171）について、令和 7 年度は 02 シリーズ改正の検討が TF ADAS にて行われた。高速道路で一定の条件を満たした場合にハンズオフ走行が可能となる 01 シリーズに対し、02 シリーズ改正では、高速道路及び高速道路と類似した一般道（Highway like road）において、ハンズオフのシステム主導型マヌーバ（例：車線変更）を可能とするほか、一般道でのシステム主導型マヌーバ（例：交差点の右左折）を可能とすることが検討された。交通安全環境研究所の職員は、積極的に TF ADAS 会議に参加するとともに、欧州委員会、英国等の関係国との技術要件に関する意見調整も行い、日本の意見、提案を改正案に反映させる作業に貢献した。02 シリーズ改正案は令和 8 年 1 月の第 24 回 GRVA で合意され、令和 8 年 6 月の第 199 回 WP29 で採決予定となった。 乗用車のペダル踏み間違い時加速抑制装置（Acceleration Control for Pedal Error、以下、ACPE）の規則である国連規則第 175 号（UN-R175）の 01 シリーズ改正が令和 7 年 6 月の第 196 回 WP29 で採択された。ACPE に関しては引き続き UN-R175-01 シリーズをベースとして、GTR（Global Technical Regulation）を策定することとなり、従来の ACPE インフォーマル会議に代わり、ACPE GTR インフォーマル会議が設立された。交通安全環境研究所の職員は、ACPE GTR インフォーマル会議の共同議長として、令和 7 年 8 月にカナダで行		
--	--	--	--	--	--	--

				われた共同議長会議に参加し、GTR 策定に向けた準備作業を行った。また、令和 7 年 11 月（WEB 形式）と令和 8 年 2 月（ドイツでの対面形式）に ACPE GTR インフォーマル会議を開催し、GTR 策定に向けた活動を推進した。 (3) 排出ガス・エネルギー専門家会議（GRPE） 国内における軽・中量車の排出ガス、燃費、電費評価は国連法規である国連規則第 15 4 号（UN-R154）に基づいて行われる。新しい規制や技術への対応のため、UN-R154 成立後の現在も ad hoc 会議等の場で改訂作業が進められている。令和 7 年度に行われた改定では欧州との協議が難航する項目もあったが、交通安全環境研究所の職員が中心的に議論に参加して検討を重ねた結果、2026 年 3 月の GRPE において日本が受け入れられるドキュメントが承認された。 EVE インフォーマル会議及び LCA インフォーマル会議では交通安全環境研究所の職員が共同議長を務めている。令和 7 年度は EVE インフォーマル会議において GTR21（システム出力）、GTR22（乗用車車載バッテリー耐久要件）及び GTR25（重量車車載バッテリー耐久要件）の改正ドキュメントが議論され、承認された。中でも GTR25 の改定に際しては、交通安全環境研究所で重量 EV のシャシダイナモ及びテストコースの試験を実施して、その結果をインフォーマル会議で発表して審議を加速するなど大きく貢献した。 LCA インフォーマル会議では自動車の（製造、使用、廃棄等の）ライフステージごとに専門家グループで審議を進め、ガイダンスを作成し、そのドキュメントを令和 7 年 10 月の GRPE に提出した。 (4) 騒音・タイヤ専門家会議（GRBP） 四輪車の騒音規制に関する国連規則第 51 号（UN-R51）に関して、インフォーマル会議を設置して試験法の見直しが行われている。第	
--	--	--	--	---	--

				78回 GRBP（令和5年8月）以降交通安全環境研究所の職員が当インフォーマル会議の共同議長を担当し、国際的な議論を主導してきた。スピーカーから疑似エンジン音等を発音するEV等についての騒音のオフサイクル試験について議論が行われ、令和8年2月の GRBPにて改正案が承認された。またタイヤ摩耗試験の方法と規制値について、交通安全環境研究所の客員研究員が専門家として議論に参画してきた。タイヤ摩耗試験に関する新たな国連法規は令和8年3月に開催された臨時の GRBPにおいて合意された。 (5) 灯火器分科会（GRE） 車両が自動運転中であることを示す自動運転マーカーランプについて、第92回（令和7年4月）の GRE では、装備の必要性や取付・点灯方法に関する日英米独の一般ドライバの意識調査結果を報告し、基準化に向けた議論を促進した。さらに、同ランプの基準案を専門的に議論する TF-AVSR においては、令和6年度に実施したブルーグリーンの評価用マーカーランプの視認性評価試験の結果を報告するとともに、保安基準で同色の灯火が認められていることを踏まえ、既存灯火と区別する方法についても提案した。 また、交通弱者の安全性向上を目的とし、 後退灯及び方向指示器の点灯と連動して路面に視覚情報の投影を行う信号灯路面描画の提案については、交通安全環境研究所が実施し、令和5年5月の国際学会（ISAL）で口頭発表した研究内容が、基準化に向けた議論および判断に資する資料として活用され、国内外の合意形成に貢献した。その結果、後退灯路面描画の基準案については、第92回（令和7年4月）の GRE において合意され、令和7年11月の WP29 において承認された。方向指示器路面描画の基準案については、第93回		
--	--	--	--	---	--	--

				(令和7年10月) GREで仮合意され、第94回  (令和8年4月)で再確認のうえ、令和8年6月にWP29へ上程することとなった。 【図1 後退灯路面描画の基準案】 (a) 後退灯路面描画の基本要素 要素 (長方形, 白) (車両後方)  (a) 方向指示器路面描画の基本要素 (シェブロン, アンバー)  (b) 方向指示器路面描画の投影範囲 【図2 方向指示器路面描画の基準案】		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
昨年度に引き続き、機構の業績向上努力により、受託研究の受諾可否を研究企画会議にて事前に検討する仕組みを構築して、国及び民間からの受託研究を積極的に獲得しても完遂できる体制を整えた結果、受託件数の増加（令和6年度：79件→令和7年度：86件）し、受託契約額は昨年度並み（令和6年度：約12.1億円→令和7年度：約11.7億円）に維持した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. 3. (2)	自動車基準国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援 鉄道システムの海外展開への支援 ①ISO、IEC 等への参画 ②国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等		
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 4 号、第 5 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国 内 で の ISO、IEC 等の 専門家会議へ 参加	年間 14 回程度	－	21 回	22 回	24 回	16 回	24 回	予算額（百万円）	1, 183	1, 213	1, 226	1, 225	1, 239
認証審査及び 規格適合性評価に係る受託 契約の完遂率を 100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	決算額（百万円）	1, 667	1, 664	1, 706	2, 193	2, 073
								経常費用（百万円）	1, 633	1, 763	1, 785	1, 920	1, 942
								経常利益（百万円）	△129	7	66	48	△7
								行政コスト（百万円）	1, 684	1, 861	1, 886	2, 018	2, 100
								従事人員数	43	53	53	52	49

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① ISO、IEC 等へ	① ISO、IEC 等へ	① ISO、IEC 等へ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A

	の参画 ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）等の国際標準化活動に参画し、我が国の優れた鉄道技術・規格の国際標準化の推進に貢献すること。 これらの目標達成のために具体的には、関係する国内での ISO、IEC 等の専門家会議へ 70 回程度参加すること。 ②国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等 我が国鉄道システムの海外展開を支援するため、認証審査及び規格適合性評価を積極的に行うこと。これらの目標達成のために具体的には、認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約の完遂率を 100%とすること。また、海外での認知度向上に努めること。	の参画 ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）等の国際標準化活動に参画し、我が国の優れた鉄道技術・規格の国際標準化の推進に貢献します。 これらの目標達成のために具体的には、関係する国内での ISO、IEC 等の専門家会議へ 70 回程度参加します。 ②国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等 我が国鉄道システムの海外展開を支援するため、認証審査及び規格適合性評価を積極的に行います。これらの目標達成のために具体的には、認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約の完遂率を 100%とします。また、海外での認知度向上に努めます。	の参画 ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）等の国際標準化活動に参画し、我が国の優れた鉄道技術・規格の国際標準化の推進に貢献します。 これらの目標達成のために具体的には、関係する国内での ISO、IEC 等の専門家会議へ 14 回程度参加します。 ②国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等 我が国鉄道システムの海外展開を支援するため、認証審査及び規格適合性評価を積極的に行います。これらの目標達成のために具体的には、認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約の完遂率を 100%とします。また、海外での認知度向上に努めます。	・ ISO、IEC 等の専門家会議への参加 ・ 認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約の完遂率 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 計画通り着実に実行できているか。	① ISO、IEC 等への参画 鉄道の国際標準化活動に参画し、我が国の優れた鉄道技術・規格の国際標準化を推進するための活動に取り組んだ。 IEC（国際電気標準会議）の鉄道用電気設備とシステム専門委員会（IEC/TC 9）、ISO（国際標準化機構）の鉄道分野専門委員会（ISO/TC 269）、及び生体影響に関する電磁界計測の標準化専門委員会（IEC/TC 106）等において、国内の専門家会議に計 24 回参加（達成率 171. 4%）。 また、内閣府が主催し、内閣府特命担当大臣及び経団連副会長が議長を務める「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム」に交通安全環境研究所長が委員として参画し、令和 8 年 3 月、官民で取り組む「国際標準・ルールに係る今後の我が国の取組に係る提言」のとりまとめに貢献した。 本取組の成果として、ISO、IEC 等の国内の専門家会議において、我が国の優れた技術を推進すべく、研究成果に基づいた知見等を提供した。 ② 国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等 認証審査及び規格適合性評価を実施し、我が国鉄道システムの海外展開を支援するための活動に取り組んだ。 令和 7 年度末までの終了予定 16 案件全てに対し成果物を発行し、認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約について 100%完遂した。なお、認証機関として認証書を発行した件数については、令和 7 年度は 4 案件（規格数としては 4 件）であった。 また、令和 7 年度は新規に 11 案件の受託契約を行ったが、継続案件を含めた業務規模に安定的・継続的に対応できるよう、新たに 3 名の職員を増員し審査員として育成し、持続可能な体制を確保し業務を遂行した。 令和 7 年度は 5 月と 7 月に IEC 62425	A IEC の鉄道用電気設備・システム専門委員会、ISO の鉄道分野専門委員会など、国内の専門家会議に計 24 回参加（達成率 171%）し、我が国の優れた技術を推進すべく、研究成果に基づいた知見等を提供した。 認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約を 16 件終了（完遂率 100%）した。 加えて、認証審査及び規格適合性評価に関する国際的な規格（RAMS 規格）に係るセミナーを 7 回開催し、受審する側の理解度向上に貢献した。 国土交通省が主催する「鉄道技術標準化検討会」に委員として参画し、令和 7 年 6 月、「鉄道技術標準化ビジネスプラン」のとりまとめに貢献した。 国土交通省が主催する「鉄道技術標準化検討会」に委員として参画し、令和 8 年 3 月、官民で取り組む「国際標準・ルールに係る今後の我が国の取組に係る提言」のとりまとめに貢献した。 内閣府特命担当大臣及び経団連副会長が議長を務める「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム」に委員として参画し、令和 8 年 3 月、官民で取り組む「国際標準・ルールに係る今後の我が国の取組に係る提言」のとりまとめに貢献した。 内閣府特命担当大臣及び経団連副会長が議長を務める「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム」に委員として参画し、令和 8 年 3 月、官民で取り組む「国際標準・ルールに係る今後の我が国の取組に係る提言」のとりまとめに貢献した。 <課題と対応> 特になし。	<評定に至った理由> IEC の鉄道用電気設備・システム専門委員会、ISO の鉄道分野専門委員会など、国内の専門家会議に計 24 回参加（達成率 171%）し、我が国の優れた技術を推進すべく、研究成果に基づいた知見等の提供を行った。 認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約を 16 件終了（完遂率 100%）した。 また、上記に加え、以下の取組を実施。 ① 認証審査及び規格適合性評価に関する国際的な規格（RAMS 規格）に係るセミナーを 7 回開催し、受審する側の理解度向上に貢献した。 ② 国土交通省が主催する「鉄道技術標準化検討会」に委員として参画し、令和 7 年 6 月、「鉄道技術標準化ビジネスプラン」のとりまとめに貢献した。 ③ 内閣府特命担当大臣及び経団連副会長が議長を務める「国際標準に係る官民ハイレベルフォーラム」に委員として参画し、令和 8 年 3 月、官民で取り組む「国際標準・ルールに係る今後の我が国の取組に係る提言」のとりまとめに貢献した。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」評定とした。 <その他事項> ・「A」評定について異論はなかった。
--	---	---	---	--	--	---	--

					Ed. 2、IEC 62278-1 Ed1.0 及び IEC 62278-2 Ed. 1.0 の 3 規格が新規に発行されたが、今後新規格に対する認証審査・適合性評価に関するニーズが高まることが予想されることから、審査内容の旧規格との差分分析、マネジメント文書の改訂、審査員への教育、認定機関との協議など準備を進めた。 海外での認知度向上に関しては、鉄道技術の総合見本市「第 9 回鉄道技術展 2025」において、ブースの出展およびパンフレット配布を行った。また関係メーカーの協力を得つつ、海外鉄道プロジェクトにおける認証活用実績リストを交通安全環境研究所 HP に掲載する等、認知度向上に努めた。 さらに、認証審査及び規格適合性評価に関する国際的な規格の理解度向上に向け以下のセミナーを開催した。（「RAMS 規格セミナー」 7 回開催） 本取り組みの成果として、関係メーカー等からの業務需要に確実に対応し、認証書の発行や規格適合性に関する報告書の発行を通じ、我が国鉄道システムの海外展開に貢献した。 また、経済産業省が主催する「令和 7 年度産業標準化事業表彰」においてその功績が認められ、「イノベーション・環境局長表彰」を受賞した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
昨年度に引き続き、機構の業績向上努力により、受託研究の受諾可否を研究企画会議にて事前に検討する仕組みを構築して、国及び民間からの受託研究を積極的に獲得しても完遂できる体制を整えた結果、受託件数の増加（令和 6 年度：79 件→令和 7 年度：86 件）し、受託契約額は昨年度並み（令和 6 年度：約 12.1 億円→令和 7 年度：約 11.7 億円）に維持した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I. 4. (1) (2) (3)	その他国土交通行政への貢献 盗難車両対策 点検・整備促進への貢献等 関係機関との情報共有の促進		
業務に関連する政策・施策	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活の確保 17 自動車の安全性を高める	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号、第 6 号
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
検査員研修等への講師派遣回数	年間 1,000 回程度	－	1,179 回	1,564 回	1,857 回	1,721 回	1,532 回	予算額（百万円）	23,035	27,922	28,236	30,703	28,404
								決算額（百万円）	21,034	27,527	27,127	29,113	28,332
								経常費用（百万円）	15,448	17,766	21,809	25,230	26,900
								経常利益（百万円）	4,871	10,653	6,312	3,116	1,909
								行政コスト（百万円）	18,717	20,990	24,579	27,892	29,542
								従事人員数	1,032	1,043	1,057	1,073	1,013

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 盗難車両対策 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん等の盗難や不正が疑われる受検事案があった場合には、速やかに国土交通省へ通報すること。	(1) 盗難車両対策 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん等の盗難や不正が疑われる受検事案があった場合には、速やかに国土交通省へ通報しま	(1) 盗難車両対策 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん等の盗難や不正が疑われる受検事案があった場合には、速やかに国土交通省へ通報しま	<主な定量的指標> 検査員研修等への講師派遣回数 <その他の指標> 特になし。 <評価の視点> 計画通り着実に実行できているか。	<主要な業務実績> 自動車の盗難防止等に貢献するためネットワークシステムを活用し、車台番号の改ざん事例を全国展開することにより、職員による改ざん等に関する確認能力の向上を図るとともに、同一車両が他の地域において通過することのないように車台番号の改ざん等が疑われる自動車を全国で 82 件発見し、国土交通省へ通報を行った。そのうち 2 件の盗難車の発見に貢献した。	<評定と根拠> A 国土交通省が行う検査員研修等への講師派遣依頼に対して、1,532 回(達成率 153%)、1,584 名の職員を派遣し、審査事務規程や OBD 検査等について講義を行った。 また、車台番号の改ざ	評定 A 国土交通省が行う検査員研修等について、目標では年間 1,000 回程度講師派遣するとされていたところ、1,532 回を講師派遣（達成率：153%）した。1,584 名の職員を派遣し、審査事務規程や OBD 検査等について講義を行った。 また、車台番号の改ざんなどが疑われる受検車両を全国で 82 件発見し国土交通省に通報し、そのうち 2 件の盗難車の発見に貢献するとともに OBD 検査システムの車両識別番号（VIN）読取機能を活用し、車台番号の改ざんの恐れがある場合、注意喚起を行う旨の対

	また、OBD 検査システムを活用し、車台番号の改ざんの検出や検査における同一性確認を効率的に行う手法を検討すること。 （２）点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備及びリコール改修の促進のため、国土交通省と連携して啓発活動を行い、また、国土交通省が行う指定自動車整備事業者の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努めること。 また、自動車特定整備事業者が行う点検・整備についても、自動車機構が構築する OBD 検査システムとの連携を通じ、促進を図ること。 【指標】 ● 国土交通省が実施する検査等に係る研修等への講師の派遣状況（評価指標）	す。 また、OBD 検査システムを活用し、車台番号の改ざんの検出や検査における同一性確認を効率的に行う手法を検討します。 （２）点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備及びリコール改修の促進のため、国土交通省と連携して啓発活動を行い、また、国土交通省が行う指定自動車整備事業者の検査員研修等に講師を5,000回程度派遣するなどの支援に努めます。 また、自動車特定整備事業者が行う点検・整備についても、自動車機構が構築する OBD 検査システムとの連携を通じ、促進を図ります。	す。 また、OBD 検査システムを活用し、車台番号の改ざんの検出や検査における同一性確認を効率的に行う手法を検討します。 （２）点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備及びリコール改修の促進のため、国土交通省と連携して啓発活動を行い、また、国土交通省が行う指定自動車整備事業者の検査員研修等に講師を1,000回程度派遣するなどの支援に努めます。 また、自動車特定整備事業者が行う点検・整備についても、自動車機構が構築する OBD 検査システムとの連携のあり方に関する検討を進めます。	また、盗難車の発見に貢献した職員は業績表彰の対象にすることとし、職員の意欲向上に努めた。 自動車の電子制御装置に記録されている車台番号の読み取りについて、代替手法の調査及び実車での検証を行った。 適切な点検・整備を促進する観点から、点検整備推進運動に参加した。 また、リコールに該当する不具合の早期発見と迅速な措置に繋がるよう車両の不具合情報の収集に努め、設計製造に起因するおそれのある不具合情報を国土交通省に報告した。 加えて、国土交通省が行う自動車検査員研修等の講師依頼を受け、令和7年度は1,532回延べ1,584名の職員を派遣し、審査事務規程についての講義を行った。 OBD 検査の結果を利活用し、点検・整備の促進、リコールに繋がるデータの抽出を可能とするため、情報集計・分析が行える BI ツールを構築した。 また、OBD 検査不合格車両の点検・整備に必要なスキャンツールの機能拡充に向けて国土交通省を中心に検討されている、自動車メーカーからスキャンツールメーカーへの技術情報提供のスキームにおいて、技術情報提供の仲介等の役割を担うこととした。 本部と交通安全環境研究所、各地方検査部等とが連携し、地震や大雨、台風、大雪等、頻発する自然災害等による職員の安否、施設への被害状況、業務継続の可否等の情報を国土交通省や関係機関と共有して連携を図った。	んなどが疑われる受検車両を国土交通省に通報し、2件の盗難車の発見に貢献した。 加えて、自動車の電子制御装置に記録されている車台番号を読み取り、改ざんの検出を行う手法を実車で検証を実施した。 以上の理由により、所期の目標を上回る成果が得られており、A評定と認められる。 <課題と対応> 特になし。	応を実施した。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」評定とした。 <その他事項> （外部有識者からの意見） ・「A」評定について異論はなかった。
--	---	---	---	--	--	---

	（３）関係機関との情報共有の促進 国土交通省から提供される車両諸元情報を検査業務に活用できるようデータベース化を令和４年度中に検討すること。 また、大規模災害等に備えてハード、ソフト面で国土交通省や関係機関との連携を図ること。	（３）関係機関との情報共有の促進 国土交通省から提供される車両諸元情報を検査業務に活用できるようデータベース化を令和４年度中に検討します。 また、大規模災害等に備えてハード、ソフト面で国土交通省や関係機関との連携を図ります。	（３）関係機関との情報共有の促進 大規模災害等に備えてハード、ソフト面で国土交通省や関係機関との連携を図ります。				
--	--	---	--	--	--	--	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ. 1. (1) (2) (3) 2. (1) (2) (3)	業務運営	一般管理費及び業務経費の効率化目標等、調達の見直し、業務運営の情報化・電子化の取組	
	組織運営		
当該項目の重要度、困難度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー 予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（運営費交付金を充当して行う業務に限る。人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の効率化	中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6％程度削減	－	0％	0％	0％	0％	5.82％	年度計画で数値を定量化していないため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
	業務経費（運営費交付金を充当して行う業務に限る。人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の効率化	中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2％程度削減	－	0％	0％	0％	0％	1.98％	年度計画で数値を定量化していないため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	運営費交付金を充当	運営費交付金を充当	運営費交付金を充当	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	B

	して行う業務については、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6％程度、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2％程度、それぞれ抑制すること。 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、調達の効率化、コスト縮減を図ること。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務	して行う業務については、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6％程度、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2％程度、それぞれ抑制します。 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、調達の効率化、コスト縮減を図ります。 また、随意契約につ	して行う業務については、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2％程度、それぞれ抑制します。 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「令和7年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施し、調達の効率化、コスト縮減を図ります。 また、随意契約につ	・一般管理費の効率化 ・業務経費の効率化 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 計画通り着実に実行できているか。	実施計画策定段階において、必要以上の金額となっていないか精査を行い経費の削減に努めている。 また、予算の執行状況を逐次把握のうえ、四半期毎に不用額を引き上げることで経費の抑制に努めた。 「令和7年度独立行政法人自動車技術総合機構調達等合理化計画」に基づき、契約監視委員会において点検・見直しを実施するとともに、同計画において調達の改善等を図る観点から、重点的に取り組む分野に掲げた審査上屋等における改修等工事に関する調達については、引き続き、公告期間について当機構の規定する期間より多くの期間を確保するとともに、仕様書内容を具体的かつ詳細に明示するなど、透明性、競争性の確保に努めた。 また、隣接する他の研究機関と交通安全環境研究所において、昨年度に引き続き共同調達を実施。加えて、独立行政法人国際観光振興機構と自動車技術総合機構本部における共同調達では、これまでのコピー用紙購入のほか名刺の印刷も新たに実施したことにより共同調達の件数は6件となった。 令和6年度に更改した情報システム基盤について、運用実態を踏まえた見直しを行い、機構職員用PCの割り当てやライセンス付与方法を整理することで、情報システム資源の効率的な活	B 業務実績のとおりに着実な実施状況にあると認められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・「B」評定について異論はなかった。
--	--	---	--	--	--	---	--

	について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。 自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、情報システム基盤の整備及びセキュリティ対策等を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うことにより、業務運営の合理化及び効率化を図ること。 自動車機構においては、新技術や社会的要請に対応するため、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた自動運行装置に係る基準適合性審査、OBD 検査	について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施します。 自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、情報システム基盤の整備及びセキュリティ対策等を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、必要な体制の整備を行い、情報システムの適切な整備及び管理を行う事により、業務運営の合理化及び効率化を図ります。 自動車機構においては、新技術や社会的要請に対応するため、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた自動運行装置に係る基準適合性審査、OBD 検査	について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施します。 自動車機構内の効率的な情報共有を図り、円滑かつ迅速な意思決定プロセスを推進するため、令和 6 年度に更改した情報システム基盤の運用実態に合わせた見直しの検討及びセキュリティ対策等を進めるとともに、各業務システムについても、自動車機構が保有するシステム全体としての最適化の観点から見直しを検討するなど、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、必要な体制の整備を行い、情報システムの適切な整備及び管理を行う事により、業務運営の合理化及び効率化を図ります。 自動車機構においては、新技術や社会的要請に対応するため、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた自動運行装置に係る基準適合性審査、OBD 検査	用を図った。 また、情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ研修、役職別自己点検、標的型攻撃メール訓練を確実に実施し、役職員のセキュリティ意識および対応力の向上を図った。さらに、令和 7 年度から情報システム委員会を設置し、各業務システムに関するヒアリングを実施することで、機構全体としてのシステム最適化と業務運営の合理化・効率化を推進した。加えて、IT 人材育成計画に基づく研修や資格取得支援を行い、デジタル人材の育成を進めた。 OBD 情報・技術センターについて、OBD 検査システムを安定して運用するとともに、OBD 検査不合格車両の点検・整備に係る自動車整備事業者への技術的支援等の対応を行うため、体制の強化を行った。 また、地方検査部等においても OBD 検査業務専門官等を中心として、検査現場における OBD 検査の課題把握を行うとともに、整備主任者研修等における OBD 検査の実施方法や注意点に係る説明等の技術的支援を実施した。 地方検査部等において、令和 6 年 10 月の本格運用開始以降も円滑に検査が行えるように OBD 検査を補助する OBD 検査補助員を配置し、体制の強化を図った。 加えて、検査施設適正配置計画や標準的な検査の処理台数等		
--	--	--	---	---	--	--

	に必要な技術情報の管理、自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査等の業務や、並行輸入自動車の事前の書面審査に係る業務等について、重点的に要員を配置するなど体制の強化を図ること。 特に、OBD 検査に必要な技術情報の管理に関する業務については、約 9 万もの自動車整備事業者を含め、全国で OBD 検査が円滑に行われるために必要なシステム構築・運用など、極めて重要な役割を担うものであることから、専門部署の設置を含めた十分な体制強化を行うとともに、OBD 検査の高度化等についても、当該部署において調査・検討を実施すること。また、地方検査部等においても、OBD 検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な運用状況調査、当該技術情報の提供等に係る整備事業者への技術的支援等が対応可能な体制を整備すること。	に必要な技術情報の管理、自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査等の業務や、並行輸入自動車の事前の書面審査に係る業務等について、重点的に要員を配置するなど体制の強化を図ります。 特に、OBD 検査に必要な技術情報の管理に関する業務については、約 9 万もの自動車整備事業者を含め、全国で OBD 検査が円滑に行われるために必要なシステム構築・運用など、極めて重要な役割を担うものであることから、現在の OBD 検査業務準備室に代わる専門部署の設置を含めた十分な体制の強化を行うとともに、OBD 検査の高度化等についても、当該部署において調査・検討を実施します。また、地方検査部等においても、OBD 検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な運用状況調査、当該技術情報の提供等に係る整備事業者への技術的支援等が対応可能な体制を整備します。	に必要な技術情報の管理、自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査等の業務や、並行輸入自動車の事前の書面審査に係る業務等について、重点的に要員を配置するなど体制の強化を図ります。 特に、OBD 検査に必要な技術情報の管理に関する業務については、約 9 万もの自動車整備事業者を含め、全国で OBD 検査が円滑に行われるために、極めて重要な役割を担うものであることから、システム運用、整備事業者への技術的支援等の対応が可能となるよう、OBD 情報・技術センターについて、引き続き必要な体制の強化を行います。 また、地方検査部等においても OBD 検査業務専門官等を中心として、OBD 検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な運用状況調査、当該技術情報の提供等に係る整備事業者への技術的支援等を実施します。	の考え方についても見直しを行い、検査コース数の柔軟な運用により、職員の負担軽減及び受検者利便の向上を図った。 役職員の給与については、国家公務員に準じた給与体系としており、検証した結果ラスパイレス指数は 99.1%であり、国家公務員の給与水準に照らし適切であった また、検証結果等については当機構ホームページにおいて公表している。		
--	---	---	---	--	--	--

	さらに、検査施設適正配置計画や標準的な検査の処理台数等の考え方についても見直しを行い、検査コース数の柔軟な運用により、職員の負担軽減及び受検者利便の向上を図ること。	さらに、検査施設適正配置計画や標準的な検査の処理台数等の考え方についても見直しを行い、検査コース数の柔軟な運用により、職員の負担軽減及び受検者利便の向上を図ります。	さらに、検査施設適正配置計画に基づき、コース数の柔軟な運用により、職員の負担軽減を図ります。			
	自動車機構の業務が全体として効果的・効率的に実施されるよう必要な見直しを行うとともに、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた業務の状況を把握した上で、関係機関との調整を担う本部機能の強化を含め、本部のあり方について検討すること。	自動車機構の業務が全体として効果的・効率的に実施されるよう必要な見直しを行うとともに、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた業務の状況を把握した上で、関係機関との調整を担う本部機能の強化を含め、本部のあり方について検討します。	自動車機構の業務が全体として効果的・効率的に実施されるよう必要な見直しを行うとともに、改正法の施行を受けて新たに行うこととされた業務の状況の把握に努めます。			
	また、今後、国土交通省において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討を行う際には、自動車機構の事務所等の集約・統合化の可否も併せて検討すること。	また、今後、国土交通省において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討を行う際には、自動車機構の事務所等の集約・統合化の可否も併せて検討します。	また、国土交通省において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討を行う際には、自動車機構の事務所等の集約・統合化の可否も併せて検討します。			
	年功主義にこだわらない能力に応じた適正な人員配置を行い、給与水準については、国家公務員の給与水準も	年功主義にこだわらない能力に応じた適正な人員配置を行い、給与水準については、国家公務員の給与水準も	年功主義にこだわらない能力に応じた適正な人員配置を行い、給与水準については、国家公務員の給与水準も			

	十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。	十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。				
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ. (1)(2)(3)	財務運営の適正化、自己収入の拡大、保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	受託研究等	年間 60 件	－	104 件	90 件	89 件	79 件	86 件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ること。 「独立行政法人会計基準」（平成 30 年 9 月 3 日改訂）に基づき、運営費交付金の会計処理における収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行うこと。 また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う	中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ります。 「独立行政法人会計基準」（平成 30 年 9 月 3 日改訂）に基づき、運営費交付金の会計処理における収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。 また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行い	中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ります。 「独立行政法人会計基準」（令和 3 年 9 月 21 日改訂）に基づき、運営費交付金の会計処理における収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。 また、年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行いま	＜主な定量的指標＞ ・受託研究等 ＜その他の指標＞ 特になし。 ＜評価の視点＞ 計画通り着実に実行できているか。	＜主要な業務実績＞ 中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画について、適宜見直しを行うことにより、健全な財務体質の維持を図った。 独立行政法人会計基準の改訂に伴い、引き続き、運営費交付金の会計処理は、「業務達成基準」を採用し、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については「期間進行基準」を採用している。 なお、運営費交付金債務については、当期末における運営費交付金債務残高はない。 国等からの受託研究等を 86 件実施し、また、研究施設の外部利用の促進により、自己収入の確保・拡大を図った。	＜評定と根拠＞ A 国等からの受託研究等を 86 件実施（達成率 143%）し、自己収入の確保・拡大に貢献した。 加えて、研究施設の貸し出し等について HP にて有償による貸出を案内し、自社でテストコースを所有していない自動車メーカーに、熊谷試験場のテストコースを貸出やロープ曲げ疲労試験装置および索道用握索装置試験施設等の研究施設の外部利用促進を図っていた。 以上の理由により、所	評定	A
								＜評定に至った理由＞ 国等からの受託研究等を 86 件実施（達成率 143%）し、自己収入の確保・拡大に貢献した。 加えて、研究施設の貸し出し等について HP にて有償による貸出を案内し、自社でテストコースを所有していない自動車メーカーに、熊谷試験場のテストコースを貸出やロープ曲げ疲労試験装置および索道用握索装置試験施設等の研究施設の外部利用促進を図っていた。 以上のことを踏まえ、機構の業績向上努力により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」評定とした。

	こと。 知的財産権の実施許諾の推進、研究・試験・研修施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ること。 これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を300 件程度実施すること。 保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行うこと。	ます。 知的財産権の実施許諾の推進、研究・試験・研修施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ります。 これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を300 件程度実施します。 保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行います。	す。 知的財産権の実施許諾の推進、研究・試験・研修施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ります。 これらの目標達成のため、具体的には、国等からの受託研究等を60 件程度実施します。 保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行います。		保有資産については、その利用度等に照らして、現時点においては当機構の業務上必要不可欠なものであることから、その有効利用の可能性については不断に検討しつつ、現有資産の活用により本来業務の質の確保を図った。	期の目標を上回る成果が得られており、A 評価と認められる。 <課題と対応> 特になし。	<その他事項> (外部有識者からの意見) ・「A」評価について異論はなかった。
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を6,000百万円とします。	予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を6,000百万円とします。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> 実施無し。	<評価と根拠> － <課題と対応> －	評価	－
							<評価に至った理由> 該当がない。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V.（1）（2）（3） （4）（5）（6）	自動車の設計から使用段階までの総合的な対応 施設及び設備に関する計画 人材確保、育成及び職員の意欲向上 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成 内部統制の徹底 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 16 条第 1 項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部監査等の実施	年間 48 箇所	－	25 箇所	37 箇所	41 箇所	51 箇所	50 箇所	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）自動車の設計から使用段階までの総合的な対応 自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取り組みを総合的に行う我が国唯一の機関として、中期目標期間中の研究開発の方針（別紙１）の見直し可否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策を検討するため、理事長及び全理事からなる会議体（総合技術戦略本部）を設置すること。 【重要度：高】 自動車の設計から使用段階ま	（１）自動車の設計から使用段階までの総合的な対応 自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取り組みを総合的に行う我が国唯一の機関として、中期計画期間中の研究開発の方針（別紙１）の見直し可否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策を検討するため、理事長及び全理事からなる会議体（総合技術戦略本部）を設置します。 【重要度：高】 自動車の設計から使用段階まで	（１）自動車の設計から使用段階までの総合的な対応 自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取組を総合的に行う我が国唯一の機関として、令和３年度に設置した理事長及び全理事からなる総合技術戦略本部において、中期計画期間中の研究開発の方針（別紙１）の見直し可否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策を検討します。	＜主な定量的指標＞ 内部監査等の実施 ＜その他の指標＞ 総合技術戦略本部の開催状況。 ＜評価の視点＞ ・内部統制の取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行い、内部統制の充実・強化を図っているか。 ・計画通り着実に実	＜主要な業務実績＞ 理事長及び全理事により構成される総合技術戦略本部を設置し、研究部門、検査部門、認証審査・リコール部門の部門間における連携方策について、以下の取組みを実施した。 ① 街頭検査における騒音の新たな検査手法の導入に係る検討 令和２年度から開発を実施してきた騒音の不正改造車スクリーニングシステムにおいて、街頭監査での使いやすさを意識した持ち運び・設置が容易な計測機器を製作し、関東検査部において実路を対	＜評定と根拠＞ B 業務実績のとおりに着実な実施状況にあると認められる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの意見） ・「B」評定について異論はなかった。	

	でを総合的に対応する我が国唯一の機関として、中期目標期間中の研究開発の方針（別紙１）の見直し可否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策の検討を進めることは、自動車に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るために極めて重要である。	を総合的に対応する我が国唯一の機関として、中期計画期間中の研究開発の方針（別紙１）の見直し可否の定期的な検討や、シナジー効果を更に創出する連携方策の検討を進めることは、自動車に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るために極めて重要である。				行できているか。	象とした実証実験を実施するとともに、二輪車を用いてテストコース上で動作検証試験を行った。		
	【指標】 ● 総合技術戦略本部の開催状況（モニタリング指標）	【指標】 ● 総合技術戦略本部の開催状況（モニタリング指標）					具体的には、令和８年２月に関東検査部が実施した街頭検査において、容易に設置できること及び120 台の車両に対しての画像取得及び音量の計測が確認できた。		
	（２）施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため、施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めること。	（２）施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため、施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。	（２）施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため、施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。				また、プログラム変更により音源位置可視化の処理速度向上が大幅に向上（具体的には 10 秒から 3 秒に短縮）した。		
							以上により、現場において運用可能であることが確認された。		
							② 車載燃費記録計（OBFCM）を活用するための基礎検討 OBFCM 搭載車の調達が困難な状況を踏まえ、将来的に OBFCM から取得可能となるデータとして、e 燃費で公開されているユーザーデータ（走行距離、燃料消費量）から、実燃費に影響を与える要因について分析を行い、実燃費評価に必要なデータの特定を行った。OBFCM から取得可能となる実燃費のデータの利活用に向け、燃費データの利活用案を検討し、利活用案の実現性評価・優先度付けを行い、利活用案の実現に向けた機構の対応方針を整理した。OBD 検査システムを活用した OBFCM 情報の読み出しに向け、環境研究部及び情報統括部門職員の知見を活用しながら、ベンダーとの打ち合わせを経てシステムの仕様を確定し、開発中である。		
							③ PM 粒子数（PN）計測機器を活用した新たな検査方法の導入に係る検討 北陸信越検査部、九州検査部、		

(4) 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成 自動車機構の活動について、ホームページ等を活用して広報の充実強化を図るとともに、SNS でのイベント案内、採用情報、プレスリリース等の配信や、インターンシップの実施に取り組むなど、積極的な情報提供を進めることを通じ、自動車の安全確保・環境保全に対する国民意識の向上に貢献すること。	革を推進します。 上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を策定します。 (4) 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成 自動車機構の活動について、ホームページ等を活用して広報の充実強化を図るとともに、SNS でのイベント案内、採用情報、プレスリリース等の配信や、インターンシップの実施に取り組むなど、積極的な情報提供を進めることを通じ、自動車の安全確保・環境保全に対する国民意識の向上に貢献します。 交通安全環境研究所においては、対外的プレゼンス向上等の取組の一つとして、研究所の業務・成果を広く国民に網羅的に紹介する交通安全環境研究所フォーラム及びタイムリーな特定のテーマにかかる研究成果等を紹介する講演会をそれぞれ1回程度開催するとともに、研究所の活動について広く国民の理解を得るため、研究所の一般公開を毎年1回程度実施します。	S) の向上に繋がる働き方改革を推進します。 上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針の策定に向けた検討を進めます。 (4) 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成 自動車機構の活動について、ホームページ等を活用して広報の充実強化を図るとともに、インターンシップの実施に取り組むなど、積極的な情報提供を進めることを通じ、自動車の安全確保・環境保全に対する国民意識の向上に貢献します。 交通安全環境研究所においては、対外的プレゼンス向上等の取組の一つとして、研究所の業務・成果を広く国民に網羅的に紹介する交通安全環境研究所フォーラム及びタイムリーな特定のテーマにかかる研究成果等を紹介する講演会をそれぞれ1回開催するとともに、研究所の活動について広く国民の理解を得るため、研究所の一般公開を1回実施します。		この知見は国土交通省と共有しており、EVS フェーズ3のトピックとして、中国が提案した”EVの底部分の保護強化に関する安全基準の策定”にも大きく関係しており、国際基準活動の議論に貢献した。 また、リコール技術検証部において、事例分析をもとに火災原因診断ツリーを研究部の知見を反映して作成した。 ⑤ 検査業務のDX化に向けた調査・検討 検査業務の効率化、検査官の負担軽減を目的として、AIの学習機能を活用し、検査の際にカメラから取得した受検車両の画像データを、事前に収集した車両の外観及び下回りの純正画像データと自動的に照合することにより、変更箇所や破損箇所の発見への活用を目指している。 令和7年度における取組みは以下のとおり。 ・車両の3次元形状計測データに基づいた外観形状の異常検知手法に関する特許を申請。 ・関東検査部において令和8年2月2日から2月20日の期間に車両底部の画像撮影実験を実施。 ・ライトテスター画像の取得に関する技術的問題を解決し、取得実験へ向けて調整。 ⑥ バッテリー非破壊診断技術を活用した認証審査および車検に備える活動 バッテリー非破壊診断技術を活用して、認証審査時や車検時のバッ	
(5) 内部統制の徹底 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施すること。 また、理事長及び全理事を構	(5) 内部統制の徹底 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施します。 また、理事長及び全理事を	(5) 内部統制の徹底 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施します。 また、理事長及び全理事を構			

成員とする内部統制委員会及び同委員会に設置しているリスク管理委員会並びに検査業務適正化推進本部を引き続き設置し、自動車機構の長のリーダーシップのもと、内部統制の取組について実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行うこと。本見直しを着実に実施することを目的として、本部、交通安全環境研究所及び全ての地方検査部等に対し、中期目標期間中に内部監査等を実施すること。 また、監事を補佐する監事監査室において、引き続き、内部統制のモニタリングを適切に実施すること。 研究不正の防止に向けた取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）に従って、適切に取り組むこと。 個人情報の保護、情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティの強化を図ること。	構成員とする内部統制委員会及び同委員会に設置しているリスク管理委員会並びに検査業務適正化推進本部を引き続き設置し、自動車機構の長のリーダーシップのもと、内部統制の取組について実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行います。本見直しを着実に実施することを目的として、本部、交通安全環境研究所及び全ての地方検査部等に対し、中期計画期間中に内部監査等を実施します。 また、監事を補佐する監事監査室において、引き続き、内部統制のモニタリングを適切に実施します。 研究不正の防止に向けた取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）に従って、適切に取り組みます。 個人情報の保護、情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティの強化を図ります。 （6）独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 16 条第 1 項に規定する積立金の使途 自動車技術総合機構法第 16 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 12 条に規定する業務の運営の使途に充てます。	成員とする内部統制委員会及び同委員会に設置しているリスク管理委員会並びに検査業務適正化推進本部を引き続き設置し、自動車機構の長のリーダーシップのもと、内部統制の取組について実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行います。本見直しを着実に実施することを目的として、令和 6 年度期間中に 48 箇所に対し、内部監査等を実施します。 また、監事を補佐する監事監査室において、引き続き、内部統制のモニタリングを適切に実施します。 研究不正の防止に向けた取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）に従って、適切に取り組みます。 個人情報の保護、情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティの強化を図ります。 （6）独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 16 条第 1 項に規定する積立金の使途 自動車技術総合機構法第 16 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 12 条に規定する業務の運営の使途に充てます。		テリの安全性確認や認証審査時の一充電走行距離測定法の高度化について検討するため、令和 6 年度に実施した車両 2 台を対象としたバッテリー非破壊診断技術の実証試験をもとに、データサンプリング手法と解析手法に関する技術的なまとめを行い、令和 7 年 10 月の（公社）自動車技術会主催の令和 7 年秋季大会において発表、論文投稿し、査読付き論文として受理された。 さらに、6 台の車両を対象としたバッテリー非破壊診断を完了した。これについては、今後解析を行い、令和 8 年 10 月に開催予定の同大会でも発表するよう準備を進めているところ。 また、自動車技術総合機構総合技術戦略本部会合において、交通安全環境研究所研究部と機構本部検査部との間でシナジー施策の方向性を決めるための意見交換を行った。 検査コースにおいて使用年数が長く、故障発生の可能性が高い 17 基の検査機器について、老朽更新を実施した。 検査機器の適切な維持管理のため、引き続き、検査機器の定期点検契約を本部一括で契約を行い、機器メーカーに対して、定期点検の確実な実施及び故障への迅速な対応等の要請を行った。 令和 7 年度の施設及び整備に関しては次のとおり。 (審査勘定)		
---	---	---	--	---	--	--

				基準策 定・改正 等に伴う 試験設備 の導入・ 改造 新たな脚部 インパクト の導入に伴 う歩行者保 護試験設備 工事 自動車試験 場審査上屋 シャッター 等改修工事 31,460 千円 自動車技術総合機構の役割に合致した人材の確保のため、通年での採用活動を行い、年3回の募集を行った結果、自動車技術総合機構独自で35名を新規採用した。 このうち民間企業等で自動車に関する専門的知識及び経験を培った人材を5名採用した。 人事院勧告を踏まえた俸給や通勤手当、期末・勤勉手当額の引き上げ、非常勤職員の休暇付与の前倒しや一部特別休暇の有給化等、職員の処遇改善により働きやすい環境整備を図った。 イントラネットに掲載する研修映像を拡充し、e-ラーニングによる予習復習及び研修生以外の視聴が可能であることを周知して研修効果の向上を図った。 OBD 検査に関する研修資料及び検査実施のための解説映像を、本番環境に対応した内容に更新し、OBD 検査が円滑に実施されるよう措置した。 その他、業務への取組意欲の向		
--	--	--	--	--	--	--

				上を図るため多様な業務を取り上げ、以下のとおり業績表彰を行った。 ➤ 連続無事故を達成した検査部・事務所 20 部署 ➤ 街頭検査を積極的に取り組んだ7検査部、1事務所 ➤ 技術指導教官として研修内容の充実や検査現場の業務効率化に繋がる取り組みを進めた14名 ➤ 勤怠システムを改良し職員の業務負担の軽減に貢献した1名 ➤ OBD 検査の円滑な運用に貢献した1チーム ➤ 安全作業マニュアルの検証・改定に貢献した2チーム ➤ 検査場内における事故発生時に傷病者の適切な対応を行った1事務所 ➤ 登録確認調査員のワーキンググループを新設し登録関係業務に関する質の向上の貢献した1チーム ➤ 改造自動車審査結果通知書の偽造を見抜き誤った記載の自動車検査証の交付の防止に貢献した1名 ➤ 騒音規制情報が適切でない自動車予備検査証を発見し、騒音規制情報の誤通知拡大防止に貢献した1名 ➤ 並行輸入二輪自動車について、現車審査により点滅灯火を発見し、メーカー改善に繋がり、安全な交通社会の実現に貢献した1名 ➤ 並行輸入二輪自動車について、書面審査により騒音ラベルの情報記載漏れを発見し、		
--	--	--	--	--	--	--

				メーカー改善に繋がり、安全な交通社会の実現に貢献した1名 ➤ 型式指定申請スケジュールをシステム化により効率化に貢献した1チーム ➤ 自動車試験場の改修を推進し、当該施設にて二輪自動車や大型自動車の適合性審査業務を可能にした1チーム ➤ 型式指定等の申請書面管理業務の効率化を図った1チーム ➤ 大型重量車の一充電走行距離の合理的な評価方法を立ち上げた1名 ➤ 最大限にリクライニングしたフルフラット座席に着座した乗員が前面衝突事故に遭遇した場合の安全性を評価し、ガイドライン作成に貢献した1チーム ➤ 鉄道車両の台車の曲線走行状態を再現した試験が可能な国内唯一の試験施設を更新し、鉄道車両の安全確保に貢献した1チーム ➤ C B T Cシステムの設計安全性評価を実施し鉄道の安全安定輸送及び省力化に貢献した1チーム 当機構の活動については、ホームページを利用して積極的に情報提供するとともに、災害等によって検査コースの閉鎖があった場合には、その情報をホームページに掲載することにより、利用者に迅速に周知した。 また、交通安全環境研究所においては、研究所の業務・成果を広く国民に網羅的に紹介する交通安		
--	--	--	--	---	--	--

				全環境研究所フォーラム及びタイムリーな特定のテーマにかかる研究成果等を紹介する講演会をそれぞれ1回開催した。さらに、研究所の活動について広く国民の理解を得るため、研究所の一般公開を1回実施した。 令和7年度も内部統制委員会、リスク管理委員会、検査業務適正化推進本部会合を開催し、理事長及び地方検査部長の巡回等による内部統制の状況確認、機構内のリスク評価の見直し等を行い、今後の取り組みを検討するとともに、平成27年度に発生した神奈川事案の再発防止対策の実施状況を確認するなど、改めて内部統制を図った。 内部監査の運用の見直しを行い、基準適合性審査、不当要求防止対策及び事故防止対策の実施状況に関し、内部監査等を50箇所実施した。また、監査等の実施結果を他の地方事務所等へ横展開することにより、好事例の共有を図るとともに、改善を要する事項に関する自己点検を促し、同種事案の予防処置を図った。 内部統制のモニタリング等、監事監査が適切に実施されるよう、監事の事務補助者を確保する等して体制を整えた。 政府の「サイバーセキュリティ戦略」等の方針を踏まえ、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠した機構情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の強化を図った。具体的には、全職		
--	--	--	--	---	--	--

					員を対象とした情報セキュリティ基礎研修のアンケート結果、役職の役割別自己点検結果、標的型攻撃メール訓練の実施状況を踏まえ、研修教材の見直しを行った。また、情報システム担当者を対象とした情報セキュリティ重点研修を実施し、職場における身近なセキュリティ脅威への対応力と意識の向上を図った。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	なし	なし	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> 実績なし。	<評定と根拠> － <課題と対応> －	評定	－
							<評定に至った理由> 該当がない。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII	重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	なし	なし	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> 実績なし。	<評定と根拠> － <課題と対応> －	評定	－
							<評定に至った理由> 該当がない。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII.	剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	施設・設備の整備、広報活動、研究費への繰り入れ、海外交流事業（招聘、ワークショップ、国際会議等）に使用します。	施設・設備の整備、広報活動、研究費への繰り入れ、海外交流事業（招聘、ワークショップ、国際会議等）等に使用します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> 実績なし。	<評定と根拠> － <課題と対応> －	評定	－
							<評定に至った理由> 該当がない。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
	一定の事業等のまとめり（道路運送車両法に基づく執行業務等（保安基準適合性の審査、登録に係る確認調査、リコールに係る技術的検証等）（1.（1）～（3）、2.（2）～（3）、4.））		
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2. 主要な経年データ													
③ 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
自動車認証審査部外の専門家による研修	年間3回	－	3回	6回	6回	4回	4回	予算額（百万円）	23,035	27,922	28,236	30,703	28,404
検査コース閉鎖時間	年間 1,700 時間 以下	－	852 時間	1613 時間 45 分	832 時間 55 分	760 時間 11 分	602 時間 38 分	決算額（百万円）	21,034	27,527	27,127	29,113	28,332
重大事故の発生にかかる度数率	年平均 1.15 以下	－	0.00	0.70	0.65	1.05	0.21	経常費用（百万円）	15,448	17,766	21,809	25,230	26,900
街頭検査実施台数	年間 110,000 台	－	125,470 台	129,659 台	137,776 台	143,142 台	151,628 台	経常利益（百万円）	4,871	10,653	6,312	3,116	1,909
地方検査部等によるブロック研修	年間 10 回以上	－	11 回	13 回	12 回	15 回	14 回	行政コスト（百万円）	18,717	20,990	24,579	27,892	29,542
不具合情報の分析	年間 5,000 件	－	5,894 件	5,665 件	5,427 件	5,823 件	5,615 件	従事人員数	1,032	1,043	1,057	1,073	1,013
車両不具合の有無等の詳細検討	年間 50 件程度	－	69 件	65 件	57 件	52 件	66 件						
検証実験の実施	年間 10 件程度	－	11 件	10 件	11 件	12 件	12 件						
検査員研修等への講師派遣回数	年間 1,000 回程度	－	1,179 回	1,564 回	1,857 回	1,721 回	1,532 回						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価

					業務実績	自己評価		
	項目別評価調書の 該当箇所を参照	項目別評価調書の 該当箇所を参照	項目別評価調書の 該当箇所を参照	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績>	<評価と根拠> A <課題と対応>	評価	A
							<評価に至った理由> 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（平成27年4月1日国土交通省決定）の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均の結果を踏まえ「A」評価とした。 【項目別評価の算術平均】 （A4点×4項目×2＋B3点×1項目×2＋A4点×3項目）÷ （8項目＋5項目）≒3.84 ※なお、算術にあたっては、評価毎の点数をS：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い5項目（項目別評価総括表、項目別評価調書参照）については、加重を2倍としている。	

4. その他参考情報
特になし

1．当事務及び事業に関する基本情報			
	一定の事業等のまとめり（自動車及び鉄道等の研究業務等（2．（1）、3．））		
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 004198、004199

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
共同研究の実施	年間 18 件	－	29 件	26 件	30 件	22 件	20 件	予算額（百万円）	1,183	1,213	1,226	1,225	1,239
基準の策定等に資する調査、研究等を実施	年間 25 件	－	29 件	31 件	35 件	33 件	31 件	決算額（百万円）	1,667	1,664	1,706	2,193	2,073
国内外の学会等で研究成果を発表	一人平均 3 件	一人平均 3 件	一人平均 3.93 件	一人平均 3.68 件	一人平均 4.87 件	一人平均 3.74 件	一人平均 4.51 件	経常費用（百万円）	1,633	1,763	1,785	1,920	1,942
査読付き論文の発表	一人平均 0.5 件	一人平均 0.5 件	一人平均 0.7 件	一人平均 0.96 件	一人平均 0.84 件	一人平均 0.74 件	一人平均 0.90 件	経常利益（百万円）	△129	7	66	48	△7
受託研究等の実施	年間 60 件	－	104 件	90 件	89 件	79 件	86 件	行政コスト（百万円）	1,684	1,861	1,886	2,018	2,100
特許等の産業財産権の出願	年間 5 件	－	8 件	6 件	6 件	5 件	5 件	従事人員数	43	53	53	52	49
WP29 専門家会議等における発表	年間 6 回程度	－	9 回	10 回	13 件	12 件	11 件						
国内での ISO、IEC 等の専門家会議へ参加	年間 14 回程度	－	21 回	22 回	24 回	16 回	24 回						
認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約の完遂率を 100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	項目別評価調書の 該当箇所を参照	項目別評価調書の 該当箇所を参照	項目別評価調書の 該当箇所を参照	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞	＜評価と根拠＞ A ＜課題と対応＞	評価	A
							＜評価に至った理由＞ 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定）の規定に基づき重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均の結果を踏まえ「A」評価とした。 【項目別評価の算術平均】 （A 4 点× 6 項目× 2）÷（6 項目＋ 6 項目）≒ 4 ※なお、算術にあたっては、評価毎の点数を S：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点とし、重要度の高い 6 項目（項目別評価総括表、項目別評価調書参照）については、加重を 2 倍としている。	

4. その他参考情報
特になし